

210.18-H48ㄅ  
1200500729581

210.18  
H48



始



527



210.18  
H48



通航一覽

第一  
二



210.18  
H48

210.18  
H48

## 通航一覽

## 緒言

一、本書は、嘉永六年外交問題頻興の時に當り、大學頭林尙書が、職外交折衝の任にあるを以て、幕府の命に由り、對隣の琉球朝鮮支那より諸外國に關せる海政事項を綴集し、國號の起源、統治者の世系、我邦との交通等、大小の部門に區分して、上は永祿より下は文政年中に洎び、編年體に倣ひ、一々引書をも提證して、對外政要の起伏沿革を叙列し、終りに海防事項を附修して、時局を講究するもの、捷覽に便したるなり。記載詳略あり、雖も、網羅する所の史徵文獻は、悉く精核にして、一も褒貶の私見を加へず、永祿文政間二百六十餘年の外交顛末を、諄正に公供したる一大完編なり。

一、原書、卷を立ること二百五十卷。本編三百五十卷、附録廿三卷、凡例總目二卷、繪圖一帙、記載する所

は、琉球、自卷一至卷二十四朝鮮、自卷廿五至卷百三十七長崎異國通商部、自卷百三十八至卷百六十九異國渡來部、自卷百七十至卷百九十七唐國、自卷百九十八至卷二百三十八阿蘭陀、自卷二百三十九至卷二百六十三暹羅、自卷二百六十四至卷二百六十九東埔寨、自卷二百七十至卷二百七十九艾萊、自卷二百八十至卷二百八十九浮泥、自卷二百九十至卷二百九十九田彈、自卷三百至卷三百一十九巴旦、自卷三百二十至卷三百二十九摩利伽、自卷三百三十至卷三百三十九瓜哇、自卷三百四十至卷三百四十九萬老高、自卷三百五十至卷三百五十九大人國、自卷三百六十至卷三百六十九小人國、自卷三百七十至卷三百七十九魯西亞、自卷三百八十至卷三百八十九北亞墨利加、自卷三百九十至卷三百九十九附録は、専ら長崎、松前、蝦夷、下田、三崎、浦賀、房總要塞の海防と、造艦鑄砲等この事項を挙げたり。體例慎密、朝廷の尊號、將軍の名稱の如きは、提頭、外國往來の文書は、其眞本に倣ひて提頭闕字の例を存したり。今本會が是を刊行するに當り、卷帙尠大なるを以て、専ら印式を縮約して、要覽を主としたるを以て、文書の法式の如きは、必ずしも一原書の體裁に準照せざる所あり。覽者諒焉。

明治四十五年六月

校訂者識

通航一覽第一目次

卷之一	琉球國部一、○平均始末、	一頁
卷之二	琉球國部二、○平均始末、	一五
卷之三	琉球國部三、○中山王來朝、	二四
卷之四	琉球國部四、○中山王來朝、	三三
卷之五	琉球國部五、○來貢、 <small>寛永十一年、正保元年、</small>	四〇
卷之六	琉球國部六、○來貢、 <small>慶安二年、承安二年、</small>	四八
卷之七	琉球國部七、○來貢、 <small>寛文十一年、</small>	五九
卷之八	琉球國部八、○來貢、 <small>天和二年、</small>	六九
卷之九	琉球國部九、○來貢、 <small>寶永七年、</small>	七七
卷之十	琉球國部十、○來貢、 <small>寶永七年、</small>	八七
卷之十一	琉球國部十一、○來貢、 <small>正徳四年、</small>	一〇〇

卷之十二……………二七

琉球國部十二、○來貢、正德四年、

卷之十三……………四〇

琉球國部十三、○來貢、享保三年、

卷之十四……………四四

琉球國部十四、○來貢、寬延元年、

卷之十五……………四六

琉球國部十五、○來貢、寶曆二年、

卷之十六……………四七

琉球國部十六、○來貢、明和元年、

卷之十七……………四八

琉球國部十七、○來貢、寬政二年、

卷之十八……………四七

琉球國部十八、○來貢、寬政八年、

卷之十九……………四八

琉球國部十九、○來貢、文化三年、

卷之二十……………四六

琉球國部二十、○來貢、文化三年、

卷之二十一……………四六

琉球國部二十一、○薩摩國來貢、○來貢等  
に付島津氏御手當拜借、○貿易

卷之二十二……………四五

琉球國部二十二、○唐國往來、

卷之二十三……………四七

琉球國部二十三、○唐國往來、

卷之二十四……………四三

琉球國部二十四止、○漂着、○漂流并異國  
人漂到、

卷之二十五……………四二

朝鮮國部一、○修好始末、從慶長四年  
至同五年、

卷之二十六……………四三

朝鮮國部二、○修好始末、從慶長六年  
至同八年、

卷之二十七……………四四

朝鮮國三、○修好始末、從慶長九年  
至同十一年、

卷之二十八……………四六

朝鮮國部四、○宗氏通信御用、參勤御暇、并家格  
御加増、老臣叙爵  
并拜  
調等、

卷之二十九……………四八

朝鮮國部五、○宗氏通信御用、謁封、  
御手當并拜借、

卷之三十……………四六

朝鮮國部六、○對馬國以訂菴輪番、

卷之三十一……………四八

朝鮮國部七、○宗氏通信使伺并掛合、從元和度、  
至明曆度、

卷之三十二……………四九

朝鮮國部八、○宗氏通信使伺并掛合、從天和度、  
至寬延度、

卷之三十三……………四五

朝鮮國部九、○宗氏通信使伺并掛合、文化度、

卷之三十四……………四五

朝鮮國部十、○宗氏通信使伺并掛合、文化度、

卷之三十五……………四七

朝鮮國部十一、○來聘御用掛附御書、御褒美  
等、從慶長度、  
至天和度、

卷之三十二.....四六〇

朝鮮國部十二、○來聘御用掛附御書、御褒美等、正徳度、

卷之三十三.....四六八

朝鮮國部十三、○來聘御用掛附御書、御褒美等、正徳度、

卷之三十四.....四八一

朝鮮國部十四、○來聘御用掛附御書、御褒美等、享保度、

卷之三十五.....四九四

朝鮮國部十五、○來聘御用掛附御書、御褒美等、享保度、

卷之三十六.....五一二

朝鮮國部十六、○來聘御用掛附御書、御褒美等、寛延度、

卷之三十七.....五二五

朝鮮國部十七、○來聘御用掛附御書、御褒美等、明和度、

### 第一目次終

## 通航一覽第一序

皇國所與地之正、寒暑中適、民物富庶、治隆於上、俗美於下、擊壤鼓腹、徧布海內、故異邦之來、通信貿商者不鮮矣、寬永中有以邪教攪邦俗者、於是、朝廷定制、通信則朝鮮琉球、貿商則支那和蘭而已、其他一切却之、蓋不啻其邪教之禁、亦以不待異邦諸品之給也、方今萬邦林立、皆以貿易爲業、商帆買舶、陸續來往於洋中、故近者復來、懇請通信貿商者往々有焉、而士大夫之好奇者、徒於異邦之廢興盛衰與夫俗尙器械、則汲々求之、措而後之、所以應接於彼者、則未必留意講究、夫如是而夷舶入津、急遽應接之際、求其體例、而不得卒然處之、苟有一錯失、則其將辱國體者、不爲小矣、是余之所以豫慮也、因令僚屬數輩、就舊籍古記、足以徵者哀輯、其係夷舶應接之事、听夕拮据、蕞蕞三換、以今茲告卒業、釐爲若干卷、命曰通航一覽、於是乎、海口有事、急遽應接之際、輒就此編、以求其體例、一覽瞭然、靡有遺

### 凡例

一 異國來往の事を略記せるもの、異國來往記、外國通信事略の類、世に行はる、今この編は、其事の詳略漏さず、記事神祖の御代、永祿九年御分國三河國片濱浦に、安南國の船漂着の事よりおこして、文恭院殿御代、文政八年異船打拂ひの新令を出されしに止まる、これ彼船處置の一變せしによりてなり、この令、實は附錄海防の部に出たれども、もと本編に通して、其始終の大意を包括せしものなり、自後の事は他日の再輯に譲る、但し當家に關らざる事、及び各國の方隅風俗等は、正文にこれを省き、各部の

漏、則何唯言語文辭之不失次叙也、實有不辱國體者存焉、蓋是編、肇於永祿、終於文政、爾後係此事者、將俟他日而續集之云、

嘉永六年龍集癸丑小春月、大學頭林尅識、同 門人關研書



首にこれを略記す、

一 外國の中、唐山、朝鮮、琉球の如きは、其風土人情我國と稍相似たり、南蠻西洋等の諸國にいたりては、これに反し、たゞ利と詭を専にす、甚しきは事を通商に託して、其國の豊を覗ひ、あるひは斬伐して奪ひし事、諸書に歴々たり、故に寛永中嚴にこれを排斥せらる、また我邦の人、異國渡海その來ること尙し、しかれども蠢愚の商夫たゞ、利を求めて、往々彼邪教に陥るものあり、よて其頃またこれをも禁せらる、然る時は、異國の來往其關係する所、實に容易ならず、是此編の在どころなり、

一體例諸國の序次は、五大洲にかゝはらず、また大小によらず、もと我邦來往の由をみるべきためなれば、其來往の年代をもて先後す、然れども、琉球は我附庸、朝鮮は隣好の與國なれば、諸國のはしめにこれを位置し、長崎港異國通商總括の部、及び異國渡海總括の部は、彼二國の外、諸蕃來往の總括たれば、其次となし、また南蠻と稱する諸州に至りては、勢ひ分割しかたきをもて、各一列とするを異例とす、但し通信通商の國にあらざるも、本邦の人漂

着せしか、あるひは本邦に漂着せし異船の類は、みな其國の部をたて、もらすことなし、  
一 漂着船等の中、言語文字相通せず、終に何國の船なるもしれざるものあり、此等はたゞ異國の部と題して、各國の末に掲ぐ、

一 寛永中南蠻船の事によりて、沿海の防禦を命せらる、元祿の頃異船の渡來稀なるをもて、しはらく廢せられしものありしか、寛政已來再その事を嚴にせらる、よて附するに海防の事を以す、かつ砲礮は、もと舶來の蠻物にして、戰陣の神器、海岸防禦の要具、これより先なるはなく、船舶もまた闕へからざるものなれば、共に附録す、

一本編は各國、附録は事をもつて門部を分つ、一部のうち、また分類して小目をたて、小目に係りし事は、其事により其目の下に、古今の來歴を分注して、概覽に備ふるあり、其小目といへるは、本編は入津漂着、あるひは拜禮獻上、附録は御備場所見立、又は船方調練等の如きこれなり、但し異國日記等に載る所、入津のうち拜禮の事を連記し、あるひは御書の因に拜禮獻上等の事を記せし類、分條し

かたきものあり、看る人察すへし、

一 毎條考證の書を概修して、本文を略記し、考證の書は一字を低く列載して便覽とす、且禁裡及び將軍家の尊稱は、すへて擡頭す、また本文及び按注は、禁裡將軍家の御事のみ御諡號を記し、其他はたゞ、引書のまゝを録して、此例に循はず、

一 其祿萬石に滿る輩は、本文及び按注に其實名を記す、萬石に滿るは、叙爵の人といへどもこれを略す、

一 考證の書は、假令野人の手記に出るものといへども、當時の形勢を見るべきため、更に修飾せず、たゞ孟浪杜撰の書は、これを抹去し、猥雜あるひは冗長に過たるは、截略して其要を摘採す、

一 一條のうち、同年の事考證一書にして兩事兩出せしは、はしめに年號支干を記し、餘は同年と録す、其書異なるに至りては、每書また年號を記して支干を略す、

一 一事の記に、大同小異かつ精粗あるは、其書の古きを存し、新しきを併せてその異同を分注す、然れども、其事によりてまた兩存せしもあり、

一 御書付の類はさらなり、外國の呈書、及び御返簡のこごき、其擡頭關字等、みな原書の本體を存す、傳寫その眞を失へるものは、また其まゝを記して、敢て私作を加へず、自餘の書は闕格に及ばず、  
一 採用の書、原本誤字ありて、類本の校訂すべきなく、文理解しかたきものは、本ノマ、と旁注し、脱行蠶食等は、□□□を加へて其闕を證す、また國字にてしるせし異國地名は、其旁に―を施し、異人の名は―を附し、漢字にて譯せしものは旁訓す、  
一 事體の詳細ならむかため、其圖をあらはすものあり、異國渡海の船、及び渡來の異國船、また其人物、あるひは朝鮮人曲馬、蠻國器物の類是なり、  
一 この編諸記録を涉獵網羅すといへども、引用の書多くは私記隨筆の類にして、殊に近代の事にいたりては、その材料乏しきにより、首尾全備せざり少からず、遺漏謬誤もまたまぬかれかたし、他日多くの典籍を得て、一たび補正のことあらは、もしくは海外處置の一助とならんか、

編人名氏

宮崎次郎太夫成身



松平庄九郎忠得  
 戸田寛十郎氏功  
 志賀元三郎篤  
 海老原武治利濟  
 高島俊七郎安詳  
 山上八十郎正直  
 内海源五郎範儀  
 水野又一郎勝永  
 島田音次郎節信  
 田上作左衛門時明  
 神田金太郎徳純

### 通航一覽卷之一

#### 琉球國部一

按するに、國名の字、中山世鑑に流虬と書し、隋の時羽騎尉朱寬をして、其國に至らしめ、萬濤の間にいて、地形を見るに、虬龍の水中に浮へる如きをもて、始て流虬といふ記し、隋書には流求と書す、宋書これに従ふ、南島志に、我永萬中源爲朝流れに従ひいへるは、附新唐書には流鬼、元史には琉球に作る、本邦の書には、龍宮、留求、琉球などの文字も記せり、今俗に、海中龍宮城ありといへるは、即ち琉球なりとの説あれども、姑くこれを舍く、中山傳信録に、今の文字に改めしは、明の洪武中よりの事とせり、然れども字治大納言か今昔物語に、仁壽三年宋の商人良暉か、琉球に漂流の事を載せて、既に琉球と記したれば、洪武以前今の文字を用ひし事知るへし、南島志に、此國地形南北長く、東西狭くして周廻七十四里、大島筆記に、南北四十里許、東西十里許と記し、琉球談には、南北六十里、東西四十五里と作る、みな本邦の里數をもて、王府の國の西南にありて、首里といふ、海港二所、東北にあるを運天といひ、西南に在るを那覇

といふ、また間切といへるあり、嶺郡といふ、其數三十六、即ち今歸仁、浦添、大里なり、此他海島三十六ありて、皆此國に屬すと記せり、大島筆記に、方位は本邦薩摩の南鄙二百四十里餘の海中にあり、八丈筆に、百四十里とあり、漢土へは、福州へ西行四百里許といふ、本國を大琉球といひ、大島を小琉球とも稱せり、其實今究めりたし、大島今に薩摩に屬すと中陵漫録に記し、枯木集には琉球領とあり、彼大島筆記は、寶曆十二年同島に漂着せし琉人の話を記したるものにして、島津家にて扶助ありし、國統は、中山傳信録、琉球國志略等によるに、始祖を天孫氏といふ、相傳ふる二十五世、逆臣利勇といふもの、其君を其名考ふ、弑して自立す、浦添按司舜天これを討せしにより、國人推て王となし天孫氏に代る、こは日本人皇の後裔、大里按司朝公の男子なり、保元紀事略に、我永萬中鎮西八郎爲朝、琉球國に渡り、大里按司の妹に嫁して舜天を産じ、されども故土を思ふ事切にして、遂に日本に歸り、嘉應二年平家の爲、自殺せしと記す、琉球談に、大里按司は爲朝の男なり、もしくは爲朝に其官を譲りしものか、然れば朝公は、即ち爲朝の爲を言きて稱したるなるへしといへり、定西法師琉球物語にも、彼國氏神の社は、鎮西八郎爲朝を崇めたり、其弓矢今に存すといへるは、此説三傳して義本にいたり、又天孫氏の裔英祖に位を譲れり、英祖四代王城の時、國內亂れ、大里按司山南王と稱し、今歸仁按司山北王と

稱し、王城は惟首里等の數所を有ち、自ら中山王と稱す、遂に國分れて三部となり、互に相攻伐せしか、中山王尙巴志にいたり、山南山北を併せて一に歸す、されども猶中山の號を改めず、是より尙氏傳えて今にいたれり、明史には、中山、山南、山北とも、尙祖即位の時、國人殊に尊敬し、其尙ひし事をしらしめんとて、尙字を加へ稱し、終に尙氏を賜ふ、我應永中あたれり、巴志三山を一統して、明主より尙氏を賜ふ、我應永中あたれり、尙氏をり、使琉球、及ひ琉球國志略によるに、巴志父恩紹より、尙氏を稱せし、本邦に通せし事は、南島志及ひ琉球屬和録に、國史を引て、推古天皇二十四年南島の按玖人來朝尋て、多爾阿麻彌度惑等の入朝貢す、祿秩を賜ふ事各差ありと記し、阿麻彌は今の大島、度惑は徳島にて、琉球の來朝を王代よりの事とせり、其後天朝遠略を事とし給はず、此間に琉球藩を漢土に稱し、其冊封冠服を受く、時に明の洪武五年、我應安五年なり、爾來清朝にいたりて朝貢猶絶えず、漢土朝貢の事に、太田筆記に、足利將軍義量の時、應永二十二年十一月廿五日、義量より琉球王に贈りし返簡をのせて、文中進物等の事も見えたれば、其頃また來朝せし事知られたり、室町紀略、分鶴年代記等に、永享十一年また入貢の事を記し、公私雜翰に、將軍義

教よりの返簡も載す、貴久記、島津家譜に、嘉吉元年三月十二日義教島津陸奥守忠國に命じて、大覺寺大僧正尊看を誅せしめ、尊看は、義教の舍弟、其賞として琉球國を授けし事みゆ、こは彼國薩摩の方向たるをもて、た、附屬せしめて、今のごとく附庸君臣の姿には、あらずし事必せり、官木當代記、慶長年録等に、先年より綾船と稱して、毎歲薩摩に貢物を納ると記せしは、此時よりの事なるへし、また室町紀略、分鶴年代記に、文安五年入貢の事見え、將軍義政家譜に、寶徳三年七月來貢す、九月其富記同年八月十三日の下に、或説を引て、琉球の商船去月未攝津國兵庫に着津せしか、守護細川右京大夫勝元、早々人を遣はし彼商物を撰ひ取りて、未た料足を渡さず、先々年々の料足等四五千貫に及へども、返辨なく、また賣物を抑留して、島人難澁たるの旨申すにより、公方より奉行三人を遣はされて、糺明せられしかども、抑へ取れる物、京兆より未だ返し遣はさるにより、奉行未だ上洛せずと記し、また齋藤親基日記に、六月廿八日琉球人參

洛、當御代六ヶ度目なり、長史と號す、御寢殿の庭前に於て三拜、庭に席を敷とあり、こは、寶徳以前の事ヶ度目とひ、康富記に、先々年々あるを以てしは、朝貢せし事、及び其朝見の式、ならひに兵庫にて、貿易ありし事推て知るへし、また親基日記に、文政元年七月來貢の事見え、異國來往記に、天正十一年入貢すとあり、別本異國近年御書草案に、同十八年豊臣太閤天下統一の賀儀として來朝、書儀を捧げ、太閤より贈りし返簡も見ゆ、また南島志、及び異國來往記に、同十九年明年太閤朝鮮を征せんとして、先書簡を琉球に贈りしに、國王尙寧大に驚き、事を明朝に告て返簡にも及はず、是より慶長十四年まで、其來貢中絶すと記せり、異國日記に、慶長九年九月廿七日、島津宰相入道惟新より、中山王尙寧に答ふる書載せ、文中羽林次將忠恒知國者、殆り十餘年矣、自今以往書音無絶、永不爽舊約云々とありて、其歲貢を諭すこと、また同十一年九月、其頃琉球に渡來せし明の冊封使に、惟新より贈りし書をのせ、明朝の商船薩摩に通商あらん事を、はかりし事見ゆ、さては薩摩には、猶藩に書信及び商船等來りし、た、其歲貢を絶ちしなるへし、また大島筆記に、國王の母后を開得大君と稱し、王后を王妃と號すと、其官制は、品位の正從各九等あり、王の子弟を王子と稱し、正一品なり、領主を按司と稱し、從一品なり、天曹司、地曹司、人曹司とて、國家の政務を司る大臣を、三司官親方

と稱す、正二品なり、夫より以下の大臣を親方と稱す、從二品なり、親雲上と稱せるものは、武官にして三品より七品まであり、里之子といへるは、扈從の小童にして八品なり、筑登之と稱せるは九品なり、其冠服は、君臣ともに明朝の制にして、清朝の冊封を請るにいたりて、猶古を改めず、禮典は、元旦國王冠服を改て、先年徳を拜し、それより群臣の賀禮を受く、同十五日の式これに同じ、冬至及び四時の佳節ならひに、朔望また冠服にて朝賀あり、世子の冠禮、冠は烏紗帽を以てし、王子按司の子は朝堂に冠す、昏禮は、粗本邦の俗に同じ、また父母の喪に職あるものは、給暇五十日にして復りて職に就く、然れども慶賀宴會等には、公私ともにかはらず、三年の後すへて初に復るとぞ、これ南島志、琉球談等を併せ記せる所あり、樂曲は、漢土の樂、及び其國樂もあり、漢土の樂は、唐以來日本に傳はりしものと異にして、後世の樂と聞ゆ、其樂器は、笙、箏、篳篥、笛、喇叭、大鼓などのよし大島筆記に見ゆ、中山傳信録に、笙はなしと記したれども、漢書の、琉球人に問ふに、ありしと答へしと同書に記す、刑典は、南島志に、笞杖徒流大辟絞斬梟首等の法ありしよし記

す、宮室の制、王府首里は平城にして山を背にす、四邊高く石垣を築きて、城門三所にあり、其宮殿は、唐造りにして疊を敷事日本の如し、王子、按司、親方、親雲上等の家作も、各自皆石垣を築き、樹木屏牆を廻らして、其末に湟を堀る、た、工商の家は櫛比せり、那覇には薩摩より在番の家居あり、風強き所なるをもて、家屋卑く造りて柱數最多しと、大島筆記に載せ、定西法師琉球物語、及び琉球屬和録に、那覇には、日本町といふもありしよし見ゆ、其伎藝文學は、中山王察度より始る、自後王の子姪、臣下の子弟をして、遠く漢土の國學に入れ、其業を肄はしむ、我延寶の頃、聖廟を創し、尋て學校の設あり、其いまた漢土に通せざりし前は、國僧多く日本に遊學し、歸りて其國の子弟に教へ、十三四歳よりして皆これに従ひ、字を習ひ書を讀む、其國の文字にてはなく、舜天の時より、いろはの字母を用ひて諸事を通す、今にいたりて、書法は多く日本の大橋流、玉置流を學ひ、片假名、平假名全國の貴賤通し用ふ、薩藩往來の書式本朝に異ならず、弓矢刀鎗、また日本の製を用ふ、また和歌を詠し、茶湯園

碁などの遊藝も、粗本邦に相似たり、三絃を歌に合せて彈く事は此國より始り、鼓弓といふも此國にて造り出せしよし、これ琉球國史畧、南島志、大島筆記、琉球談、中村氏筆記、落穂雜談、一言集、温藏祕策等に、散見する所なり、其人物風俗のこときは、隋書及び文獻通考等に、國人大要深目長鼻にして驍健なりと見ゆ、八丈筆記に、子生れるは、官人の家は、七日にして久米村の學士に名を求む、大島筆記に、明の世福州の學士三十六人琉球に渡りて、久米村に永住すあり、然れば其子孫今猶文學を専らせざるによりて、此事ありしなるべし、其名日本の名乗に異なる事なし、童名を男子は思徳思次郎などよひ、女子は松金玉鶴など呼べるよし記す、琉球談、及び琉球人漂流開見圖説によるに、男子元服以前は、髻を蛇蟻の蟠れるごとくに、長簪を下より上にさかしまに挿て、其末額に至れり、成人して冠する時は、頂の髪を剃りて髻を小にし、短簪にて留置なり、明朝の時は、髪を剃る事なかりしに、清の冊封を受しより此事始れり、こは清朝革命の時、鼠弁の俗に改むへしと嚴令あるにより、止事を得ず僅に中剃せしよし、かつ男歳二十五以上は髻を置、二十五以下は髻を剃る事なり、ま

た大家の女子は、金銀の簪を用ひ、農商の婦女は玳瑁にて作りたるを挿せるのみにて、他の首飾なく、脂彩をも施さ、りしこそ、大島筆記にいふ此國の婦女、手甲に懸るるさき、し、文獻通考に、琉島の婦女は、しよしみゆ、されとも女子の手に彩を入る、事は、中山傳信録にも記したれば、こは古代の事にして、今は諸島にのみ其遺風存せるにや、また琉球談、大島筆記等に、國人最神を敬す、其神に海神あり、天神あり、天妃あり、巫女數十人これに仕ふ、其他伊勢、熊野、八幡、天滿宮等本邦の神社もありしといふ、宗派は中山傳信録に、臨濟宗と眞言宗のみとあり、此國氣候暖和にして、中山傳信録、琉球國志略に、北極地を出る事二十六度二分三釐とあり、大島筆記に、隆冬雪水なく、十月より三月まで冬衣、四月より九月まで夏衣を用ふと、琉球談に、耕作は九月十月の間に稻種を下し、十月十一月の頃、本田に移し植へ、明年五月穫むるよしみゆ、夏山雜談、有斐齋筋記には、一歳中五穀再熟すといへり、産物は清一統志、中山傳信録、南島志等に詳なり、就中綿、苧、芭蕉を第一とし、其他酒、黒砂糖、蕃薯、蘇鐵、疊、藥種、青貝細工、朱塗細工等なるよし、華夷通商考、萬國夢物語、大島筆記、官本要

録等に見えたり、

○平均始末

按するに、隋書に煬帝大業六年、武貢郡將陳陵をして兵を率ゐて渡海せしめ、男女千人を擄にして歸る、猶朝せずとあり、これを琉球を征するのはしめとす、元の至元中、及び成宗元貞の初、また使を遣はし招諭ありしに、從はざりしかば、兵をもてこれを征せしむるも、功なくして歸り、終に通せざりしよし、清一統志、琉球國志略等に見ゆ、本邦にては、文龜永正の頃には、備中國連島の人三宅和泉守某、島津隆興守忠隆遣りて、これを却く、島津家譜に記し、また天正十年豊臣太閤備中國高松より、播磨國姫路に歸城し、將士の戦功を論して、龜井武藏守茲矩に、因幡中國を興へんさありしに、茲矩いふ我日本の内にて所望なし、琉球を賜はらば、渡海して伐取らん、太閤これを壯んたりし、腰の圍腰を把て、表に龜井琉球守殿、裏に秀吉と書て判形を加へ、これを與ふ、文祿元年朝鮮征伐の時、茲矩は琉球を征せんさ望み、艦五艘士卒三千五百を率ゐ、肥前國名護屋に着して太閤に謁す、こゝに於いて太閤のいふ、朝鮮と琉球と兵を分て征伐せば、兵もまた足るへからず、かつ朝鮮を征する妨ごならん、先朝鮮に赴くへしと命す、茲矩止事を得ず、朝鮮に渡海せしよし、寛永龜井茲矩請、參考諸家傳等に載せたり、然るに島津家久僅三千の兵を遣し、不日にして國國平均に屬し、永く其附庸たりし事、此條に擧る、こゝに、これ島津氏の武功大なりといへども、其實は、東照宮神威の遠く及ぼせ給ふ所なるべし、

慶長十一丙午年六月十七日、島津少將忠恒山城國伏見城にて、東照宮に拜謁し、御諱の字を下され家久と改め、また腋刀を賜はる、時に琉球國は祖先以來毎歲來貢せしに、近年其事なし、しはく論すといへども肯はざるにより、征伐すへき旨を請ひ奉る、よ

てこれを許し給ふ、此事、寛永島津家久譜には、九月朔日と  
享松平大隅守書上、島津家譜にも、六月十七日とし、御稱號は元和三  
年九月朔日賜はると記す、此後家久に賜はりし御書、及び執政等の奉  
書にも、猶羽柴或は島津と記されたりは、寛永譜載る  
所うけつたし、よりに享永書上、島津家譜に從ふ

慶長十一丙午年六月十七日、島津少將忠恒、於伏見  
御城御諱之字を被下、家久と改、太秦長光之御腰物  
頂戴仕候、琉球國は家久十代之祖陸奥守忠國代に、  
普廣院殿より、按するに、京都將軍、致拜領、永享年中よ  
り薩摩に相從候處、按するに、此書前文十代陸奥守忠國傳  
御舍弟大覺寺門跡義照大僧正尊君を討申候様子は、尊君事義教卿  
に對し、逆意有之段露顯いたし日向國福島に落下り、野邊氏を頼  
み隠れ居られ候を、將軍家に聞え候て、忠國に早速誅伐いたすへき  
よし御内書到來仕候に付、一族新納近江守、神山美濃守、北條謙成  
守、家老本田信濃守、肝付三郎と相議し、此等に人數を與へ、福島に  
差遣し僧正を福島永徳寺へ招寄切腹いたさせ、一族山田式部少輔  
斬首仕候、即ち其首を將軍家に獻上候處、義教卿御自筆の御感狀、  
名物之御太刀、御腹巻、御馬、つ琉球國、忠實として拜領いたし候  
是より琉球國は當分船を以年貢仕候、其以後福島に於て、僧正之社  
を建立いたし、福島大明神と號し、將又菩提所として、鹿兒島城下  
へ大興寺といふ寺を建立いたし、僧正之位牌を置、琉球島毎年之貢  
物、先此寺へ遣し申儀に候と記して、義教より授けし感狀二通を載  
す、一通は嘉吉元年四月十三日、一通は同年六月十七日なり、永享年  
記にも、嘉吉年中より琉球國島津に屬せしよし載せたりは、永享年  
中よりとあるは、近年致懈怠候、殊更權現様に御禮可申  
上之旨、使札を以申付候得共、不致領掌候間、人衆  
を差越可致退治之旨、山口駿河守直友を以致言上

候處蒙御免候、貞享松平大隅守書上、

夫琉球國者、自往古嘉吉年中屬我國矣、雖然昔舊規  
不進貢、自薩摩再三遣使、以誘之不肯聽、故告相國  
家康公請伐之、家康公許之、貴久記、  
慶長十一年九月一日、島津忠恒伏見にありて、大權  
現台德院殿に拜謁す、按するに、台德院殿は、江戸に御座な  
り、下、時に松平氏になされ、御諱の家の字を賜り  
家久と號す、まことに家の名譽といふへし、琉球國  
むかしより島津に屬する事ひさし、然るに近年來  
貢せず、家久再三人を遣して、此事をはたるといへ  
ども、敢て承引せず、すなはち此旨を大權現へ言  
上して、これを討ん事をこひければ、則ちゆるし給  
ふ、寛永島津家久譜、  
琉球國之儀、五常之道をなはりたる國にて候得と  
も、往古は唐にも、日本にも隨はず、一國限に暮來  
候處、千百年以後、隋の煬帝の時、大唐に隨ひ初候  
よし、何の頃よりか、あや船と申候て絹卷物など積  
載たる船、琉球より薩摩へ毎年參り、時之太守へ御  
禮申たる由候處、吉貴様より十二代の御先祖、陸奥  
守忠國様へ、永享年中に、普廣院義教公より琉球國

を御拜領、其以來御家に吃と相隨ひ候、永享年間よ  
り正徳四年頃迄は、貳百七十年の御領國にて御  
座候、琉球の王號を中山王と申候、右之通候處に、  
東照宮御代始に、中山王東照宮へ御禮可申上旨、吉  
貴様より三代之御先祖中納言家久公より被仰付候  
處、領掌不仕候に付、慶長十四年三月琉球へ軍兵を  
御渡被成候、薩州舊傳記、

琉球國は、忠國公御代大學寺殿を按するに、大學寺は大  
寺と御討被成候忠實として、將軍家より御拜領有之、  
年々進貢怠りなかりし處に、貴久公の御代に至り、  
按するに、貴久は家久の曾祖交にして陸奥守と稱す、諸國大亂に及びけるより、進  
貢斷絶しける、夫より西國太平に成て、將軍家に御  
披露被成、家康公之命を得給ひ、琉球國へ古の如く  
來貢すへきよし、使として龍雲和尚を被遣けれと  
も、不從によつて龍雲彼國の圖を察し、其上彼國王  
の信せられける浪の上の辨才天は、隅州國分の日  
秀上人の作なりけるを奪取、寶板を以棚として其  
上に安置し歸帆致し、太守公へ其段被申上ける、琉  
球王は忠國公御時より、御當家にかなひ按するに、  
のこ、致來り候處、誰那といふもの、按するに、定西法師  
琉球物語には誰那

を若那作り、琉球談等には、多く那那とあり、大島筆記によると、  
こは宜野灣川に屬せし村名にして、謝名に作るを是とす、彼が官  
名は即ち其采地なるへし、鹿兒島へ來り様躰を窺ひ、ひそ  
かに唯壹人小舟に乗り歸帆いたし、かなひをやめ、  
那那の湊に城をかまへ、湊口に忍かねのくさりを  
はり、是に舟のかゝりたる時、上より目の下に見お  
ろし射るへき手たてを拵へ、島々にも其用意して  
待かくるよし聞へければ、家久公征伐御願あり、家  
康公の御ゆるしあり、薩州舊傳記、  
惣別琉球より、島津方へ毎年綾船と名付進物有し  
を、近年唐へ相談、日本へ之音問不入事之由を、琉  
球之シヤナ達て申、島津へ令無音、依之島津琉球へ  
働く、官本當代記、慶長年  
録、琉球事略、  
初中山與薩摩州世有隣好、天正十九年以來二國交  
惡、使命遂絶、州守源朝臣家久、以告我神祖乃發兵  
擊之、南島志、

琉球國は、薩摩國と隣國たれば、深く好を通し綾船  
と名付て、年毎に音物を贈りしか、慶長年中彼國の  
三司官那那といふもの、大明と議りて國王をす、  
め、日本への往來をど、めけるゆへ、薩州の太守島  
津陸奥守家久使を遣はして、故を糾すに、那那使に

對して、種々の無禮を振廻け、家久大に憤り、同十三年駿府に赴き、神君に見え奉り、兵を遣して誅代すべき旨を請ふ、神君家久、所存にまかすへきよし鈞命あり、琉球は、按ずるに、此書慶長十三年とし、かつ駿府にての事とせば、誤りなり。慶長十四年二月廿一日、それ琉球國は、室町將軍義教の時、家久十代の祖島津薩摩守忠國へ與へ領せしめ、永享年中より進貢す、豊臣太閤の時に及んで、琉球よりの交易の爲め、薩州へ渡海して朝貢す、大明帝是を聞き、琉球を責め我邦へ通貢するを絶しむ、夫より十餘年薩摩へ貢を納れず、家久神祖の威徳廣大にして海内昇平す、神祖へ奉賀を述へしと、家久より命するに従はず、然らば兵を出し是を討んと欲す、因て島津惟新及び家久、山口駿河守直友を以て是を告ぐ、是日兩公より惟新、家久へ、琉球を討つ事其意に任すへしと命せらるるに、大三川志、按ずるに、惟新に此命ありし事他に所見なし。慶長十三戊申年八月十九日、及び九月五日、兩度に山口駿河守より、島津少將家久の許に書牘を贈り、琉球國の事、並に唐船着岸の事によりて達する旨あり、慶長十三戊申年九月、

尙々御人數を被催、先御使者を御渡被成、渡海仕候様可被仰遣事專一存候、其上に而相濟不申候は、被得御誼御人數計御渡被成尤存候、不及申候得共、御人數も不及御渡、渡海仕候様御才覺專一存候、尙追而可得貴意候、以上、  
好便之條令啓上候、仍爰許相替儀無御座候、然者當城御番衆關東より被罷上候、就者此中在番之衆、銘銘駿府へ被罷下候、拙子も來月者當地罷立駿府え被下候、猶追而可得御意候、將又琉球之儀、去六月之時分御禮可申上候様に、和久甚兵衛罷上候へき、如何御座候哉、今度本上州より按ずるに、本多上野介の略文なり、下再注せし。令申上せ候琉球人、上様之御禮申上候様に御才覺可然由、自拙者可申入通被申越候、若于今渡海不仕候者、御使琉球之被遣、被成御究可然存候、兎角琉球人渡海不仕候者、御人數計可被渡様被仰遣可然候哉、何様彼方より之返事之様子、被成御注進被得御意尤存候、猶惟新様え迄申入候、恐惶謹言、  
慶長十三年八月十九日 山 駿河守 直友判  
薩摩少將様參人々御中

急度令啓上候、仍而硫磺蘭被成御進上候、本上州被露被申、則御黒印貳通持せ還上申候、按ずるに、此御印八月廿一日に出され、慶通は、此年七月廿一日に出されしなり。然者先度御國元の唐船着岸之由、御注進之通、是又本上州被露被申候處、一段之御機嫌之由被申越候、然者御用之御藥種々書立進上申候、御取被成早々御上御尤存候、御油斷被成間敷候、就中先度惟新より爲御使、本田助丞方被罷上候砌、琉球之儀申入候、到唯今琉球より無音之仕合に候哉承度存候、于今難澁申候者、御人數を可被渡旨、再三彼方にも被仰遣、其上難澁申候者、様子可被仰越候、披露可申候、先御人數を被催可被相渡御用意御尤存候、上様御禮申上候様に御才覺專一存候、何も追而可得御意候、將又我等事、明日六日に駿府に罷下候、先度より以後着岸之唐船に御注進、幸拙罷下候間、御念之御入被成候段、具可申上候、御心安可被思召候、尙重而得貴意候、恐惶謹言、  
慶長十三年九月五日 山 駿河守 直友在判  
薩州少將様參人々御中良享松平大隅守書上、

慶長十四年己酉二月廿一日、少將家久、老臣樺山權左衛門、平田太郎左衛門を將として、軍卒三千、兵船百餘艘を琉球國に發向せしむ、頓て先大島を攻取、徳島を抜、また永良部與論等の諸島を平らく、よて此よし家久より本多上野介正純の許に告ぐ、これらの事、月日詳な正純より返簡を贈れり。同年六月廿六日  
慶長十四年己酉の春、樺山美濃守按ずるに、權左衛門の後稱なり。久高を大將とし、平田太郎左衛門を副將として、三千人の軍卒を引ひて、兵船一百餘艘二月十一日に、按ずるに、廿一日の誤。ともつなをどひて琉球に發向し大島に着、按ずるに、琉球國全國に渡姑島あり、薩州宮間、それより徳島に傳記には、湛之島と記す、大島と永良部島との間にあり、赴く、島人これをふせくもの一千人はかり、これと戦て三百餘の首を得たり、其餘黨皆降人となる、寛永島津家久譜。  
慶長十四年春、以樺山權左衛門尉久高爲大將、平田太郎左衛門尉増宗爲副將、專兵器者平田民部左衛門尉、長谷場十郎兵衛尉、兒玉四郎兵衛尉、或山鹿越右衛門尉爲船大將、其外佐多越後守、川上掃部助、本田彌六、市來八左衛門尉、本田伊賀守、頼娃主水助、匂坂式部少輔、伊集院伴右衛門尉、有馬次右衛

門尉、毛利内膳正、栢原周防守、村尾源左衛門入道  
笑栖、市來備後守、東郷阿波入道林半、伊地知四郎  
兵衛尉等爲卒將、都合其勢三千餘人、整兵船一百餘  
艘、按ずるに、慶長日記には、榑山權左衛門久高、平田太郎左衛門、  
新納利部、松浦筑前、鎌山出雲、木入攝津、田村大和、加沼彈正、  
野村監物、本郷藏指、藤野、梅北、宮永、兵、而二月廿一日  
千餘騎、備兵八千餘人、兵船百餘艘と記す、而二月廿一日  
發舟、已著大島、振威赴德島、島郎出應而防戰者、殆  
千有餘人、其中斬首三百餘人也、故殘黨不日屬於旗  
下、而悉定焉、實久記、  
慶長十四年兵船數艘を催し、大將榑山權左衛門殿、  
副將平田太郎左衛門殿にて、諸軍勢乘船之時、新納  
拙齋老樽肴を持せられ、祇園之淵まで見送にて候、  
其外にも送酒いたされ候衆多かりける、諸軍勢並  
居ける時、權左衛門殿座敷の辭宜いたされ候に付、  
拙齋老被申候は、此節琉球征伐の大將被仰付、渡海  
被致候は、家久公之御名代なり、早々大將の座に直  
り被成候へど有之候得は、無異儀上座被致候よし、  
權左衛門殿大將分を諸軍勢不足に存、なにごか底  
意有之候處に、拙齋老の言葉を開、致納得けるとな  
り、夫より乗船にて、山川の濤より順風に帆を揚  
げ、大島に着船、彼島廣しといへども無異儀責取、

鬼界ヶ島も手に附け、湛之島へ着船、此島の者ども  
防戰候に付、鐵炮をうち懸候得は、棒の先より火を  
出し人を殺すとて逃けるとなり、按ずるに、此頃島人松  
記せしは、手向ひいたす者を討取、かまへたる所を踏  
不審なり、手向ひいたす者を討取、かまへたる所を踏  
潰し、沖の永良部と與論島をも責取ける、薩州書、記、  
慶長十四年、島津琉球へ百餘艘を以相働也、琉球へ  
着岸の時、ジャナ帥人數於七島防戰す、按ずるに、七島  
なるに、ヤ、于時野郎、自註野郎とは、無足、は大島の誤寫  
下同し、于時野郎にて島津被官なり、後へ廻り責の間、  
ジャナ敗北、琉球人或は討死、或は被疵、則七島毒  
島への假字なるへし、按ずるに、毒は、打入、ジャナと云は、琉球にて武  
者大將なり、彼ジャナ日本を嫌て、唐へ可屬との企  
なりしか、果して如斯、官本當代記、慶長  
年録琉球事略、  
慶長十四年三月上旬、あれば、こは誤りなるへし、家久家  
老榑山權左衛門久高、平田太郎左衛門増宗に申付、  
人衆三千、兵船百餘艘差渡、久家も山川と申湊迄、  
致出馬下知仕候、權左衛門太郎左衛門、先大島と申  
島に致着船、大島を手に付候て、徳の島に參候へ  
は、島の者ども防申候故、數百人討取申候により  
て、永良部島無異儀相從申候、夫より琉球の地に押  
懸申候、

### 通航一覽卷之二

#### 琉球國部二

○平均始末

慶長十四己酉年四月朔日、仰によりて山口駿河守よ  
り、島津少將家久、及び其父宰相入道惟新に書翰を贈  
りて、琉球國平治までは、參府いたすまじき旨を達  
す、

慶長十四己酉年

急度令啓上候、依而貴殿様御上洛之儀付而、切々以  
書狀申入候、然る處、琉球御動之儀御座候間、琉球  
相濟候まで、御上洛之儀は御無用之由、御誼之旨本  
上州承候而、拙者より早々可申入之由候間如此候、  
爲御心得申入候、將又先書如申入候、質人之儀早々  
被成御上せ御尤存候、猶御老中迄申入候、恐惶謹言、  
慶長十四年卯月朔日 山 駿河守

直友在判

薩州少將様參人々御中

尚々、琉球之儀無御油斷被成御注進候様に、奥州

貴札致拜見候、仍去頃琉球を爲御手遣御人數被指  
渡候處に、無相違大島と申島へ御着船候而、彼島之  
儀思召儘に被仰付、其より琉球國王被居候處に御  
人數赴被申、琉球之儀も漸相濟可申之由、御紙面之  
趣存其旨候、則右之趣達上開候處、一段御機嫌共御  
座候間、御心易可被思食候、追々彼地之様子可被仰  
上之由御尤存候、然者駿府御移徙爲御祝儀、此地御  
上被成儀、琉球相濟候而より御上可被成之由、令得  
其意候、先書にも如申入候、彌琉球之儀相濟候而、  
其上被成御上御尤存候、將又爰元相替儀無御座候、  
猶此表相應之御用等御座候は、不被御心置可蒙  
仰候、不可存疎意候、何も期來音之時候、委細は御  
使者可被申上候、恐惶謹言、  
慶長十四年六月廿六日 本多上野介

正純判

羽柴陸奥守様、貴報、真享松平大隅守書上、

### 通航一覽卷之一終

様御相談御尤奉存候、猶追而可得貴意候、以上、急度令啓上候、仍奥州様御上洛之儀付而、先度以書狀申入候つる、然處、琉球御動之儀に御座候間、た今は御上洛御無用之由、御諒之旨本上州より被申越候條々は、御心得可被成候、先御上洛相延、於我等珍重奉存候、不申及候得共、琉球之儀御行專一存候、左様に候得者、彼表之様子急度可被成御注進候、御油斷被成間敷候、尙追而可得貴意候、恐惶謹言、

慶長十四年卯月朔日

山口駿河守 直友在判

惟新様、參人々御中、貞享松平大隅守書上、

同年四月三日、是より先、島津勢町々の城壘を連陥し、海陸より進みて、此日遂に王城首里を攻破り、國王尙寧三司官以下悉く降る、よて軍將樺山權左衛門平田太郎左衛門等、尙寧を率ゐて、五月五日琉球を發し、同廿五日薩摩國に歸陣せり、此征伐の事を記して、世間記、薩琉軍鎮、島津琉球合戦記、島津琉球軍精記等、數部あり、皆曉近の書にして、其引證詳ならず、また月日事異せり、家傳の書と雖も、殊に其文粉飾に過つて、信を取らぬよしなし、されども其記載の内、家傳正史に類する説あるか、或は前後の事實に照應せるは、今一二姑く

採用せしめあり、かつ其數部の書に載る合戦の大略は、先元帥は島津家久が老臣新納武藏守、其他島津同姓の家人等數十人、總兵十萬千八百五十四人、或は七萬六千八百七十三人とす、慶長十四年四月廿一日鹿兒府を出陣し、鬼界島に着船して一日滯留し、五月朔日琉球に着岸して、那覇の東南要港の要害を破り、守將陳文敏を撃取、同日佐野帶刀先登して、千里山城を攻む、城中には孟繼靈朱傳等龍り、帶刀が勢奮戦し、横田嘉助朱傳説を生捕、孟繼靈は自刃して、諸軍遂に城を拔、同七日進みて、虎竹城を攻め燒討す、守將國王の一族支國侯李慶、當國一の勇士と聞えし張助幡ととも、米倉島に逃る、同九日龍蛇浦の關門を陥れ、花房兵庫、隊士正澤與左衛門、守將公山都師を撃取、また松原城を拔、守將武平侯林漢子及び川流子等王都に走る、同十一日佐野帶刀、千里の社を奪ふ、死を決して王城に向ひ、高麗門を過ぎ、龍石川を越え、其晩龍石門を破りて、守將李志敏を撃取、直ちに山上より攻下りて、都市に放火し、王城首里のうしろ日頭山の城に迫る、守將王後長亥能く防ぎ、爲て明日降らんといふ、帶刀これを信じて陣を退く、其夜後長亥帶刀の陣を襲ふ、味方奮戦して敵兵龍蛇川流子など數多撃取し、終に敗られ、帶刀はしめ從士過半死す、斯く新納武藏守は、進みて王城及び日頭山を攻圍み、王後長亥、支國侯李慶等上下七十三人を生捕、獨府中を探索して、國王公子等を生捕、六月十六日市中に高札を建て、士卒の狼藉を禁し、飛船をもて此より薩摩に注進す、島津龍伯これを駿府に言上せしに、國王を召寄へき旨上電あるにより、龍伯また輕舟を馳て琉球に達す、武藏守下知して、城代城番を入圍、國王已下を携へ、薩摩に歸朝す、其番手には、要港瀝に龍伯、龍伯千里山に里見大内藏、虎竹城に細勘解由、米倉島に江本三郎左衛門、龍蛇浦に秋月右衛門、松原に鈴木内藏助、都府高麗門に藤原須賀左衛門、前田十左衛門、日頭山後詰城に、島津大内藏、同采女同支國侯、同町場花房兵庫、王城に松尾半人、横田武左衛門、大輪田刑部、横須賀左衛門、これ數部の書に載る所にして、月日は出陣の外は、島津琉球軍精記のみ記す、但軍精記に載る所、他説に異なるものは、始め新納武藏守記の時、毎事便利を得たるよしを記し、さて家久も渡海せしより征伐の時、每事便利を記し、また佐野帶刀都市に放火せしは、國王尙寧大に恐怖し、五月十二日の朝、妃嬢等を捕へ首

里城を出て、城首日頭山の要害に橋籠る、この守將後長亥王守御して堅く守る、同日午刻帶刀進みて日頭を攻圍む、王後長亥爲て明朝降らん事を約し、帶刀陣を山下に退し、其夜後長亥襲ふて味方敗れ、帶刀は後長亥の弟王輝に撃れ、士卒過半死す、其家人横田嘉助は、國王日頭に逃れし時、遂に王子二人を生捕、これを送りて武藏守の陣にいたりし、武藏守兵一萬を與へて帶刀を救はしむ、嘉助これを率ゐ來りて、直に敵兵を城に追入れ王輝を撃取、其身も重創を被り、主の死を哀みて終に自盡す、武藏守は軍を進めて首里城を攻む、城には國王退去の後、左將軍晋奉、及び虎竹龍蛇浦より逃來りし武平侯林實、張助幡等三千餘人にて堅守し、張助幡勇を奮て味方殺傷せらるゝもの多し、武藏守補島大將をして、種島の小筒にて張助幡を打しむ、これを打れて驚得ず、城兵膽を落す、武藏守これを察して、先に龍石川にて生捕たる事龍子を、城中に放ちて降を勧め城を受取、進みて日頭を攻め、また事龍子をして説しむるにより、六月八日國王尙寧はしめ、王後長亥諸官人城を出て、武藏守の陣門に降る、武藏守これを携へ要港瀝に至りて、家久に謁せしめ、永く關國たらん事を約す、よて家久先彼國を發し、六月廿日薩摩に歸着す、尋て國王を携へ歸朝す、また球球和録には、彼權臣那那なるもの、兵略に誇り朝朝の海口に、鐵錐鐵鎖を張りて堅守せし、新納武藏守發火にてこれを燒解し、兵を分ちて攻むるにより、那那要港瀝一時に敗れたり、那那はかく所々の城壘に奇策を設け和兵を經海すれども、連戦皆敗れしにより、稍危懼を懷き猶佐敷の要害に籠りて防戦す、然るに林漢子那那を謀めて亡命せしめ、其身これに代りて戦死せり、武藏守これをき、國王に告て那那誅戮の令を下さしむ、時に王妃美氏は那那が妹なればこれを悲みて自殺す、國民那那を怨み、其追討の王命をききて、争て撃殺せしよしを記せり、此書も明和年中の撰にして、また確據とするに足らず、たゞ其書にいふ、此役新納武藏守の謀略によて、速功ありしかども、われ功に伐らず、只彼國弱き故とのみいひ、島津龍伯も武威の高からん事を懼り、彼國にては、さばかり合戦なりしよし言上せしにより、世間はこの合戦の實事を、備文之の不出、武藏守の武功も明ならず、されども其合戦の實事は、備文之の不出、武藏守の武功も出雲の時に出入りして、其詩十首を載す、其中一首に、欲伐鬼方揚白旗、新納武藏武動乾坤、平田右將樺山左、添得伊川伴衛門あり、則南浦文集にも載たり、これによれば、武藏守の元帥たりし事推て知らる、然

るに薩琉舊傳記に、出陣に臨みて、新納武藏守樺山權左衛門平田太郎左衛門を送別せし事、家傳の書にも、武藏守の事絶つ所見なきは不審なり、或は拙書に武藏守と別人なるか、實に龍伯思ふ所ありて、はしく言上に及ぼさざりしにや、こは龍伯長に涉れども、姑くこに注するのみ、

慶長十四年四月一日、海陸より國王居城首里と申城に取懸申候、國王尙寧降參仕候に付、早船を以右之趣申越、夫より樺山權左衛門平田太郎左衛門尙寧を率て、五月五日琉球を發し、同廿五日薩摩に致歸着候、貞享松平大隅守書上、島津家譜、

琉球には、那覇の湊に城を構へ、湊口に忍かねのくさりをはり、是に船のかゝりたる時、上より目の下に見下し、射るへき手たてを拵へ待懸たりしに、樺山平田等運天の湊へ着船、諸勢を揃へ彼所手に附、伊野波名護讀谷山の城を責落し、北谷へ向ひ、王位の居城首里の城に取掛ける、琉球の諸勢は、首里より一里有之那覇の湊口の城に皆櫓籠ける故、首里の城には防ぎ戦ふものなく、無異儀落城、王位降參いたされける、那覇の城には、矢尻を揃へ待懸たりけれども、舟一つも不見、後より押寄せられ、殊に王城落城なれば、一戦に不及落城いたし、無相違琉球御手に入れば、則早船にて鹿兒島へ其段被申上

候て、其年は順風おくれけるゆへ、諸軍勢首里那覇に滞留して、翌年尙寧王召列鹿兒島へ歸陣被致ける（按ずるに、翌年あるは誤る、按ずるに、翌年あるは誤る、按ずるに、翌年あるは誤る）

慶長十四年三月、琉球へ渡口の湊山川と申所迄、家久公御出馬御下知被遊、御先手を琉球へ被遣、段々責つよし、同四月中山王居城首里城に取懸候處、中山王尙寧降参仕候間、御先手の者とも中山王を召さらへ、同五月薩州へ列來候、以上、薩州舊傳記、

慶長十四年、是年之内我軍衆歸帆時、執中山王並三司官來于薩摩、貴久記、

島津家久發兵擊琉球、前鋒進取北山之地、斬首百餘級、水陸鼓行、並入那覇港、中山之兵連戰皆敗、王城遂陷、尙寧出降、師起四十餘日、宗社失守矣、南島志、

慶長十四年四月一日、家久那覇津に（按ずるに、南島志、流間見圖説等を参考するに、那覇は國の西南に在り、薩州山津より二百四十餘里、大島より百二十三里、德島より六十里なり）至らんとする時に、津の人民等鐵のくさりを津口によりて、これを守るゆへ、他の津より着岸して相戦ふ事三日におよぶ（按ずるに、家久も渡海せしこころ記し運天港なるへし、ともに前の騎兵足輕の死するもの數百人、つゝるに都の門に入て其城をせめ破る、爰に國王

三司官等皆和をこふてきたる、寛水島津家久語、

慶長十五庚戌年、琉球國來朝の時、我（按ずるに、定西法師自らいふなり、大坂に出、琉球人に逢ふて琉球攻の事を聞に、王后は其騒ぎに驚き給ひ、程なく失給ひぬと語りて皆涙を流しける、定西法師琉球物語、○按ずるに、定西はもと石見國出生の人にして、若かりし時、琉球に渡りて久しく彼國にありしが、後歸朝し、故ありて道心者なりし事書中に見えたり、これによれば、本文に注せし琉球屬和録の王后自殺せしといふ説は誤りなるへし）

慶長十四年四月三日、島津家久の軍將、樺山久高平田増宗、一昨朔日軍を進め、琉球の那覇津に到る、初琉球より薩州に來り居る商人等、兵を發するを聞き、速に歸りて是を告ぐ、因て港口に鐵の鑼を張り、船路を遮り兵を備へ大銃を發す、是に於て容易に攻難く、唯大砲を放て日を送る、又彼國の搦手、其嶮岨にして毒蛇多く、國民といへとも經歷する事能はず、依て彼國にても守禦を設けず、薩兵是を知り、嚮に薩隅二州の猥徒を撰ひ遣はし、柴草を舟に積み其海濱に運送し、上風より火を放ち、林叢山嶽を燒き毒蛇悉く燒死す、且一計策をなし、薩州より追々兵を發し、老弱を撰はす數百艘に乗せ、多く旌旗を建て、金鼓を多くし、進て津口に迫る、初め

は海岸一里許を隔て船を停め、夫より船を急に進めす、一日に五六日町を限り、日を経て兵船多く集り軍勢日々に盛になる、琉球にて此津口を破られしと、守備を專に群り禦く、島津の兵其虚を伺ひ精銳の兵を撰ひ、別船に乗せ遙に東西の方琉球國の背より、夜に乗して海陸共に進み攻む、別船の兵陸に上るに、守禦の兵あらざれば、直ちに進み闖入し、戦ふ事三日、薩兵も死傷百餘人に及ぶも、雖も、前後左右より攻撃れ大に破れ、琉球の王城首里も遂に破れ、首級百級を得、國王尙寧降を請ひ、三司官以下悉く降る、久高嚴く王城を守り、子姪妃妾を捕へ、是を薩州へ告ぐ、家久檄書を馳せ駿府及び江戸へ告ぐ、大三川志、

島津琉球を取んと欲す、これを察せず顯れて兵船軍器の用意夥し、琉球の商人薩摩にある者歸て國王に申す、琉球大に駭愕して海邊に壘を構へ備を設く、夏日波頭穩なるに至て、薩兵の老若を聚て、數百の海船にのせ、旗旌目を奪ひ金鼓耳を劫して、次第々々に攻近つく、初は海岸一二里ばかりの外に在、俄に漕よせすして進むこと、一日に或は五

町、或は七町、船數日々にかさみ軍勢々々盛なり、琉球國中を空して、皆此にあつまる、薩摩の精銳は、別に輕舸に乗て、はるかに東西より廻り、琉球の後の方より夜、まさきに漕つけ、明を待て俄に撃て上れば、琉球の兵悉く渡口に在て拒者なし、琉球不意を撃れ面背の敵に敗られて大に潰亂す、海上には舷を扣て聲勢を張り、陸地には戈を揮て斬戮を縱にす、一戦に大勝を得たり、此より永く屬國となりて朝貢絶す、碎玉話、雜話燭談、

はしめ琉球征伐の事、明朝に聞ゆるにより、彼國にても邊海戒嚴あり、

萬曆四十年（按ずるに、慶長十四年は、彼萬曆三十七年に當れるを、四十年と記したるは記者の誤りなり）日本以勁兵三千、入琉球國擄其王、遷其宗器大掠而去、浙江總兵官楊宗業以聞、令嚴飭海上兵備從之、明史琉球傳、

島津家琉球征伐御免を蒙りし事を、少しも察する事なく、鹿兒島其外の湊浦より、軍船夥しく引つらね、又日あらずして打立る、よし風聞せしむ、琉球人薩州に有合ふ者とも急に走せ歸りて、此事を告げたりしかは、中山王尙寧大におどろき、速かに部



下に下知あり、又急使を馳せて大明皇帝に奏聞しけるに、明朝も時今甚くおそろへたるころなれば、大に驚く處にいかなる傳説の間違にや有けん、閩州廣州浙江の間へ、薩摩勢先駆して、日本の大兵馳向ふと聞へければ、中國の騷動斜ならず、近年朝鮮の役終りたるを漸く枕を安んずる所に、又倭寇のしかも薩摩の剛兵共來ることや、いか様朝鮮軍の其返報も有へき事なり、是は國家の大難事なりとて、上下大に恐れ、琉球を救ふたはなく、只中華守禦の僉議評詭混亂して、未だ相極らず、先づ閩廣浙江の地を取固むへしとて、萬民震ひ懼れしなり、琉球

關和錄、○按するに、此書載る所信し、かたけれども、姑く明史の因に存す、

琉球平均の旨少將家久父子より使者をもて、執政の許に注進す、月日所見よて、七月五日、台徳院殿より御感書を出され、同七日東照宮より、かの國を賜はる旨の御黒印を下さる、本多佐渡守正信、本多上野介正純よりも返翰あり、

慶長十四年四月、樺山美濃守等より、王城を破り勝利を得たる事を家久につく、家久すなはち使をばせて、大權現に言上せしかは、按するに、台徳院殿には、言上の事を脱せり、

なはた御感有て、黒印を賜はりて此島を家久に下さる、寛永島津家久譜、

慶長十四年四月、中山王尙寧降參仕候旨、家久様より早速東照宮、又は台徳院様へ被仰上候處、御感斜ならず、則御感狀を以、琉球國永く家久様へ御拜領被遊候、家久様御養父三位入道龍伯様、家久様之御實父宰相入道惟新様へ、兩御所様より御賜被成候、御代々之御判物にも、薩摩大隅、并日向諸縣郡、琉球國按するに、寛永十一年八月四日、及び寛文四年四月五日の御判物に、琉球國十二萬三千七百石あり、御代々の御判物に同じ、全可致領地と被仰記、御拜領被遊候、薩州舊傳記、

慶長十四年四月、薩摩兵百餘艘琉球へ渡り、彼島不及一戰、内裏を責崩帝王を擒て歸朝す、則彼島津拜領島中檢地するに、漸十二萬石餘有之、慶長日記、慶長小説、

慶長十四年四月、國王尙寧降參仕候旨、早船を以申越候故、使者を以致言上候處、權現様、台徳院様御感不斜、則御感狀を被下、琉球國永く家久に被下之旨被仰出、龍伯惟新も同前に御感狀頂戴仕候、

至琉球指遣兵船、不移時日及一戰、彼黨數多討捕之、剩國王降參之上、并三司官以下、至于其地不

日可爲渡海之注進、誠以無比類働共候、猶本多佐渡守可申候、謹言、

慶長十四年七月五日

台徳院様 御 判

薩摩少將殿

至琉球差越兵船、彼黨數多討捕之、殊更國王及降參三司官以下、近日着岸之趣、誠以希有之次第候、委曲本多佐渡守可申候也、

慶長十四年七月五日

台徳院様 御 印

島津修理入道とのへ

至琉球差越人數、不經日數輩討捕之、其上國王就降參、近日至其國可爲着岸之旨、尤無双之仕合候、猶本多佐渡守可申候也、

慶長十四年七月五日

台徳院様 御 印

羽柴兵庫入道とのへ

琉球之儀、早速屬平均之由、注進候手柄之段被感思食候、即彼國進之條彌仕置等可被申付候也、

慶長十四年七月七日

權現様 御 黒印

尙以、兩御所様御威光を以、早速被仰付候儀、彌大慶思召候通委披露仕候處、一段之御仕合

共に御座候、以上、

今度琉球の御人數被差遣候處、早速被屬御本意、國王并三司官以下歷々者共、至其御國被召寄之由、御注進之趣達上開候處に、無比類御事共被成御感候而、御書被遣候、誠遠島之儀如何と無御心許奉存候處に、潔儀共拙者一人之様に、大慶不過之候、委曲爰許之様躰、山口駿河守殿以使者可被仰達候條奉省略候、恐惶謹言、

慶長十四年七月九日 本多佐渡守正信判

羽柴陸奥守様、貴報、

以上

貴札致拜見候、仍琉球の爲御手遣御人數被差遣候處に、大島と申島早速被仰付、それよりとくと申島に御人數赴被申候處に、彼島之者共出向候に付而及一戰、則被得勝利、彼島之者共二三百人被討捕候付而、重而不及異儀彼島相濟、其より琉球之國王被居候島に被取懸候處に、於彼地も國王雖被及行候、切崩數百人討捕、國王之居城取卷被申候處に、頻降參に付而被任其儀、國王下城にて下々方々に逃散候もの共被召返如前々有付候而、國王并三司官、其

外頭立者共召連、頓而可有歸朝之由、使者を以御注進被成候御紙面之通、懇に達上聞候處に、大御所様感被思召、一段之御機嫌共御座候而、無殘處御仕合共御座候間、御心易可思召候、誠遠島と申於異國、無比類働御手柄不淺候、其許御満足奉察存候、則琉球之儀被遣旨御座候而、御内書被遣候、御外聞實儀不可過之候、彌彼地之様子御注進可被成之由、御尤に御座候、猶爰元相替儀無御座候、此表何に而も相應之御用等御座候は、不被御心置可蒙仰候、聊不可存疎意候、何も追而可得御意候、恐惶謹言、

慶長十四年七月十三日

本多上野介正純判

羽柴陸奥守様貴報

以上

貴札致拜見候、仍琉球を爲御手遣御人數被差渡候處、何も無殘所早速相濟、琉球之國王并三司官、其外頭立者共被召連、頓而歸朝可有之由、陸奥守殿の御注進被成候、何も御紙面之通、懇達上聞候處に、大御所様感被思召、一段之御機嫌共御座候而、琉球之儀羽柴陸奥守殿に被進候旨御座候而、則御内書

被遣之、無殘所御仕合御座候間、御心易可思食候、誠琉球之儀思召儘に相濟、御手柄不殘候、其元御満足之段奉察存候、將又爰元相替儀無御座候、何に而も相應之御用等御座候者、不被御心置可蒙仰候、不可存疎略候、恐惶謹言、

慶長十四年七月十三日

本多上野介正純判

島津龍伯様貴報

以上

琉球相濟申付而、御使者被成御上せ候、即江戸駿府に被參、返狀請取歸國之儀候、琉球相濟中、上様御感被成、即御朱印被進之由、本上州より我等方迄被申越候、目出度儀共御座候、委細者御使者可被仰上候間、書中不具候、恐惶謹言、

慶長十四年七月廿七日

山口駿河守直友判

少將様、參人々御中

以上眞享島津式  
部少輔書上

同年十二月、少將家久及び入道惟新より、琉球國を賜はりし拜謝として、物を獻するにより、東照宮、台徳院殿より御内書を賜ふ、

慶長十四年十二月、權現様御内書、按ずるに、此御書台徳院殿より賜はり

しを、權現様と記したるは誤りなり、

琉球早速退治旨、先回注進付而、以内書申越之處、重而來音、特青貝二十四孝之床屏風、並段子十端到來珍重之至感悅覺候、猶本多佐渡守可申候也、

慶長十四年極月十四日

御判

薩摩少將殿

台徳院様御内書、

就先度琉球一梟之旨注進到來、以内書申越候訖、依之太刀一腰、馬一疋、並端子拾卷到來欣思食候、委細本多佐渡守可述候也、

慶長十四年極月十五日

御判

羽柴兵庫入道とのへ、

琉球國可被領知之旨申遣候處、祝着之段尤候、依爲音信佛草菜花茉莉もり花、並硫黄千斤、唐屏風編珍じちん五卷到來、悅思食也、

慶長十四年十二月廿六日

御黒印

薩摩少將とのへ

權現様御内書、

爲音信段子十端、象牙並南蠻鐵砲到來、悅思食也、

慶長十四年十二月廿六日

御印

島津兵庫とのへ、以上

兩通之貴札致拜見候、依今度琉球之儀御拜領被成候付而、御内書被遣候處、御外聞實儀悉思召之通、被成御上り御禮被仰上度思召候得共、彼國御仕置等爲可被仰付、其上彼國王來春御同道候而、御上り可被成付而、年内之儀御延引被成候由、左様に御座候得者、御禮遅々致之由に而、御使者に而被仰上候、就其爲御進物佛草花一本、茉莉花一本、唐之板屏風、並硫黄千斤御進上被成候、如御目錄懇致披露候之處、遠路被入御念旨御座候而、一段御機嫌共に而、殘所無御座御仕合に御座候間、御心安可思食候、則御内書被遣候就而此地彌相替儀無御座候、猶爰元相應之御用等御座候者、不被御心置可被仰付候、不可存疎意候、委細は御使者え申入候間、可被申上候、恐惶謹言、

慶長十四年十二月廿六日

本多上野介正純判

羽柴陸奥守様貴報、以上、眞享松平大隅守書上

慶長十四年十二月十五日、島津兵庫入道今度琉球國を賜る謝禮として、使者を江戸に指越し、御太刀

一腰、御馬一疋、端子十卷を台徳院殿に獻す、是に依て、台徳院殿より、御書を兵庫入道に賜る、又同廿六日、薩摩少將家久、今度琉球國を賜る謝禮として、使者を駿府に指越し、佛草花もり花、硫黄、自注、唐屏風、じゆちん自注を大神君に獻す、是に依て、大神君より御書を家久に賜る、家久日記追記

### 通航一覽卷之三

#### 琉球國部三

##### ○中山王來朝

按するに、首卷平均始末に論するごとく、琉球使來朝の事は、其由來既に舊した、國王の來庭ありしは、慶長十五年を以しめざるに當家の規模さいふへし、然れども恩免ありて後、國王の來朝あらざれば、今其額末を一記して此條を起す、  
慶長十五年庚戌年、島津少將家久、琉球國中山王尙寧を伴ひ參府せんとす、尙寧は、去歲五月よよて五月十五日、本多上野介正純より宿驛人馬等の事を家久に達す、是より先、山口駿河守に駿府江戸の嚮導を命せられ、台徳院殿より、御馬を賜はりしか、此頃往て薩摩國に在り、駿河守の薩摩に在りしといふ事、本多正純の書簡を見てしるへし、  
慶長十五年庚戌年五月十四日

以上

一書致啓上候、仍今度琉球之王御同道被成候而、此地に被成御下之旨、誠に路次中御苦身之段奉察存候、然者右之王御下に付而、伏見より江戸迄路次中に而、御宿等并人馬御馳走之儀、此以前朝鮮より之勅使御越之時分、於路次中御馳走之様子に、此度も

### 通航一覽卷之二終

御馳走可致之旨に御座候、其通路次中御泊々に申遣候間、其心得可被成候、委細之段者、山口駿河守殿伊勢兵部少殿按するに、兵部少輔は家久の老臣なり申入之間、定而様子可被申上候、山駿州御差圖次第に被成御尤に御座候、尙御下之内、此地相應之御用等御座候は、可被仰付候、不可存疎略候、何も爰元御下之節、可得尊意候間、不能具候、恐惶謹言、

慶長十五年五月十四日

本多上野介

正純判

羽柴陸奥守様人々御中真享松平大隅守書上、

慶長十五年琉球王來朝之刻、山口勘兵衛曾祖父駿河守、駿府江戸之案内者被仰付候、此時台徳院様より御馬拜領仕候、真享山口勘兵衛書上、

同年五月十六日、少將家久中山王尙寧を携へ、居城薩摩國鹿兒島を發し、鹿兒島城に即日を経て洛に入り、京の日次所七月廿日洛を出て、八月六日家久先駿府に着し、同八日登城して東照宮に拜謁し物を献す、右兵衛督殿尾張義常陸介殿宣稱にも進物あり、尙寧は同日參着せり、諸記録、尙寧は六日參着、八日拜謁と記せしもの多し、國師日記によるに、みな誤りなり、  
慶長十五年五月十六日、家久中山王を携へて、八月

六日駿府にいたる、大權現きこしめして、これをいたはり給ふ、寛永島津家久謹

慶長十五年五月十六日、家久中山王を率ひて鹿兒島を發し、八月六日駿府に參着す、是まで、貴久記、家忠日記追加、續本朝通鑑、路次道中之御馳走、朝鮮人來朝と同しかるへき旨、宿々迄兼々被仰付之由に而、殊外結構に御座候、真享松平大隅守書上、島津家譜、薩摩州舊傳記、大三川志、

慶長十五年、薩摩國島津陸奥守自注又八事、去年改名、琉球の王令同道相上、七月廿日都を立て、駿河江戸へ下る、去年島津琉球へ令渡海、按するに、老臣榑山權左衛門平田太彼島の王を生捕、歸朝して今及此儀、八月十日琉球人着駿府、官本當代記、創業記、慶長十五年八月十日、金地院崇傳より板倉伊賀守勝重に贈る書中、

島津殿當月六日に御下着候、八日に御城に御出仕候、琉球王は今日可有下着由候、國師日記、  
慶長十五年八月八日、島津家久於駿府登城御目見、慶長見聞錄案紙、  
慶長十五年八月八日、島津又八仕進物、一太平布五拾端、一緞子五拾卷、一銀子千枚、大御所へ進上也、

按するに、此書家久が献物の内、太刀を脱す、其右兵衛主常陸  
 證次條に載る真享松平大隅守書上等にあり、  
 主兩所へ、銀子百枚宛、紅糸五拾斤、女房五人へ、銀  
 子貳拾枚宛、段子拾端宛也、島津同道之琉球屋形、  
 一兩日中駿府へ可被參と也、同日着駿府、慶長年録、  
 同年八月十四日、少將家久尙寧を携へ、駿城に登りて  
 拜謁す、尙寧方物數品を献す、尙寧が献する所の品數、諸  
 記異同あり、かつ前に辨す  
 るごとく、其拜謁を八日家久拜謁の條に、混記せし、  
 同十八日駿城  
 に在りて、家久及び尙寧を饗應し給ひ、猿樂あり、常  
 陸介殿紀伊頼鶴千代殿水戸頼舞はせらる、家久に刀脇指  
 を賜はる、同十九日御暇賜物あり、廿日駿府を發して  
 江戸に赴く、此時尙寧の弟、具志頭王子病によりて、駿河  
 國奥津縣に滞留せし、同廿四日終に歿す、  
 慶長十五年八月十四日、琉球王に御對面なり、慶長  
 見聞書朱書、

慶長十五年八月十四日、琉球人出仕、去十日着駿府、  
 今日對面也、十八日島津被召寄有振舞、常陸介主能  
 を仕給ふ、加茂八島、鞍馬天狗、梅若太夫、源氏供養、  
 老松、此時廣間疊ふるひたること、年寄中を折檻し  
 給ふ、從是江戸へ下る、駿府逗留中琉球王弟死す、  
 官本當代記、創業  
 記、慶長年録、  
 慶長十五年八月十四日、中山王尙寧、駿府城に來て

拜謁し方物を献す、自注島津陸奥守  
 携來日記瑣要、  
 慶長十五年八月八日、大權現家久に命して、中山王  
 に登城せしめ給ふ、大權現則ち出御ありて、中山王  
 に御對面なされ、緞子百端、狸々皮自注又羅紗十二尋、  
 太平布二百疋、白銀壹萬兩、太刀壹腰を献す、按する  
 書及び真享松平大隅守書上等に、太刀銀子尙寧が献物のごとく  
 記したれども、御年譜、貴久記、家忠日記追加等によるに、此兩品は  
 家久が献する所に、鈞命しはく、下り、御氣色快然たり、  
 十八日饗應を賜りて猿樂あり、時に常陸殿自注頼御  
 鶴殿自注頼舞曲をなし給ふ、其間かはらけ、あまた  
 たひめぐりて、佳肴其數を知らず、家久貞宗の刀脇  
 指を拜領す、十九日御暇を賜はりて、駿河より江戸  
 にいたる、寛永島津家久譜、

慶長十五年八月八日、家久中山王を召連登城す、尙  
 寧緞子百端、羅紗十二尋、太平布貳百疋、蕉布百卷、  
 白銀壹萬兩、御太刀一腰献上し、家久も御太刀馬代、  
 其外品々献上仕候處、按するに、家久が献物は、尙寧と同  
 代初に早速異國を從へ、其王を率ゐて來朝せしむ  
 る事、家久無比類働のよし、上意に而御感を蒙り  
 候、同十八日御饗應被下、御酒宴之上、常陸介殿御  
 鶴殿座を立て舞給ひ、貞宗の御腰物を大小家久に

下さる、同十九日御暇を被下、翌廿日駿府を立、真享  
 大隅守書上、島津家譜、  
 薩州舊傳記、紀年録、

慶長十五年八月八日、琉球王見公、而獻之以緞子百  
 卷、羅紗十二尋、蕉布百卷、太平布二百卷、家久獻  
 之、以太刀一、及白銀一萬兩、十八日饗家久有猿樂、  
 賜貞宗之刀、及貞宗之短刀、御年譜、貴久記、

慶長十五年、島津家久引中山王抵駿府、源君大喜、  
 八月八日召之府城、源君正烏帽子直衣厚禮貌遇之、  
 中山王升堂上拜源君而退、成功記、

慶長十五年八月八日、島津陸奥守家久、琉球の中山  
 王尙寧を携へ登營す、神君烏帽子直衣を着し、大廣  
 間上壇に御着座、中山王白銀壹萬兩、段子百卷、羅  
 紗二十尋、芭蕉布百匹、太平布二百匹、太刀一腰を  
 献し、拜禮終り、家久より長光の太刀一腰、白銀千枚  
 を献し、琉球を賜はる、謝詞を述る、武徳編年集成、  
 大三川志、

慶長十五年八月十八日、島津を被召寄振舞あり、常  
 陸介主能を仕給ふ、自是琉球王をつれて江戸へ下  
 る、創業記、

慶長十五年八月十八日、駿府にて神君島津陸奥守  
 を御振舞あり、公頼宣稱をさす、能をし給ふ、紀藩無名書、

慶長十五年八月十八日、島津家久及び中山王尙寧  
 を駿府城に於て饗し、猿樂の大宴を設けしめ、頼宣  
 君頼房君舞曲をなし給ふ、家久に貞宗の刀及び短  
 刀を賜ふ、暮に及て退去す、十九日島津家久及び中  
 山王尙寧に暇を賜ひ、數品を賜はり、明日駿府を發  
 し江戸へ赴くへしと命したまふ、廿日家久中山王  
 を伴ひ駿府を發す、中山王滞留中其弟病死す、依て  
 滞留日を重ぬ、大三川志、

慶長十五年、琉球王駿府にとまりしうち、弟子の  
 王子病て死す、佐敷王子といふ、其墓今に清見寺に  
 在り、定西法師琉球物語、琉球國事略、○按するに、此書及び琉球  
 永七年來朝せし琉球人の甲墳の文に、  
 具志頭王子とあれば、かな誤りにや、  
 鹽尻に載る寶  
 駿河國盧原郡清見寺古墳

求王院殿大洋尙公大居士

右求王院は、琉球國中山王尙寧公之愛弟にて、尙懿  
 公第二の王子也、慶長十五年庚戌八月廿四日、江戸  
 へ參向の時卒于茲、駿河國巡村記、  
 慶長十四年、島津薩摩守軍勢を催し、兩大將を申付  
 て、琉球へ押寄て、首尾好相隨へ、彼國人共擒と成  
 て日本へ引連佐志貴王も同く日本へ捕はれ來り、

佐志貴王も外の琉球人も駿河へ参り、又江戸へ遣し給ふ、然るに其痛にてや有けん、佐志貴王は奥津にて死去せられけり、清見寺に墓所あり、其後に琉球人共御免を蒙り、國へ歸りけるといふ、琉球國警中見録、

琉球人於駿州清見寺弔故君墳塚文

維時、寶永七年庚寅冬十二月二十三日、琉球國中山王使美里王子尙紀、豐見城王子尙祐、等遣使、贊官喜手刈尙翰、口前尙克從、於清見寺奉弔故具志頭王子尙宏、法號求王院大洋尙公居士靈、嗚呼先生、傳聞故君中山主尙寧公之愛弟、而尙懿公第二之王子也、爲其人也、孝弟而好忠信、就尙寧王扈從薩州之大守、而至駿州不幸遇病、時也慶長十五年庚戌秋八月廿四日辭世於驛亭、時人卜築于茲、星霜荏苒、至今一百一年、吾國俗稱駿河王子者是也、嗚呼痛哉、天涯殞身不得回鄉、子孫雖多隔絕遐方、經有歲無求焚香、但有清見關月訪寥寂、三保松風問荒涼而已、吾輩歷此、爭堪感激、謹陳菲禮、以表寸忱之微、先生有靈鑑之、尙享、鹽尻、

同年八月廿五日、少將家久中山王尙寧を伴ひ江戸に

参着す、同廿六日、台徳院殿上使を以て、其遠來を勞せられ、廿七日精米千俵を賜ふ、

慶長十五年八月十九日、御暇を賜はりて、駿河より江戸にいたる、廿六日台徳院殿其遠來をなくさめ給ひて上使を下さる、廿七日また上使ありて、米千俵を賜はる、寛永島津家久譜、續本朝通鑑

慶長十五年八月廿五日、江戸に致参着候、廿六日上使を下さる、廿七日又上使を以米千俵致拜領之候、眞享松平大隅守書上、島津家譜、費久記

慶長十五年八月廿五日、家久様中山王被召列江戸に御参府、中途迄段々上使遣はさる、同廿七日上使を以御拜領物有之、薩州舊傳記

慶長十五年八月廿五日、家久中山王江戸に到る、廿六日台徳院殿より家久か宅に、其遠來を勞て上使を賜はる、廿七日重て上使を家久か宅に被下、精米一千俵を賜はる、家忠日記追加、天慶日次記、參陽武編全集、大三川志

慶長十五年八月廿五日、琉球人着江戸、年十七八之小姓、十四五之小姓兩人、しやみせんを引、十七八計之小姓、名字オモヒシラ十四五之小姓、オモヒトクといふ、小うたをも謠ふ、在江戸衆彼小姓を呼、

しやみせんを引せけると云々、言語も日本人と同じ、但少宛は違となり、髪を頭之右にからはに結計也、上下の路次に、何時も宿入之時、笙、横笛、鐘、太鼓、箏、築にて管絃のことくして宿へ着と云々、是を道行といふ、王は彼座中へも不出、奥に有之隠れらる、躰也、琉球にも日本之まぬをして、詩、和歌、連歌、又猿樂之能などもあり、宗旨は禪宗、浄土宗、聖道宗也、官本當代記、慶長年譜、坂氏慶長古日記、按ずるに、中山餘の書にも、淨土宗等ありし事所見なし、

同年八月廿八日、少將家久中山王尙寧を携へ、江城に登りて、台徳院殿、及び大猷院殿を拜し奉り方物を献す、大澤少將基宿、最上駿河守家親奏者たり、時に在府の諸大名其座に祇候す、九月三日、家久及び尙寧を饗應せらる、同七日家久を召て、台徳院殿御手つから喫茶を賜ふ、同十二日家久また尙寧を伴ひて登城す、慶長十五年八月廿八日、家久御城にのほりて、長光の太刀一腰、段子百端、虎皮拾張、白銀壹百萬兩を献す、又太刀壹腰、馬一疋、紅糸百斤を將軍家へ献す、按ずるに、この將軍家及び下の若君とあるは、みな大猷院殿の御事なり、譜中尙寧の献物を脱す、九月三日饗應あり、同七日御茶を賜はる、同十二日家久中山

王を伴ひて御城に登る、寛永島津家久譜

慶長十五年八月廿八日、家久尙寧を召列致登城候、尙寧段子百卷、虎皮十枚、太平布二百疋、蕉布百端、白銀一萬兩、長光之御太刀致献上之、若君様に御太刀一腰、段子五十卷、太平布百疋、蕉布五十卷を指上、按ずるに、尙寧より白銀太刀を献せしこと、家久も御太刀馬代、其外品々致献上候、九月三日登城す、御饗應あり、同七日於御數寄屋、御手つから御茶を被下、同十二日又登城仕候、眞享松平大隅守書上、島津家譜

慶長十五年八月廿八日登城、琉球王獻緞子百卷、太平布二百卷、蕉布百卷、獻嗣君以緞子五十卷、太平布百卷蕉布五十卷、自家久獻緞子百卷、虎皮十枚、白銀壹百萬兩、太刀長光、獻嗣君以太刀馬紅糸百斤、九月三日賜美宴、七日召茶亭王川子、乘清風得一碗、喉吻潤其惠至矣、十二日家久主伴琉球王而登城、費久記、家忠日記追加、續本朝通鑑、大三川志慶長十五年八月廿八日、家久携中山王登營、中山王獻純子百卷、太平布二百卷、蕉布百卷於將軍家、獻純子五十卷、太平布百卷、蕉布五十卷、於竹ち代君、依仰最上駿河守家親披露之、自注時、家久獻緞子百卷、從侍

虎皮十枚白銀一萬兩、御太刀自注、於將軍家、捧紅糸百斤、御太刀目錄於竹千代君、九月三日賜饗應、七日召家久賜茶、十二日家久携中山王登營、賜中山王暇、紀年錄、按するに、尙寧、御暇の事は次條に辨す、

慶長十五年、島津氏琉球王をたつさへて來府するの時、大澤少將基宿鈞命を奉はりて、肅禮披露の事を勤む、寛永大澤基宿譜、

慶長十五年琉球國の王來朝して御禮の時、最上駿河守家親、奏者の役を勤む、寛永最上家親譜、

慶長十五年、家久公初て武州江戸に御參勤のとき、諸大名衆を御振舞被成、初日に右の上座淺野彈正殿、其次に酒井左衛門殿、土屋民部殿、大久保相摸殿、土居大炊殿、次第列座也、左の上座は、藤堂佐渡守殿、夫より酒井雅樂殿、延壽院按するに、今大路道三正紹が法印の號なり、阿部備中殿と次第に座せらる、本多佐州は下座の柱に掛り、上座に向て安座せらる、都て座配以下の事佐州差引也、久國按するに、島津氏の藩士川上因幡守久國なり、直に見之と云々、久國談話、

同年九月十六日、台徳院殿、家久及び尙寧を召て、また御饗應あり、家久に御暇下され、腰刀駿馬かつ櫻田

にをいて宅地を賜ひ、今の幸橋の屋鋪なるへし、俗にこれを裝城の時、芝の屋鋪より先、にいたりて、裝東、琉球の事を任含等を改め登城せしむるも、此俗稱存せるにや、琉球の事を任含めらる、尙寧にも暇賜はりて懇命あり、寛永島津家久譜書に、此日尙寧の登城、及び御暇の事を載せず、た、紀年錄にのみ、尙寧の御暇を十二日登城の時とせしむ、其實を得たるこそくなれども、他の證なければ、今續本朝、よて同廿日江戸を發し、中山道を經て國に歸る路にして、歸國の後、毎歲奉貢すへき旨、尙寧申すといへども家久以聞せず、

慶長十五年九月十六日、又饗宴を家久に賜はり、ならひに御馬を下され、櫻田の屋鋪を拜領す、此日御暇を賜はる、廿日に江戸を出て、岐祖路を經て京都に入り、それより國に歸る、寛永島津家久譜、貴久記、薩州舊傳記

慶長十五年九月十六日、家久致登城、御饗應之上加賀貞宗の御腰物、并御馬致拜領、且又櫻田之屋敷を被下、直に御暇を賜はり、同廿日江戸を發し、これま舊傳記、兼而被仰渡によりて、中山王は東海道を罷上り、家久は木曾路を通り下國仕候、貞享松平大隅守書上には、家久尙寧が歸路を分ちしは、此書のみなり、

慶長十五年九月十六日、台徳公島津に歸國の暇を賜はるへき爲に、再び饗應ありて、加賀貞宗の刀、並に駿馬を授けらる、中山王の後家久より彼國に

監使を置て、政令を施すへしと鈞命を蒙る、武徳編年集成、慶長十五年九月戊午、賜暇於中山王、而賜宅地於家久、且授良馬、賜歸國之暇、壬戌家久以中山王發江戸而西歸、續本朝通鑑、

慶長十五年九月十六日、島津家久及び中山王尙寧を饗し、即日上使を以て歸國の暇を賜ひ、家久に加賀貞宗の刀、及び馬を賜ふ、廿日家久中山王江戸を發し、中山道より洛に出て薩州に向ふ、大三川志、通川治世錄、

慶長十五年、中山王尙寧到江戸拜大樹、乃命曰、琉球國累世中山王之所有也、今無由立別姓、宜還本國以繼祖考之祀、又命家久賜琉球租稅、于時家久又引中山王歸薩摩、成功記、武徳編年集成、大三川志、但し大三川條に載す、志は去月廿八日條、武徳編年集成は此月三日

慶長十五年九月廿七日、去七月より琉球王駿府江戸へ出仕して、九月十四日傍注、異本廿日あり、立江戸、今日濃州岐阜、其節琉球へ有歸國、毎年御調物を可被上諾應にて、無事のすかたたるへきと云々、但此儀于今無披露、琉球は暖國故雪不降、始て日本にて雪を見る物語す、官本當代記、創業記、慶長年錄、慶長十五年、琉球王江戸發足、美濃國岐阜へ到着之

節、琉球王歸國之後、御調物可差上由申候へども、此事可有如何とて無披露、琉球王又被申は、我國無雪降、貴國へ來て初て見雪と云々、慶長見聞錄案紙、慶長十五年秋八月、家久率尙寧及王親陪臣等來、神祖按するに、台徳院殿誤りなるへし、乃命王尙寧使歸其國、以附庸於薩摩州、善繼前好、敬承先祀、於是則古南島地復舊域矣、南島志、

中山王尙寧江戸に來朝あり、秀忠公大に憐み給ひ、薩摩侯附庸の國といひながら、諸大名なみにして、列は御老中の次に座し、十萬石以上の格とぞ定められる、琉球國和錄、○按するに、諸記に此事所見なし、此書何に據れるにやいふ、

通航一覽卷之三終

### 通航一覽卷之四

#### 琉球國部四

##### ○中山王來朝

慶長十六辛亥年、去歲島津少將家久、中山王尙寧を歸國せしむべきの命を蒙り、また明主よりも請ふ旨あるに、ことし終に尙寧及び俘囚を國に還す、是より彼土に監國を置、法制を定め毎歲薩摩に納貢せしむ、同年十二月十五日家久が使者、尙寧の謝使を率ひて駿府に來り、家久が父三位法印龍伯が遺物を獻し、龍伯は、ことし正かつ尙寧が事を言上す、よて東照宮彼謝使を駿城に召、前殿にをいて拜謁をゆるさる、獻物あり、尙寧が歸國、家傳の書に分明ならされとも、南浦文集尙寧の書牘、及び琉球國事略等に、薩摩に在る事、三年にして國に歸る事記し、はしめ尙寧、薩摩に來りしは十四年にして、今年にいたりすへて三年に及びたれば、今駿府記等によりて決す、此後將軍家御代等、及び中山王親封の時は、必ず使者を奉り、國王みづから來らざる事となり、其官家を賀するを賀慶使といひ、親封を謝するを恩謝使と稱す、こは使者來買の條に詳なり、

慶長十五庚戌年、上意に而中山王歸國いたさせ申候、眞事松平大隅守書上、島津家譜、貴久記、官本當代記、創業記、慶長年録、○按するに、これらの書によれば、尙寧の歸國は、慶

長十五年のことくなれども、こは總記せしものにて、たゞ家久國に歸りて後、明年歸國せしめしを詳に記さるのみ、下の寛永島津家久譜等に、其年を越さずして、歸らしむとあるは全く誤りなり、

慶長十五年、家久還薩摩之後、令中山王歸琉球國、而每歲納貢、更世則來朝、續本朝通鑑、

慶長十五年、家久引中山王而歸薩摩、自是令王及俘囚送還琉球、乃置監國立法制、年々納琉球貢稅六萬石於薩摩矣、成功記、武德編年集成、大三川志、但し武德編年集成、大三川志には、九月三日條に記す、○按するに、下に載る眞事松平大隅守書上、及び薩摩に據るに、琉球の貢稅を六萬石とせしは誤りなるにや、

家久様中山王へ御渡之書付、

一琉球之義雖申越候、被對日本疎略依在之、遣人數令破却、剩王位至日本渡楫候上は、如何様可有之義、此方次第候得共、被離舊邦可爲迷惑事、銘心肝歸國被申候間、其懇志不可有御忘却事、

一其國之諸式、日本不相替様可被成法度事、

一王位爲藏入知行過分相定進候間、向後不辨無之様に可被仰付儀、肝要候事、

一百姓連々困窮候由、其開得候間不謂儀百姓不致辛勞様、可被仰付候事、

一毎年渡唐船之儀、時分相違之故、海路不易候間、自今以後は以番賦船頭被相定、若時分はつれ渡唐、

久に琉球國を屬し給ひけるより、永代附庸の國となり、臣とし仕ふる事甚敬めり、夫よりして將軍家御代替りには、中山王より慶賀の使臣を來聘せしめ、彼國の代替りには將軍家の鈞命を薩州侯より傳達せられて、しかうして後、位を嗣他日恩謝の使を奉るなり、其國唐と日本の間にある故、嗣封の時は彼國よりも冊封を受るなり、されども唐へは遠く、日本へは近き故、日本の扶助にあらされは、常住の日用をも辨する事あたはず、去るによりて、國人耶麻刀と稱して、甚た日本を尊ぶごなん、琉球談、

慶長十六辛亥年十二月十五日、島津龍伯爲遺物長光刀左文字脇差獻之、就之去歲所擒來之琉球王歸之、則琉球之往來可爲如前々之由、自大明國依請御覽之、藥種及彼邦之異物等獻之、駿府記、

慶長十六年十二月十五日、琉球使來獻藥物土產、家忠日記追加、參陽武編全集、

慶長十六年十二月十五日、島津家久が老父龍伯か遺物として、長光の刀、左文字の脇指を獻す、自注此年春、

又歸帆仕候は、可相掛其科候事、

一如舊規判形無之商船着岸之時は、被相定少茂自由無之様、番衆被附置、此方わ可有注進事、

右條々、堅固可被相守者也、仍證達如件、薩州舊傳記、但し年月を記さず、

琉球國王尙寧與大明福建軍門書略

小邦去日本薩摩州者僅三百餘里、以故三百年來以時獻不腆方物、修其隣好、頃有不肖畜夫、按するに、琉球屬和録に、

こは邪那をさせしなるへしといへり、琉球屬和録に、邪那の事は、平均始末の條に載す、緩其貢期、是故薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者誠天之所命、而我亦以無苞桑戒也、不幸而爲其俘囚、在薩摩州者三年矣、

州君家久公、外好武勇、内懷茲憫、待我以待貴客之禮、禮遇之厚者、三年一心加之、送還我於小邦云々、南浦文集、

第二十代、尙寧か代に當りて、大明の神宗萬曆三十七年、日本國薩摩の守護のために執はれ、居る事三年にして國に歸る、琉球國事略、

慶長十六年、中山王尙寧得還國、南島志、

中山王尙寧日本に居る事三年、過を悔罪を謝し、慶長十六年漸く本國に歸る事を得たり、此時神君家

久に琉球國を屬し給ひけるより、永代附庸の國となり、臣とし仕ふる事甚敬めり、夫よりして將軍家御代替りには、中山王より慶賀の使臣を來聘せしめ、彼國の代替りには將軍家の鈞命を薩州侯より傳達せられて、しかうして後、位を嗣他日恩謝の使を奉るなり、其國唐と日本の間にある故、嗣封の時は彼國よりも冊封を受るなり、されども唐へは遠く、日本へは近き故、日本の扶助にあらされは、常住の日用をも辨する事あたはず、去るによりて、國人耶麻刀と稱して、甚た日本を尊ぶごなん、琉球談、

慶長十六辛亥年十二月十五日、島津龍伯爲遺物長光刀左文字脇差獻之、就之去歲所擒來之琉球王歸之、則琉球之往來可爲如前々之由、自大明國依請御覽之、藥種及彼邦之異物等獻之、駿府記、

慶長十六年十二月十五日、琉球使來獻藥物土產、家忠日記追加、參陽武編全集、

慶長十六年十二月十五日、島津家久が老父龍伯か遺物として、長光の刀、左文字の脇指を獻す、自注此年春、

龍伯卒す、兵庫頭義弘も卒去す、○按ずるに、島津家譜によると、義弘入道惟新、卒せしは、元和五年七月廿一日なれば、此年の事とせりなり、言上しけるは、中山王今に薩摩に逗留するに依て、大明帝より中山王歸國の事、請來るによりて琉球に歸らしむ、按ずるに、大三川志、國朝大業廣記には、中山王の歸國を許さば、琉球往來の船往古のこくたるへしと請ふに依て云々記す、其ことを謝する爲に、使者參向せしむる由申上る、琉球の使者駿府に來り、藥物并國產數品を獻す、武徳大成記、大三川  
慶長十五年、家久國に歸り、其年を越さずして、中山王を琉球にかへらしむ、中山は琉球の一名なり、寛永島津家久譜、官本當代記、創業記、慶長年録、  
中山王歸國之後、其以來公方様御代替、若君様御誕生、又は中山王自分繼目之節は、中山王より江戸へ使者差上候、尙寧被召列候節より、當正徳四年迄、琉球人八度參府仕候、薩州舊傳記、○按ずるに此書正徳四年の撰なれば、其いふ所かくのこし、琉球國より毎年秋、米十二萬三千七百石餘を薩州鹿兒島に貢す、鹽尻、  
寛永十一年八月四日、大猷院様御判物、  
薩摩大隅并日向國諸縣郡都合六十萬五千石餘、目錄在 此外琉球國十二萬三千七百石事、全可有領別紙

知之狀如件、

寛永十一年八月四日御諱御判

薩摩中納言殿、貞享松平大

中山王尙寧歸國の後、彼國守護に留りたる薩摩の將士歸朝せんとす、時に尙寧送別の宴を開き、其調味に蕃薯を出す、將士みなこれを珍味なりとして、乞ふて齎し歸る、これ此物の本邦に渡りたる始めなるへし、其後數多あり、國益の物たりとて、諸國に作らしめられ、伊豆國附諸島にも遣はされて、其地に植しめらる、伊島津家久中山王尙寧をして本國に歸す、按ずるに、原條にあり、時に彼國番手に残りたる薩摩の諸將も、歸朝すへしと使を以て申送る、依之十月半諸將歸朝せんとするにより、尙寧諸將を王城に招て饗應せらる、時に琉球芋をあつものにして、すゝめければ、いづれも珍味なりとて喜悅しけり、國王自ら出て、是は小國に澤山生する物也、賞翫せらる、こそ満足なれとて、生なる芋を取寄出しければ、諸將是は珍物也、歸國のみやけに所望申たしとありければ、國王悦ひ大なる苞にして進らせけり、歸國の後、大守へも奉りければ、大守も珍らしと賞味し給ひ、これより歴々の調味と成、輕きものは食する事

能はず、年々琉球へ所望し求められしに、寛永年中にいたり、琉球よりは是をあまた獻し、其製法をくはしく書付奉りければ、薩州にて作らせらる、に、よく生して琉球より送りし所に違はず、他國へも遣はしけり、按ずるに、享保年中島津氏よりの書上に、琉球より薩州へ渡り候て、三十四五年程に罷成とあれば、天和年間のことにして、寛永はしめ琉球より來りしもの故、琉球芋と號しけり、今薩摩にて作る所故、餘國にては薩摩芋と唱ふれども、薩摩にては于今琉球芋と呼なり、當時は諸國に廣まり澤山故、いやしき食物のやうに思へども、其本を思へば、いやしむべき物にあらず、饑饉の節は、米穀の代りに食して人命を保たしむ、島津琉球軍精記、  
享保の頃、浪人青木文藏、蕃薯考、并國字譯を作りて、薩摩芋の國用に益ありて、人民の食料をたすくる事を委しく記せり、其由上聞に達し、小石川御藥園にて試みに植させられ、農民にも作り習ふへき旨仰出され、伊豆の國附島々へも植させ、佐渡の國へも遣はさる、其上著述之蕃薯考國字譯板行被仰付、廣く作習ふへき旨觸させらる、其頃薩摩へ仰遣わされ、薩摩芋の貯へ方、植付の法等を尋させら

る、薩州より獻せし書付左に出す、按ずるに、書付の結末、みな二月とあれども、其何年といふ事を脱せり、

さつま芋園の事

十月の節過、七日八日目の頃、畑より堀取るなり、種芋かこひ埋置やうの事、畑より堀出し土を能おとし、水にて洗ふ事なし、日に乾し候事なし、吹さらし候所は悪し、山の端にても家の陰にても、風あたり不申、日向の能温氣なき所に芋をいけ候分量ほど、深さ四五尺堀り、四方へ菰を當、底にも菰を敷、其上へ粗からを厚さ五寸ほど敷、芋のすれ合不申様に、壹寸程ツ、間を置、一通ならへ、また其上へ粗を芋のみへさる程置、又一通ならへ置、其上へ菰を二枚程かけ、其上より土の通らさるため菰を壹枚かけ、其上へ土を七八寸もかけ置申候、温氣にて粗ぬれ候へば、芋くさり申候、雨露通り候へばくさり申候、疵有之候芋は、かこひかたく候、疵の所よりくさり申候、疵のなきをかこい申候、箱に入れ、右之通にいたし候ては持不申候、土はさらひ候へ共、土の氣無之候ては、また持不申候由、



二月の中より十日め程に、苗とこ入と申て、日あたりよき所へ、馬糞をよくこなし、厚さ五寸程一通置、其上へ横にならへ、また其上へ馬糞を芋のみへさる程置、菰を壹枚通かけ置なり、また上家をこしらへ、廻りも風のあたらざる様に、菰にてかこひ、日むきのかたに口をあけ、晝は日にあて、晩には風のあたらざるため、口をふさぎ置、芽の出候時分は、芋壹ツより芽いくつも出申候、芽五六寸にのひ候時、かき取候て別々に植る、四五尺程つゝ間を置植る、芋のつるに五六寸間にふし立、五六尺にのひ候時分より、ふしの所毎に壹寸程つゝ土をかけ置候へは、其ふしより根出、芋出来申候、こやしは下肥をうすくして、芋にかゝらざる様に、きはへかけ申候、出来上り候まで、二度程こやし入候て能候よし、根元の所へこやし致し候、

一是は唐國より渡來候哉、  
薩摩芋

一いつの頃より薩州にて作候哉、  
一唐國より琉球へ渡來、琉球より薩州へ渡候て、三十四五年程に罷成候、  
一唐芋と唱へ申候、皮の色は白赤薄赤御座候、赤き芋は十五日芋とも赤芋とも申候、薄赤色の事をほけ芋、三つ葉芋とも唱へ申候、何れも別種にて御座候、風味皆甘く少々つゝ替御座候、  
一琉球芋と申候て、別種有之様申ものも有之、又は同種と申ものも有之候、如何候哉、  
一琉球芋と申候は、唐芋とは別種にて、はんすいも共唱へ申候、皮の色は白赤の芋も有之候、是はほけいも、又は赤はんす芋とも唱へ申候、皆其内の色は白く有之、風味皆共別而之替無御座候、  
一此芋薩州へ作初候者、程久敷義にて、年間相知れ不申候、先達て申上置候通、少々つゝ作申候、  
一右銘々之芋を種取植付候得は、本芋の色にて替無御座候、所により稀には白はんす芋も出来候も有之、唐芋よりほけ芋出来候も御座候、  
一百姓共夫食貯置様は、如何様致し候哉、  
一貯置候得は、二三年計も持ものに候哉、

一琉球芋、唐芋生にて貯置候義は、十月頃芋を掘取、日當の暖氣成岸の下、同敷かけ濕氣なき所を見合、土中を掘り、下には芽またはわらを敷、脇にも右之類のものを土の不掛様に致し、其中へ芋を入れ置き、上にも芽またはわらを置、雨など洩れ入さる様堅め置候へは、翌年三月頃までは痛不申候、右時節相過候まで台置候は、土中より取出し家のうちに、わら芽の草を敷、其上に置候得は、五六月時分までは持申候、または八九月頃掘取、四五日干調粗ぬかに交せ、たわらなどに入、火を焚候うへに置候へは、翌年夏初までは持申候、中にも赤いも能持申候、  
一久敷貯置義は、芋を厚さ壹分程に切能干調、壺なごに入置、毎々干候て保護致し置候へは、二三年までは痛不申事も御座候、  
一飯料には、粉になし、たんに致しもちひ候、またはゆて候ても給、食にもませ粉に致し候、大麥小麥粟蕎麥の粉などにましへ、たんに致し候ても用申候、  
一唐芋十部出来候地に、琉球芋は七部出来申候、右

薩摩芋琉球芋の分り相糺可申旨被仰渡、此節薩州より委細申越候に付、此段申上候、以上、  
二月  
唐芋苗持様植付之次第  
一種かくし置様植付様之義、かつらを九十月の時分、霜不降内、長さ一尺四五寸程に切、日當りの岸の下、暖氣なる所を見合、横之廣さ壹尺七八寸程に堀、かつらを四五寸程出し置き、深さ六七寸ほど土をかふせいけ置、翌年二三月頃雨降候砌、苗植致し段々にやしないをくれ、四月より五月上旬頃までに植付申候、  
一苗芋は、正月末より二月初まで苗床に馬糞を厚さ壹尺餘り置、其上に芋を並へ、芋のみへさる程馬糞をかふせ、わら芥をかけ置、五日過明け候て見申、芽めくみ候節、芥を取除申候、右の芽七八寸程成長致し候節、芽をかき取植付申候、又は芋を厚く苗床にふせ置候得は、芽出候節芋共に別床に直し、芽出かつら三四尺に成長致し候節、七八寸壹尺程にも切、植付申事も有之候、芋薄く苗床にふせ置候へは、別床に直し候には、およひ申さす候、其儘床

に置かつら右のこく三四五尺になり候節、切候て植付申候、

但島の植付候は、横にかつらを植付、土三四寸かけ申候、

一堀取候時分は、九十月霜不降うちに取申候、  
一琉球芋唐芋かつらの様子、同様に相見へ申候、  
以上、

二月

享保二十乙卯年閏三月九日、吹上奉行石丸定右衛門薩摩芋作被仰付候處、宜敷出來腐も無之、出精仕候に付、銀三枚被下之、其外添奉行以下拜領物被下之、以上、享保年録、

有徳院様薩摩芋種を御取寄、諸國御代官に被仰付、公民へ種を御貸被下、所々に作らせたまふ、その形状は魚のこくくにして、萬民見馴れざるものゆへに、これをくらはす、これに依て林大學頭へ命せられて、薩摩芋の功能書付開板あり、人これを喰ふときは、その徳ある事を記させ給ひしかは、世上の人漸く疑を散して、今専ら世上にこれを賞翫して、貧民のため、あるひは飢饉のときなど、甚く夫食の

助けとはなれり、明君享保録、  
蕃薯自注又作一名甘藷、其赤者名朱薯、蕃甘乃三種通稱也、

和名、琉球芋、又名薩摩芋、呼其赤爲赤芋、按蕃薯、其種原出于琉球國、其品有白黃赤三品、而白者最勝、會聞、彼國人殊貴重白者、嚴禁傳種於他邦、故本邦所有黃朱二種耳、不彼知其有白薯、遂呼黃者爲白薯、稻若水云、赤黃者性粘、白者、不粘、不粘爲上品、粘者爲下品、特粳糯之異耳、其白者、疑是蕃薯歟、然未敢決、愚按、扣鉢齋行厨集以朱薯爲香芋、未如何是、蕃薯錄、

慶長十七壬子年、中山王尙寧か使僧圓覺東堂薩摩に來り、家久か父宰相入道惟新に書牘を贈る、惟新回答して自後異心あるまじき旨を諭す、異國日記に、月十九日惟新より尙寧に贈れる返翰を載せて、文中早く嗣王を定めん事を諭せし事見ゆ、其返翰年代をのせされども、文意によるに必ず元和元年の書なるべし、

慶長十七壬子年三月廿日、答琉球國王書  
別來忽々、換一寒暑、徒竭遠望而已、多歡多歎、恭聞、錦旋之後匪意安、一國公族至於島嶼小民、各得其所矣、寔雖爲天幸、惟我家久公德化之所及也、

今圓覺東堂、爲正遣使遙渡大洋、一封書音數箇珍祝、逐一所拜受也、按するに、來翰等の事、今所見なし、自今以往國泰民安、長久之計貽厥孫謀者、在尙寧王之存誠、誓勿忘在莒之時可也、恐懼不宣、

壬子三月二十日

藤氏惟新

拜復

中山尙寧王閣下

按するに、島津氏は、右大將頼朝より出たれば、清和源氏なるべきを、藤氏と書せる事は、島津家譜に、元祖島津豊後守忠久は、頼朝の庶長子にして、比企判官能員の妹、丹後局の所生なりし、御臺所の嫉妬を避けて、姪姫中津國に落降り、住吉にて忠久生誕あり、局依る所なく、其邊の領主八文字民部大輔惟宗廣言に嫁し、忠久も其家に成長して、はしめ惟宗姓を冒し、其後近衛内府基道の契子となりて、是より藤原に改めしと見ゆ、元和二年六月家久より安南國華郡公に與ふる書にも、藤氏家久と記し、また三緣山台徳院殿御廟前に、彼家より獻備せし燈籠にも、藤某とありと聞く、然れば其頃まで藤氏を冒せし事推て知らる、

某年二月十九日、答中山王書、

今春賀詞千祥萬吉、如示諭、京畿干戈出于不意、無幾而東西太平、上下歡抃、珍重珍重、我少將家久公遣使於貴國、擇定嗣王、嗣王分定者國家長久之計也、自古嗣王不定、則國有覬覦者、若然則其憂在衽席之間矣、早使親族之有才者嗣其祿位、則佞巧之徒、豈有亂國者乎、伏願擇師傳之知古今者、置之嗣王左右、教以成敗、示以節儉、古云、愛子教以義方、

忠孝恭儉義方之謂、若嗣王能解義方之理、能致忠孝於太上、能行恭儉於國家、又能知成敗於未然之時、與我薩府府君、永不忘親睦之心、豈非貴國太平基乎、太上儲王同能知之、所贈之赤氈二片、蕉布十端、酒麩一箇拜而受之、不勝感荷、不宣、

二月十九日

惟新

拜復

中山尙寧王閣下、以上、異國日記、南浦文集、

通航一覽卷之四終

通航一覽卷之五

琉球國部五

○來貢 正保元年

按するに、參府の使者將軍家の御代替等を賀し奉るを、賀慶使といひ、中山王の御封を謝し奉るを恩謝使と稱す、賀慶使は寛永十一年、恩謝使は正保元年を以しめ、其式實永正徳の兩度前泊あり、自餘大抵みな前規たりしなるへし、然れども、たゞは前年の參府に此事ありて、後年に其事見えざるの類、寛永正保はさらなり、自後もまた少からず、こぼた、記載のさくのはさりしにて、其毎度増減ありしにあらざるへし、よて今姑く其所見のみを舉ぐ、たまたま例式等の缺少なるは、一々其辨を費さす、彼是醫校して全備せるを見るへし、但し其事により新例のこさく聞えしものは、其故を其所に分注す。

寛永十一年甲戌年、琉球國中山王尙豐使者、佐鋪玉城金武三王子來朝、閏七月九日、山城國二條城二丸にをいて、大猷院殿に拜謁し、尙豐より數品を献し、また三使自己の献物あり、こし御代替拜賀として御上落、去月十一日二條城着御なり、但し記載乏しくして、白餘の事所見なし、また山本氏筆記に、寛永七年六月十日琉球使登城御禮と記したれども、他に絶て所見なければ信し、たし、  
寛永十一年甲戌年閏七月九日、已刻二條城二丸出御、琉球中山王使、佐鋪玉城金武御禮献備數品、三使自分之献備有之、獻朝日記、  
寛永十一年閏七月九日、二條城に而琉球王使御禮、

人見私記、萬年記、御當年表録

寛永十一年閏七月、尙豐王賀慶正使佐敷王子、恩謝使金武王子をして方物を献す、此時御上落ありし故、京都二條にて拜禮す、江戸に來らず、中山聘使略、寛永二十癸未年五月五日、去年六月嚴有院殿御誕生の御誕生ありしに、寛永十八年八月三日なり、賀慶使參府により、大坂より江戸まで休泊人馬の事を、老中より御料私領に達す、正保元年甲申年六月十三日、松平島津、薩摩守光久か許に、老中松平伊豆守信綱を遣はさる、これ琉球使を率ゐて參府せしによりてなり、同十九日光久參觀御禮とあり、

寛永二十癸未年五月五日、就若君様御誕生、自琉球國献使者、來朝之時自大坂江戸迄泊所人馬觸事、

- 一大坂 久貝因幡守 曾我丹波守
- 一伏見 泊所 小堀遠江守
- 一草津 晝休 石川主殿頭 石川主殿頭
- 一石部 泊所

小野喜左衛門

- 一關地藏 泊所 小堀遠江守
- 一土山 晝休 本多下總守
- 一四日市 泊所 小堀遠江守
- 一庄野 晝休 佐野平十郎
- 一桑名 晝休 松平越中守
- 一熱田 泊所 松平越中守
- 一岡崎 晝休 竹腰山城守
- 一赤坂 泊所 成瀬隼人
- 一荒井 晝休 本多伊勢守
- 一赤坂 泊所 水野監物
- 一荒井 晝休 本多伊勢守
- 一荒井 晝休 鈴木八右衛門
- 一荒井 晝休 鳥山牛之助
- 一荒井 晝休 服部 中
- 一荒井 晝休 同 奎之助
- 一荒井 晝休 秋鹿長兵衛

船之儀可申付之助は、按するに、服部中、同奎之助は、荒井關所番なり、

濱松 泊所

- 一濱松 泊所 太田備中守
- 一袋井 晝休 松平清兵衛
- 一袋井 晝休 宮城三左衛門
- 一袋井 晝休 松平清兵衛
- 一金谷 泊所 松平伊賀守
- 一岡部 晝休 北條出羽守
- 一江尻 泊所 長谷川藤兵衛
- 一吉原 晝休 井出半左衛門
- 一三島 泊所 土屋市之丞
- 一箱根 晝休 落合小平次
- 一箱根 晝休 一宮忠次郎
- 一箱根 晝休 伊奈兵藏
- 一箱根 晝休 稻葉美濃守
- 一箱根 晝休 伊奈兵藏
- 一小田原 泊所 稻葉美濃守
- 一大磯 晝休 坪井治左衛門
- 一藤澤 泊所 坪井治左衛門
- 一神奈川 晝休 成瀬五左衛門
- 一神奈川 晝休 伊奈半十郎

按するに、三左衛門は此頃御徒頭たり、或は此邊其采地たるによて、此事ありしにや、

江戸迄

右琉球之使者、來六月上旬江戸可爲參著候、大坂到著次第、先達而彼地町奉行衆より、道中其所々々大坂發足之日限可相觸之間、於泊々御料私領共に、御上洛之時人馬割を考、荷付馬百疋口付之外、人足百人宛寄之、松平薩摩守家來以書付、無滞右之人馬出之、一泊切に可被送届候、此外薩摩守自分の荷物はたちん馬に而可相送、但振舞等之馳走は一切無之間、可被得其意候、以上、

五月五日

對馬 豐後 伊豆

從大坂江戸迄御料私領中、古記録、

按するに、伊豆は松平信調、豊後は阿部忠秋、對馬は阿部重次にて、みな老中なり、

正保元年甲申年六月十三日、一松平薩摩守へ爲上使、松平伊豆守被差遣之、是琉球人召連參上によりて也、

同月十九日、一松平薩摩守參勤御禮有之、琉球來聘日記抄、

同月廿二日、琉球使金武王子國頭王子登營、大廣間に

て大猷院殿に拜謁す、金武は嚴有院殿の御誕生を賀し、此後、若君御誕生の時は、使札獻物を薩摩國に渡して、江戸に來らし、國頭は中山王尙賢の襲封を謝し奉り、尙賢は尙賢の子なり、これを恩謝使の始とす、其來方物を獻す、兩使また、嚴有院殿にも物を獻し、御幼稚により、御名代たる牧野内匠頭信成、松平和泉守乘壽を御附、拜す、畢りて兩使自己の御禮獻物あり、此日、御譜代大名諸役人登城す、御城中及び營中警衛御役當あり、松平島津、光久は兩使指揮のため、先ちて登城す、正保元年言上の例書によれば、此日、光尙賢が書翰は、老中に贈れるにより台覽に及はず、此時、尙賢の書及に、今所見なし、白石私記に、其書式はしめは、本邦の文字なりしが、實永度漢文に改め、正徳度また復古せし見ゆ、自後の參府其儀式等、大抵これと同一ければ、毎條の本文簡略するもの多し、

正保元年六月廿五日

一琉球國王使者、金武王子朝貞、國頭王子正則、若君様御誕生御祝儀、并彼國王中山王尙賢繼目御禮、

行列

- 一歩行者廿人自注薩摩守家人 一むち持二人自注琉球人 一旗持四人自注 一樂人十六人自注 一士十人自注薩摩守家人
- 一進上の馬二疋自注馬衣掛鞍不置 一金武王子轎に乗自注從下馬より

内は 一國頭王子同斷 一馬上之從者廿四人 紫鉢

まき、ひあんさ、黄鉢まき、おくま、同、こめす、同、のくま、同、山内、同、くしけん、同、なかみね、同、ひやくに、同、うんてん、同、へしき、赤鉢まき、玉くすく、同、石川、同、いとま、同、玉寄、同、平良、同、眞鏡名、同、てりや、同、元部、樂人、おもひごとく、同、おもひ五郎、同、おもひ次郎、同、眞三郎、同、太郎金、同、松かね、

右大手にて下馬、兩使に従ふむち持、旗持童子の外、樂人并士は、下馬にこゝまる、兩使は乗物橋にて橋を下る、御徒番所板縁の上、に到る時、前籠より被仰出柳生但馬守、井上筑後守、宮城越前守、按するに、みな大目付なり、出向令案内、殿上間下段に居らしむ、廿四人は同所次の間、下官は御立關前にあり、これ獻贈日記

一午刻大廣間出御、御長袴按するに、實永度より御直垂を召せらる、御上段御着座、御後吉良若狹守今川刑部大輔按するに、若輔も高家なり、祇候、御劔吉良若狹守、但御上段厚疊二疊敷之上に、御褥并金の御刀掛置之、一兩御縁井伊掃部頭、松平右京大夫、松平隱岐守、土井大炊頭、堀田加賀守、板倉周防守着座、自注長袴、自注長袴、

するに、掃部頭直孝、大炊頭利勝は老老、加賀守正盛は老中、周防守重宗は京都所司代なり、また衣服實永度より裝束となる、一薩摩守、琉球人出仕已前登城、御禮之作法令承知之間祇候、自注長袴、一使者可出御前旨仰出有之而、但馬守筑後守越前守案内、殿上間より大廣間中之間、東之敷居際西向に着座、

- 一若君様御誕生御祝儀として、以金武王子老中迄、捧書簡進物を獻す、自注書簡は、依爲披、露狀御前へ不出、
- 御太刀一腰自注野 御馬一疋自注鹿毛 練芭蕉布百端 哇芭蕉布五十端 天鷲絨三十卷 太平布百疋 唐蒔繪椀折敷廿人前自注入、 竹心香十包 官香五十把 壽帶香三十箱 龍涎香十箱 香餅三壺 香合三自注但曲輪、 蘇鐵二自注塗鉢植之、 燒酒十壺 繼目之御禮進上、 御太刀一腰自注野 御馬代銀五十枚 白紗綾五十端 唐布五十端 薄芭蕉布三十端 綿五把 燒酒五壺
- 右出御以前、南板椽に順々並置、御馬は諏訪部源

次郎御舞臺之前庭上へ引出備御覽、口付は御中間也、

一酒井河内守、酒井讚岐守按するに、河内守忠清、讚岐守忠勝ともに老中なり、

召し、兩使可致御禮旨被仰出、則向兩使上意之趣傳之、若君様御誕生之御祝儀使者金武王子は、下

段敷居際より四疊目出座、此時太刀目録中段中

央に置之、琉球國王より河内守披露之、此節金

武王子御禮五拜、按するに、正徳已後の御次第書に、國王

然れば拜數其頃より改りしにや、但し琉球來聘日記抄に載る承應二年の御次第書に、國王及び自分の拜禮ともに、三拜とあれども、こゝは誤寫なる、畢而本座へ退去、太刀目録河内守

引之、其後繼目御禮使者國頭王子、御禮次第同前、

琉球國王繼目之御禮と河内守披露、本座に退去

之時、太刀目録同人引之、

一河内守讚岐守被召出、若君様御誕生之御祝儀、并

彼國王繼目之祝儀献之、兩使遠境來著、殊に日光

山迄可有參詣旨被開召、御感不斜由被仰出之、讚

岐守、河内守、伊豆守、豊後守、對馬守、薩摩守御

次間に列座、向兩使傳上意之趣、因茲重而南之板

椽にて兩使一同御禮一拜、畢而御納戸構に入御

進物引之、

金武王子自分之御禮

太平布二十疋 白紗綾十端 竹心香十袋

官香五把 壽帶香五袋 龍涎香二箱

燒酒 三壺

國頭王子自分之御禮

練芭蕉布十端 竹心香十袋 官香五把

壽帶香三箱 燒酒二壺

右南板椽に並置、重而御納戸構より出御、御上段

御著座、金武王子於板椽御禮、河内守披露之、本座

に退、次に國頭王子於同所御禮、同人披露之畢而、

殿上間に退去、

一河内守讚岐守を以て、薩摩守を御前に被召出之、

中段祇候之時、今度琉球人遠路相連、其上日光に

可致參詣旨、御機嫌之旨被仰出入御、

一若君様御誕生之御祝儀物、大廣間南之板椽に

持出置、

御太刀一腰自注禮太刀 御馬一疋自注鹿毛 天鷲

絨二十卷 練芭蕉布五十端 哇芭蕉布三十

十端 太平布五十端 唐詩繪椀折敷十人

前 竹心香五十把 官香三十把 壽帶香

三十箱 龍涎香十箱 香餅三壺 香合

三自注曲輪 唐作花一折 蘇鐵二 燒酒五

壺

繼目御禮之進物

御太刀一腰自注禮太刀 御馬代銀三十枚 緋縮

緋三十端 唐布五十端 薄芭蕉布三十端

綿百把 燒酒三壺

爲御名代牧野内匠頭、松平和泉守御廣間下段床

縁より二疊目、西之敷居際に東面著座、自注長袴、金武

王子下段敷居際より二疊目に出座、太刀目録酒

井日向守持出、琉球國王より披露、此時金武王

子内匠頭和泉守に向ひ拜禮、自注再拜、太刀目録内

匠頭請取納之、次に繼目之御禮國頭王子、次第同

前、畢而進物引之、自分御禮、

金武王子

太平布十疋 緋紗綾十端 竹心香五袋

官香三把 壽帶香三箱 龍涎香三箱

燒酒二壺

國頭王子 哇芭蕉布十端 龍涎香二箱 竹心香五袋

官香三把 燒酒二壺

右進物一同に出之、一人宛板椽に出、内匠頭和泉

守下段下之敷居際に下りて在之、畢而兩使退出、

一御振舞無之、

一御番衆出人勸番も有之琉球來聘日記抄、琉球人御禮次第、

正保元年琉球國來翰、

抑若君様御誕生千嘉萬悅、貴國太平之嘉瑞、何事

如之哉、吾小國亦聞之、猶安樂爲萬歲萬萬歲之祝

儀、按するに、朝鮮使來聘記、附には、禮儀に作る、敬進使者候、進獻之目録別

紙在之、委細令口達之間、可然様於被達貴聞者、

多幸多幸、誠惶謹言

寬永二十年癸未卯月廿日 中山王 賢

進上御年寄中琉球人來朝記、朝鮮使來聘記附、

正保元年六月廿五日、松平薩摩守光久、琉球國賀慶

使金武按司、謝恩使國頭按司を率て登城、是嚴有院

様御誕生を賀し、且中山王尙賢其世繼を謝し申さ

ん爲なり、此時より國王來らす、使价を捧ぐる今に

至る迄同し、山本氏筆記、

正徳元辛卯年十月十九日、松平薩摩守琉球人召連

參府之節、家來御目見之人數、

參府御禮之節、家來、**貳人**、琉球人に差遣罷候家來  
常々參府にも同斷、來、琉球人御禮之節  
**壹人**、御禮之節、留守に差遣候家來  
**壹人**、來、常々御暇にも同斷  
**都合**

四人御目見仕候、

右此方より文言認之、古兩通之書付按するに、壹通は朝對馬守家來御目、御前へ差上之正寶令條、鮮人御用により、宗見の書付なり、按するに、こは朝鮮人來聘のまき宗對馬守より家來御目  
見の事を願ひしにより、此例書を添て言上に及ひしなり、御用に付、島津帶刀殿より正徳四年被相糺候琉球國之由緒、

一 中山王死去、其子繼目之儀は、江戸に被相伺候に不及、太守様より被仰付、其首尾江戸に被仰上事候、按するに、寛文九年七月十一日中山王卒するにより、襲封命ありしよし、人見記に見えたり、少しくこれに繼目あり、もしくは其時に故ありて、かく伺ひしにや  
一 中山王部屋住柄之内、一度薩州に參上、大守様御目見仕事に候、薩州舊傳記、

先年より中山王薨し、世子の喪過て漢朝より冊封使を受、我邦に在いては、三年の喪を待たず、彼國王嗣位の忝きを謝し奉る例、島津家に定置所なり、鹽尻

七月三日、光久兩使を率ゐて江戸を發し、頓て日光山に到りて御宮を拜せしむ、中山王尙賢より三種の献

備あり、寛文度より、日光登山の事やみて、東叡山御宮に參拜す、ま  
最初よりありし事なるへけれ、歸府の後、同月十二日兩使登  
城す、此日は出御なく、井伊掃部頭直孝はしめ、大老  
老中大廣間に列座、光久も著座し、尙賢に上意賜物の  
事を、酒井讃岐守忠勝これを傳へ、嚴有院殿より賜物  
の事は、松平乘壽傳達す、畢りて兩使に御暇下され、  
下官まで物を賜はる旨、老中これを傳ふ、此日、ま  
た御譜代大名諸役人出仕せり、此時彼國よりの  
來簡所見なし

正保元年七月三日、琉球國王之使者上下七十人なり、社參として當地發足、赴日光山云々、松平薩摩守所令同道也、これにて、琉球來  
同日抄同し、同月十二日、琉球國中  
山王使者兩王子、從日光依歸參、今日御暇被下付登  
城今度遠境以兩使、若君様御誕生之壽詞、并彼國王  
繼目之御禮共、目錄之通品々進上之、殊日光山に香  
爐華瓶等献之、尊崇深志之至御感不斜、中山王に白  
銀并綿被贈遺旨、讃岐守傳上意之趣、續前日記、  
琉球王献備香爐花餅之銘

香爐之銘

琉球國中山王尙賢、奉納東照大權現廟前、銘曰、壹爐香炷、噴霧湧雲、解脫風起、郁郁芬芬、

寛永貳拾歳在癸未孟夏日、

花餅之銘

琉球國中山王尙賢、奉納東照大權現、銘曰、靈神盛德、永固洪基、寶餅資福、銘刻愧辭、花飾瓔珞、葉染瑠璃、諸天下降、瞻仰献之、寛永貳拾歳在癸未孟夏日、

琉球國中山王尙賢、憑于薩州太守拾遺源光久、遣臣尙氏全金武朝貞於日光山、齋黃銅華餅壹對黃銅香爐壹箇、奉納東照大權現廟前、仍爲之銘、式表丹誠、仰冀照鑑、其辭曰、莊嚴刹主、八面玲瓏、儼然遺烈、鎮護日東、茲奉法器、式陳闕宮、群花潤色、水在餅中、

寛永貳拾歳在癸未孟夏日、以上日光山志、

正保元年七月十二日

一 琉球人御暇行列、去頃出仕之通也、  
一 今日は依無出御、御廣間中之間、南之敷居際に井伊掃部頭、堀田加賀守、及松平薩摩守著座、同席北之方襖障子際より、酒井讃岐守、酒井河内守、松平伊豆守、阿部豊後守、阿部對馬守東之方に順順列座、

一 中山王に被遺物下段に並置、兩使一同に中間敷居際に出座之時、中央に召出、今度遠境以兩使、若君誕生之壽詞、并彼國王繼目之御禮、目錄之通品々進上、尊崇深志之至御感不斜、依之、中山王に白銀綿被贈遺旨、讃岐守傳上意之趣、本座に退時進物引之、

一 若君様より被遺銀子時服、右之席に持出、牧野内匠頭松平和泉守老中と列座有之而、右之品々被送遺之よし内匠頭傳之、次第同前畢而、公方様より金武王子被下物、間之襖障子之際より東方中間に引下て出之、敷居際へ召出被下之旨、河内守傳之頂戴、次に國頭王子次第同前、次に惣中に被下物、兩使一同に召出、河内守傳之、終而若君様より兩使に被下物内匠頭傳之、次第如最前、公方様より、

- 白銀五百枚
  - 白銀三百枚
  - 白銀二百枚
  - 時服二十枚
  - 時服十枚
  - 白銀三百枚
  - 若君様より
- 中山王  
金武王子  
國頭王子  
兩使從來  
惣中

中山王  
 金武王子  
 國頭王子

白銀三百枚  
 時服二十枚  
 白銀二百枚  
 時服十枚  
 白銀百枚  
 時服二十枚

自注銀百枚  
 故二十也

一外様大名出仕無之、琉球來聘日記抄、  
 珍書披覽欣抃之至也、若君様御誕生之儀、於其國  
 被開及、使者金武到來、爲祝儀進獻之土産、如目  
 録遂披露于兩上様之處、御前に金武被召出、御機  
 嫌不少候、委細使者可有演達者也、不宣、  
 寛永二十一年甲申七月十二日、

報復 中山王館前琉球人來朝記、朝鮮使來聘記附、  
 從四位下對馬守 阿部朝臣重次  
 從四位下豐後守 阿部朝臣忠秋  
 從四位下侍從兼伊豆守 源朝臣信綱

通航一覽卷之五終

方物を獻し、大猷院殿に拜謁して、中山王尙質の襲封  
 を謝し奉る、また二丸をいて、嚴有院殿にも拜謁  
 す、自己の拜禮等、すへて前規に准せらる、  
 慶安二年九月初日

一琉球國中山王尙質使者久志川王子登城、中山王  
 繼目之御禮也、松平薩摩守下屋敷より、按するに、今  
 是な、通町筋本町通常磐橋に入、大手下馬迄道中行  
 列之次第、所謂、  
 一歩行之者十人自注薩摩守人 一むち持二人 一樂人十  
 人 一旗持二人 一物頭二人 一土口自注肩衣袴  
 著薩州人 一具志川王子自注屋  
 下馬内三人 一琉球騎馬 一從者十七人但小童  
 黄ばちまき 唐裝束、まふ  
 に、同、うへち、同、ちな、同、あしぐすく、同、たま  
 よせ、同、ねさしふ、同、かなぐすく、赤ばちまき、か  
 うち、同、あたにや、同、こはつ、同、あさこ、小童、  
 おもひし郎、同、まさふ郎、同、おもひこ郎、同、お  
 かね、同、おもひこく、同、まかも戸、  
 右之諸役人は、大手下馬腰懸に置て、馬上十七人  
 は、右之所に而下馬して、久志川にしたかふ、久  
 志川は乗物橋に而屋橋より下歩行す、御徒番所

通航一覽卷之六

琉球國部六

○來貢慶安二年  
 承應二年  
 慶安二己丑年七月十日、琉球人江戸に著す、同十四日  
 松平島津、薩摩守光久か許に、上使として大目付井上  
 筑後守政重を遣はされ、かの糶米として二千俵を賜  
 はる、寛永正保度、賜米の記載開く、承寬雜錄に、寶永七年參府の時、  
 千俵賜はりし、こころより千、光久か嫡子又三郎久平登城  
 して謝し奉る、

慶安二己丑年七月十四日、去十日琉球人爲御禮參  
 著す、依之、爲上使井上筑後守を島津薩摩守方へ被  
 遣、并扶持方に可仕由に而、米貳千俵被下候、自注或は  
 千俵  
 寛明日、慶安二年七月十四日、松平薩摩守の井上筑後  
 守爲上使被遣之、是今度自琉球國、彼國元爲繼目之  
 御禮、所獻之使者來著之儀被開召、然者米二千俵薩  
 摩守の被下旨被仰遣之、薩摩守就病氣、息又三郎爲  
 御禮登城歐朝日記、  
 記  
 同年九月初日、使者具志川歐朝日記等に、久志川  
 に作るに假字なり、王子登營

階之上に至る、前廣より依上意井上筑後守、宮城  
 越前守、兼松彌五左衛門令案内、殿上之間下段に  
 置之、十七人は同所之次間に並居、下官は御立關  
 前庭上に置之、  
 一大廣間出御自注御  
 長袴、御禮被爲請、前々之通松平又三  
 郎差添、中山王より、  
 一御太刀一腰自注  
 糸 一御馬代銀五十枚 一  
 太平布百疋 一綾芭蕉布三十端 一薄芭蕉  
 布三十端 一久米綿百把 一丸燈籠一對  
 一玉之二枚折屏風一双 一燒酎五壺 以上  
 但書簡者御前不出之、歐朝日記、  
 慶安二年九月初日、琉球國王使者久志川王子御禮  
 申上之、是は繼目御禮にはかり來聘す、大概如先  
 例、琉球來聘日記抄、如官日簿  
 抄、萬年記、東武編年要錄  
 慶安二年九月初日、大廣間に而琉球人御禮代替也、  
 王之禮、其後自分之御禮也、甲斐肥前右加五人、御椽  
 類に著座、御太刀河内、何も長袴也、按するに、甲斐肥前河  
 内何役にや詳ならず、  
 大納言様へも二丸に而御禮也、御徒頭無名氏之記、  
 慶安二年九月初日、琉球人御目見、依之、諸大名は  
 不登城、但御譜代大名は悉出仕す、寛明日記、

同月二日、かの使者日光登山により、老中以下を遣はさるべき旨命せらる、同十一日日光に赴く、獻備あり、歸府の後、同廿五日また登城す、御暇を下され、大猷院殿嚴有院殿より賜物あり、かつ老中豊後守忠秋より、返簡を薩摩守光久か家人に渡す、

慶安二年九月、琉球人日光へも參候故、阿部對馬守吉良若狹守按するに、對馬守重次は老中若狹守は名家なり、御徒頭無名氏之記、被遣候、慶安二年九月二日、阿部對馬守水野備後守按するに、御奏者番、兩人、琉球人を召連、日光へ可參旨被仰付、九月阿部對馬守日光へ發足、來十一日琉球人日光參詣仕候に付、先達而赴く所也、十一日琉球人日光へ發足す、水野備後守相具之、廿六日琉球人に御暇被下、拜領物は銀五百枚屏風五双中山王、銀貳百枚小袖二十久志川王子、銀三百枚惣中、從大納言様被下物、銀貳百枚小袖二十中山王、銀百枚小袖十久志川王子、寛明日記、如官日簿抄、

慶安二年九月二日、今度琉球國之使者、日光山に相越付而、吉良若狹守、阿部對馬守、小笠原壹岐守、按するに、御奏者番、水野備後守、宮城越前守、大目付、被差遣之、同廿五日琉球中山王使者久志川王子御暇、松平又

三郎差添、

中山王に 白銀五千兩屏風五双被遣之、久志川に 銀貳百枚并時服五十被下之、中山王に老中并松平和泉守より、按するに、西丸老返中樂壽なり、簡松平薩摩守家來新納右衛門様殿中阿部豊後守渡之、獻簡日記、

老中返簡

芳翰披見、欣然之至也、琉球國繼目安堵之事、去年冬從薩摩守光久就申遣候、使者具志川到著、爲謝詞御祝儀、進物之土産如目錄今披見畢、大君幕下之處御前具志川被召出、御機嫌不斜、委曲申含使者口上者也、不備、

慶安二年九月廿三日

阿部對馬守 阿部豊後守 松平伊豆守

回答中山王 館前

芳翰披見、欣幸之至也、琉球國繼目安堵之旨、去冬從薩摩守光久申遣候間、爲謝禮具志川參向、祝儀進物如目錄令披露畢、亞相君之處御前、具志川被召出、御機嫌快然、委曲使者可有演說者也、

不宣、

慶安二年九月廿三日

松平和泉守

回答中山王 館前

今度日光山東照宮大權現寶前、以使者具志川令參宮、捧物如目錄被奉納候段、敬崇之深志御感被思召者也、不備、

九月廿三日

阿部對馬守 判  
阿部豊後守 判  
松平伊豆守 判

中山王 館前已上憲教類典、

承應二癸巳年九月廿日、琉球人江戸に參著す、同二十三日上使を以て、松平島津、少將光久か許に米千俵を賜はる、慶安二年九月廿三日、此と同日、同日廿七日、明日道筋見分の事、老中より道奉行に達す、

承應二癸巳年九月廿日、琉球人江戸に來る、續武家評林、

承應二年九月廿三日、兼松下總守、按するに、爲上使、大目付、

松平大隅守方ね米千俵被下、是琉球人に被下由也、寛明日記、

承應二年九月廿七日、道奉行へ老中より、以手紙、

明日國頭王子罷出之間、道筋見廻可申付之趣達之、

琉球人來

九月廿一日已後刻、嚴有院殿大廣間に出御、中山王尙質の使者國頭王子、拜謁して御代替を賀し奉る、少將光久及び嫡子薩摩守綱久これを率ゆ、

承應二年九月廿八日

一 今度御代替之爲御祝儀、從琉球國中山王尙質獻

使者、國頭王子頃日當地來著、今日登城、

一 松平大隅守事、國頭に先達登營、御禮可申上作法

等承之、

一 國頭登城之道筋、并行列之次第、

松平大隅守下屋敷より上屋敷迄相越按するに、このは、今の芝屋敷、上屋敷とあるは今の幸橋御門内中屋敷なり、其邊移せしは、正徳より後の事なるへけれとも、其年代今詳ならず、其より大名小路酒井讚岐守上屋敷之前、龍口より松平越前守屋敷之前大手通に出、

歩行之者廿人自注松平大隅守家來也、むち持二人自注琉球人、旗持四

人自注琉球人、樂人十二人自注琉球人、士十人自注大隅守家來、國

頭王子屋輪に乗、僕從有、下馬より内へは三人召

列、馬上之從者十五人、所謂、ひやんさ、つは

のこ、たまよせ、ちはな、よなはる、

此五人は着唐裝束、こはしかわ、ちねん、



かうち、此三人は黄はちまき、たまぐすく、  
 是は赤はちまき、おもひ二郎、まやまご、  
 たるかね、おもひかな、ま三郎、思ひと  
 く、此六人は樂人也、自注小童也  
 士從者共むち持、はた持等、童子之外之樂人と、  
 右之族は下馬之大腰掛に置之、馬上十五人は、下  
 馬より歩行國頭に差添、國頭は乗物橋より屋橋  
 を下、御立關板椽階之上に至時、前廉より依仰、  
 井上筑後守、宮城越前守、兼松下總守自注此三人大目付、出  
 向令案内、殿上之間之下段に令着座、從者十五人  
 は同所次之間に着座、下官之族は御立關之前庭  
 上に置之、

一已刻御黒書院出御、左馬頭殿按するに、甲府、右馬頭  
按するに、後御養君、順々御對顔、酒井雅樂頭按するに、大老忠清、  
常憲院殿御事なり披露之、

一大廣間出御、自注此節於御座下、御近習之面、御上段御着  
而、井番頭物頭等並居御目見、御上段御着  
長袴、牧野長門守、按するに、御小姓、役之、

厚疊二疊敷之、御褥を敷、金之御刀掛置之、御  
 後御左之方、大森信濃守内藤筑後守、御右之方、  
 大久保丹波守安藤備後守伺候、自注、各四人御守來也

一松平大隅守同薩摩守一人宛御禮、雅樂頭披露之、  
 則退去、

一雅樂頭讚岐守按するに、大老忠勝、召之、琉球之使者可出之旨  
 被仰出、依之、筑後守越前守下總守上意之趣傳  
 之、則三人殿上之間より令案内、大廣間之中之間、  
 東敷居際西向に令致着座、大隅守薩摩守列座、  
 一琉球國王より進物、

御太刀一腰 御馬代銀五十枚 壽帶香十  
 箱 香餅十箱 青貝香箱五 太平布百  
 疋 綾芭蕉布三十端 薄芭蕉布三十端  
 久目綿百把 玉漉瓶一對 燒酎五壺 以上、  
 右進物者、出御以前御目通南之板椽に、西之方よ  
 り車寄之方順々並置之、

一雅樂頭讚岐守召之、國頭王子可令致御禮之旨被  
 仰出之、則兩人國頭へ上意之趣傳之、國頭王子敷  
 居際より三疊目罷越、中山王より献上之太刀  
 目錄、雅樂頭持出中段之中央に置之披露、國頭拜  
 禮則退、太刀目錄雅樂頭引之、畢而御納戸構之内  
 へ入御、

一右進物御勝手之方へ引入之、進物番着長袴役之、

次に國頭以自分之進物御禮申上次第、  
 壽帶香五箱 香餅五箱 練芭蕉布十端  
 哇芭蕉布五端 燒酎二壺

右進物、出御以前より車寄際に置之、此所より出  
 之、南板椽御目通西之方より東之方順々並置之、  
 一重而御納戸構より出御、御上段御着座、國頭罷出  
 於板椽御禮、雅樂頭披露之、則退去、

一右過而、雅樂頭讚岐守を以遠境來着、殊品々献上  
 之儀、御滿悅被思召之旨被仰出之、大隅守薩摩守  
 此席に候、事畢而入御、入御以後進物引入之、次  
 第右同、

一筑後守越前守下總守令案内、國頭殿上之間下段  
 着座、

一雅樂頭、讚岐守、伊豆守、豊後守出座、并大隅守使  
 者に向而會釋有之、然而使者退去、三人之大目付  
 御立關階上迄、先達而送之、自注老中送  
 一國頭王子之外、一人も御前へ不出、

一依上意井伊掃部頭、松平出羽守各長袴に而、大廣  
 間西御椽に祇候、

一以上意中大名以下、并御譜代大名登城、大廣間東

之間に伺候、各長袴也、此外御前祇候之面々、何  
 茂長袴着之、

一御振舞無之、茶湯者殿上之間不見所に御臺子置  
 之、

一御書院番御小姓組より三十人宛出人有之、彼使  
 者廣間へ不出以前より退去以後迄、御書院番所  
 に當番相加勤之、

一大御番より出人百人、是は鶴之間に祇候、

一彼使者大手下馬迄罷出候節、一左右有而營中伺  
 候之面々退去、

一大手下馬久世三四郎自注百人組、勤番小笠原右近大  
夫、按するに大手、家來雖相勤之、琉球人登城之内は三  
御門番なり、四郎勤之、使者退去以後、如元右近大夫家來へ渡  
 之、此外所々御番所、并加番等御目付中手前記置  
 之、

一下馬より松平越前守迄通筋、板倉市正猪子左大  
 夫兩組召列之見廻、兩人御步行頭也、

一今日は例月之御禮無之、

一琉球國より老中迄書簡差越之、琉球人來朝記、  
 承應二年九月廿八日、御代替爲嘉儀、從琉球國中山

王、使者國頭王子來朝、書簡本書進返其真字、大樹將軍家綱尊君當代御連續、永年普天同慶不過之候、謹而差一价使、伸萬萬歲之祝儀、委細可宣說候、伏希、以老大人恩察達尊聞惟幸、恐惶不備、

惟時慶安五年壬辰五月三日 中山王 尙賢判

松平伊豆守殿

松平和泉守殿

阿部豊後守殿令條記、諸錄註、憲教類典、

承應二年九月廿八日、琉球國使者御禮、大廣間御座敷之様子、正徳元年御禮之時に替儀無之、但殿上之間より遠侍は御簾不掛、殿上之間上段は屏風に而立切也、琉球人御禮次第、

承應二年九月廿八日、琉球國使者御禮、已後大廣間に出御、御長袴御上段御簾掛、中一間卷揚之、厚疊之上御褥敷之御着座、御腰物牧野長門守、御劔は御腰物掛置之、御上段御左大久保丹波守安藤備後守、御右大森信濃守内藤筑後守列居、下段御右方椽に井伊掃部頭松平出羽守祇候、先達而松平大隅守同薩摩守御禮、次に琉球國王之御太刀目録、酒井雅

樂頭披露之、中段上より三疊目に而御禮三拜退去、進物引之、進物は出御前より並置之、使者國頭王子自分獻上物、御向拭椽に置之、於同所御禮三拜退去、雅樂頭披露之、畢而間之御襖障子開之、御次祇候之面々御目見入御、琉球來聘日記抄

十月十日、少將光久琉球使を携へ日光に赴く、寺社奉行安藤右京進重長これに副ふ、同廿六日、中山王尙質に上意賜物、使者從者に御暇賜物あり、畢て御白書院出御、彼國樂を聴せられ、樂人に綿衣三領つゝ、賜はれり、音樂を命ぜられしは、此時をばしめさず、是より永く例なる、樂人の賜物は、後日老中より光久が家人に渡す、

承應二年十月十日、琉球人并松平薩摩守、寺社奉行安藤右京進等、日光之御暇被下、今日發足、寛明日官日簿抄、柳營年表、總錄、山本氏筆記、

承應二年十月廿六日  
一今度從琉球國之中山王尙質獻使者、國頭王子差越書簡御代替之御祝儀奉賀之、今日國頭王子遣書簡於執事、奉賀貴大君之嗣主、今日御暇依可被下之旨、松平大隅守同薩摩守、國頭召連之已刻登城、井上筑後守、宮城越前守、兼松下總守御玄關之階下迄出向、殿上之間下段令致着之、

國頭從者十五人、殿上之間次に居、

同疋夫五六人は、御玄關之前差置之、

一中山王尙質に被贈遺之白銀五百枚、美綿五百把各十折、右大廣間下段に並置之、御襖障子闔之、是傳上意之趣而御襖障子開之、國頭に爲可令見之也、

一國頭雖被下御暇、依准擬附庸之使臣出御無之、酒井雅樂頭、酒井讚岐守、松平伊豆守、阿部豊後守大廣間之二之間に出席、南向列座、是國頭に爲可傳仰之趣也、

井伊掃部頭松平和泉守按するに、老中乘壽、各所勞、保科肥後守は、先頃爲御使依上洛登城無之、

南之板椽より至于實檢之間詰衆、并奏者御番、大御番頭、御書院番頭、御小姓組番頭、并諸物頭列居、

一大隅守、薩摩守、筑後守、下總守殿上之間より國頭令案内、大廣間二之間敷居際に令致着之、對老中一禮各會釋有之而老中聊進席、上意之趣并白銀綿等尙質に被遺之旨、讚岐守傳之、御襖障子注自福阿彌、開之、豫所儲之賄國頭拜見之、畢筑後守令

差圖、鶴之間に立退、御襖障子闔之、次國頭に被下之白銀二百枚、小袖五重各臺、南之方板椽より持出之、二之間敷居隔一疊置之、于時筑後守令差圖擯之、國頭出席、老中亦如前進席、右之通被下之旨伊豆守演達之、拜受畢而鶴之間へ退、右被下物御車寄之方へ引出之、

次國頭從類惣中に所被下之白銀三百枚之臺、如右持出之、此度者敷居際に置之、重而筑後守令差圖、國頭出席從者惣中へ被下之旨述之、畢而鶴之間へ退去、被下物御車寄之方へ引畢而、國頭罷出一禮、殿上之間へ退、

右度毎に、大隅守父子國頭に差添、上意之趣承之、  
一右過而、午後刻御白書院出御、自注常之御肩衣袴、○按御常服の、こくなれども、琉球來聘日記抄、には、御半袴あり、其是非今決したし、

御刀 按するに、土佐守に御小姓なり、  
御上段着御、自注御座疊御袴、御刀掛有之、  
本多土佐守役之

一大隅守薩摩守順々出席御禮、雅樂頭披露之、國頭御暇殊賈物被下之難有奉存趣、讚岐守、伊豆守、

豐後守御挨拶申上、此時大隅守薩摩守可令奏彼國之音樂之旨也、

一次左馬頭殿右馬頭殿順々出席、雅樂頭披露之、是異域之音樂可有見分之旨依仰也、御對面畢而退去、御連歌之間着座、

但西之御椽通御勝手之方より出座、又其方へ退去也、

一御白書院御下段の御動座、

御座疊御褥御腰物掛有之、但御座所東向に構之、

一東之御襖障子開之御簾下之、

一南之方は、以御屏風相圍之、

一御簾之外際に、牧野佐渡守、久世大和守、土屋但馬守、内藤出雲守按するに、此四人兩人宛北面、左右に伺候、

一南之疊椽通、雅樂頭、讀岐守、伊豆守、豐後守伺候、

一三之間東南之御障子際に、高家之面々、詰衆御奏者番、大御番頭列席、

一同北之方、諸番頭、諸物頭、其外役人等群居、

一三之間之東之御襖障子開之、面々角一ヶ所開之、是此所より樂人共爲可令出入也、

樂之次第、

一番、太平樂 太鼓、思ひとく、 ざら、思ひがな、二つかね、たるかね、ひちりき、かうち、各無言に而奏之、終而退、

二番、萬歳樂、 たいこ、らう、二つかね、ひちりき、役者右同、發微音唱歌、但非舞樂、

二番、難來郎、 たいこ、思ひとく、 ろち、思ひかな、二つかね、たるかね、ひちりき、かうち、はんしやう、ま三郎、はんしやう、まやまご、右同斷、

樂者以上七人にて、三度共七人宛出、内六人は童子也、

右畢而入御、

一入御以後、老中大廣間の出座、於三之間大隅守薩摩守國頭、伴之樂珍敷被思召、御氣色之御事也依之、伶人の綿衣三宛被下之旨、上意之趣雅樂頭傳之、

但依爲下劣之族、即座不能頂戴、追而大隅守家

來可渡遣之由也、

右過而國頭退去、筑後守、越前守、下總守御立關階下迄送之、老之老中送無之、

一右被下物持出役人は、進物番長袴に而勤之、

一同手長之役人は、水野權兵衛組之歩行之輩勤之、但御車寄より御立關迄持出、大隅守家來に相渡之、

一老中其外出仕之面々着長袴、

一御書院番御小姓組之内より出人合六十人、御書院番所本番に相加勤、半袴、

一大御番衆百人、鶴之間北之端群居、半袴、

一二九より御立關迄、蕙不敷之、

一國頭登城之道筋爲巡見、岡部小二郎太田十左衛門兩組共に被遣之、御步行也、

一同道筋儀式等、去月廿八日登城之時に不相替、所々御門番之覺、

下馬、渡邊圖書、大手、屋代越中、二九、水、小栗又一郎、加、近藤登之助、堀重門、大久保荒之助、中口、高田庄右衛門、朝鮮人來

承應二年十月廿六日

使者遠來書翰披讀、被賀我貴大君承繼前業、琉球國國被奉祝之、其懇款之志可以嘉焉、使者捧土宜數品、登城拜謁、禮畢賜暇歸國、所賜足下如目錄、可被領受之、不宣、

承應二年癸巳十月廿六日

阿部豐後守

忠秋判

松平伊豆守

信綱判

回答中山王館前

大奉書、松平和泉守依病氣加判無之、按するに、羅山文これと小異なり、參考の爲姑く下に兩存す、

別錄

白銀

五千兩

綿

五百把

右所被遣於中山王者也、

十月廿六日

右之返翰并目錄林道春案之、筆者大橋長左衛門、

返翰箱寸法覺

一長一尺五寸一横四寸五分一高三寸一銀銀但菊座

一木桐但白木一紫緒但高麗打一蓋やらうふた、但右書翰目録共入之、淺黃羽二重服紗物に而箱包之、

同外家之覺、

一長一尺六寸五分 一横六寸五分 一高五寸三分

一鑲銅無地丸座 一緒四打色茶一木桐 白木 一蓋やらうふた、めん

一書翰紙、間似合、寸餘、長一尺三 一目録之紙

上同斷 右書翰箱寸法之事、爲後年可記置旨、老中

依差圖記之、令條記、憲教類典、

復琉球國主自注代執政承應二年十月

使者遙來書簡披讀、賀我貴大君相承前緒治平國

家、被奉祝之、可謂懇款之至也、使者獻土產數種、

登城拜謁、禮畢賜暇歸國、所贈賜足下如目録、可

被領受之、不具、

慶長年中以來、琉球隸屬薩州、故先是來貢數回、

其書札皆用俗字、諸執政回簡亦不拘文章、今載

二篇於此、按するに、一篇は明年の、而各不悉錄之、琉球一名中山國、羅山文集、

承應二年十月廿六日、琉球國使者御暇、於大廣間被

下物頂戴畢而、午刻白書院出御、御半袴、祇候之面

面何も長袴、松平大隅守同薩摩守御禮畢而、間之襖

障子開之、御簾掛之、重疊之上に御褥敷之御着座、

御簾之外御左牧野佐渡守内藤出雲守、御右久世大

和守土屋但馬守列居、南御椽通に雅樂頭、讚岐守、

伊豆守、豊後守、并奏者番詰衆祇候、御向之方番頭

物頭祇候、于時大隅守薩摩守出座有之而管絃始る、

太平樂、萬歲樂、難來郎、右三番有之、琉球來聘日記抄、

承應二年十月廿六日、琉球人に御暇出る、

一銀三百枚、綿三百把、中山王に被下、

按するに、前の引書によるに、三百枚は五百枚、三百把は五百把の誤りなり、

一銀二百枚、小袖十、國頭王子、

一銀三百枚、惣中、

右之通被下、於御白書院琉球人に樂被仰付御上覽、

樂人七人に御小袖三宛被下、寬明日記、

同三甲午年十月廿三日、松平島津、少將光久より使者

をもて、中山王尙質よりの獻物を捧く、こは去年參府

の使者歸國の御禮として、薩摩國まで使者を渡、獻

する所なり、時に老中に書儀の往復あり、證は薩摩國來真の條にあり、

通航一覽卷之六終

通航一覽卷之七

琉球國部七

來貢寬文十一年、

寬文九己酉年七月十一日、松平島津、少將光久より中

山王の襲封を伺ひ、舊例に任すへき旨命せらる、前王

去年卒す、世中尙質、こし則襲封あり、但し前冊に載ること、中山王卒すれば、島津氏より先其襲封を命じて、後に其旨を言上に及へる事、舊例のよしなり、然るに、此時襲封を伺ひしは、いさ、其故ありしにや、前後此事更に所見なし、

寬文九己酉年七月十一日、琉球王病死に付、如例相

續之義、自松平大隅守可申付哉之趣、老中迄大隅守

相伺處、達上聞可任舊例旨被仰出、萬天日録、人見私記、

同十一辛亥年七月、琉球人參府によりて、道造及ひ行

路の作法、火の元等の町觸あり、同月廿一日江戸に參

着す、同廿六日、松平島津、少將光久の許に、上使を以

て米二千俵を賜ふ、

寬文十一年辛亥年七月、

一近日琉球人當御地に參着申候間、道筋之町々は、

道を造り惡敷所は砂を入つくり可申候、尤掃溜

土ごろ土などにて造り申間敷候、御奉行衆御廻

被成候間、隣町と申合、なみよく早々造り可申候、

七月、大成令補遺、

寬文十一年七月廿日

覺

一明廿一日琉球人彌御當地に參着仕候間、町中不

作法無之様急度可申付候、見物仕候者共、ひさし

より外へ不可出、琉球人通り候刻、ゆひさし高わ

らひ仕間敷候事、

一水打手桶面々家之前にならへ置、掃除無油斷仕、

琉球人通り候少し前に水打可申事、

一琉球人通り候刻、名主下知致、月行事かけ廻り不

作法無之様に可申付、兩木戸脇之家主木戸に附

居罷在、喧嘩口論無之様に堅可申付事、

一琉球人登城之日、亦は上野増上寺に參詣之日、按

るに、増上寺參詣の事、他の諸記録に絶て所見なし、只これより正徳度に見たる間觸のみ、此事見えて、享保已後これを載せす、然れば享保よりやみたる、次に爰元發足之節、右可爲

同斷事、

一琉球人參府之日より發足之日迄、中番さし置、當

番之家主晝夜無油斷火之元可申付事、

附り、町中水溜桶水汲込、手桶面々家之前にならへ置、若火事出来候は、兼而如申付候早々かけ集り消し可申候事、

亥七月

右者七月廿日御觸、町中名主月行事形出之、  
正寶事録、大成令、

寛文十一年七月廿一日、琉球人來朝、

金武王子 越來親方 垣本親雲上  
稻福親雲上 津波古親雲上 前田親雲上  
宇良親雲上 川頭親雲上 金城親雲上  
平安山親雲上 伊計親雲上 新川親雲上  
保榮茂里主 大城里子 思次郎  
松兼 兼 太郎 兼 眞三郎

右十八人、樂人むち持共に十四人、旗持四人、道具二人、笠持壹人、下人三十五人、都合七十四人來朝、  
慶延略記、

寛文十一年七月廿六日、松平大隅守へ上使高木伊勢守を以米貳千俵被下、是琉球人召連出府に付而也、人見私録、

七月廿八日、中山王尙貞か襲封の恩謝使、金武王子登

城、少將光久、同修理大夫綱貴これを率ゆ、已後刻嚴有院殿大廣間に出御其御禮を受させらる、獻物あり、  
寛文十一年七月廿七日、

明廿八日琉球人出仕、五つ過大岡彌右衛門組共、天野甚左衛門組共、道番朝倉仁左衛門組共、御玄關之上より御車寄迄、進物之手長助、御供本多平右衛門組、御供番落合源右衛門組、如例罷出候由、右之段大森半七郎被相觸候、御徒方萬年記、

寛文十一年七月廿八日、晴、

一從琉球國中山王尙貞爲繼目御禮、使者金武王子渡之、當地松平大隅守下屋鋪に近會到着、爲御禮令登營次第、

一琉球國中山王使者金武王子、松平大隅守上屋敷迄、按するに、今の幸橋御、今朝參上、其より日比谷口御門より、やようすかし通龍之口之橋を越、按するに、小普請方定小屋門外の、板倉内膳正屋敷之前より大腰掛之後、

土屋但馬守屋鋪之前を過、大手御門より令登城、右之從者并供之族行列等、松平大隅守申付之、

但道番者、御步行頭二人天野甚左衛門大岡彌右衛門兩組共勤之、大隅守上屋敷より大手橋

迄警固之、琉球人やようすかし迄來之時、御城に注進、

金武王子屋轎に乗、從者十七人騎馬大手之先に而下馬、金武王子に相隨、金武王子事乗物橋之前に而屋轎より下乗、但旗持鋒持等、其外之役人大手之腰掛に相殘、

一騎馬十七人之族、所謂、越來親方、宇良親雲上、川頭親雲上、金城親雲上、垣元親雲上、平安山親雲上、眞井田親雲上、稻福親雲上、津波古親雲上、伊計親雲上、新川親雲上、樂人頭取小姓六人、保榮茂里子、大城里子、思次郎、太郎兼、松兼、眞三郎、何茂樂人也、右之分登城、殿上間に伺公御目見無之、

一金武王子御玄關階之上に至時、大目付高木伊勢守大岡佐渡守出向、令案内殿上之間下段着座、從者十七人同所次之間列居、下官之族者御玄關前庭上に置之、

一松平大隅守松平修理大夫事、殿上之間着座、但松平薩摩守者、按するに、綱久と稱す、光久の在國也、嫡子にして綱貴の父なり、

一中山王より老中へ來書翰、高木伊勢守大岡佐渡守請取之、御步行目付引入之、

御禮之次第

一已後刻大廣間出御、御長袴、御刀三枝對馬守自注御前御小姓兼、上段、自注厚疊三疊重以唐織包之、四之、御着座、御後に也、角に大總付之、御露御刀掛有之、御着座、御後に本多土佐守、石川美作守、酒井壹岐守令列候、自注姓組之番頭也、平世於御近習奉仕、

松平右京大夫

松平出羽守

松平美作守

右三人依上意祇候、井伊掃部頭松平讚岐守者在所、保科筑前守者忌中故出座無之、

一四品以下中大名、御譜代大名無官之面々迄不殘、御次間祇候、

但國持大名四品以上出仕無之、

一御次之間南之板椽に、酒井雅樂頭、稻葉美濃守、久世大和守、土屋但馬守、板倉内膳正按するに、雅樂美濃守正則、大和守廣之、但馬守列候、數直内膳正重矩は老中なり、

一金武王子殿上之間より大廣間を、高木伊勢守大岡佐渡守令案内之、中之間東之敷居際に西に向

け着座、松平大隅守松平修理大夫列座、  
 一大隅守修理大夫壹人宛、下段敷居之内に而御目見退去、其後雅樂頭美濃守御前被召出之、金武王子可出席之旨被仰出、台命之趣大隅守右兩人演達之、

一從琉球國王尙貞所献之品々、出御以前より南之板椽東西より御目通に順々並置之、御太刀壹腰、御馬代白銀五拾枚、大卓自注黒塗二、丸中央卓自注青貝二、數四、按するに、玉露蓋には、中央丸卓二本、柱朱塗二、二面堆朱青貝、但兩扇折披青貝あり、籠飯自注二、按するに、同書に籠飯一對、綾芭蕉布五拾端青貝一、青貝梅の折枝あり、薄芭蕉布同、太平布百疋、久米綿百抱、泡盛酒五壺、右之通献上之御太刀目録、奏者番小笠原山城守請取之、酒井河内守被渡之、中段下より二疊目に置之、中山王より被披露之、金武王子出席、下段下より四疊目に而五拜而則退座、御太刀目録同人引入之、終而御納戸構之内へ入御、  
 一並置進物共、御勝手之方へ引入之、進物番之輩役之、其後金武王子自分之進物持出、御目通より少西へ寄而並置之、官香拾包、香餅香五管、練芭蕉布十端、綾芭蕉布同、泡盛酒二壺、

但右進物、出御以前より車寄之際に置之、其所より運出之、  
 一從御納戸構出御、上段御着座、金武王子出席、於板椽奉五拜、奏者番松平山城守披露之、御次之間に退去、

一大隅守中段迄被召寄上意有之、御次之間に退去、其後雅樂頭美濃守御前被召之、金武王子遠境相越、辛勞被思召由御詮有之退去、大隅守に述之、大隅守謹而奉之、金武王子に演述之、畢而入御、進物引入之、大隅守修理大夫退去、  
 一金武王子儀、伊勢守佐渡守令差圖、殿上之間に同列下段置之、于時雅樂頭、美濃守、大和守、但馬守、内膳正相越會釋、金武王子會釋有之則退去、以後伊勢守佐渡守令下知、金武王子退散、右兩人御玄關階上迄先達也、從者十七人順々退出、但老中見送無之、  
 一右大手下馬迄相越之由注進之時、諸大名其外之面々段々退出也、  
 今日御座敷並御城中所々勤番  
 一殿上間之次に臺子餅之、御數寄屋坊主二人有之、

一大廣間御納戸構之後に御使役勤仕、  
 一御小姓組御書院番出人六十人、御書院御番所當番に相加勤番、何茂半袴着之、  
 一大御番出人百人、大廣間之四之間敷居際より二間除之、北之方に並居勤番、半袴着之、  
 但今日出仕之面々長袴也、  
 一御玄關に御目付壹人石谷五右衛門勤仕、  
 一塀重御門加番 水野小左衛門  
 一御門加番 依田内藏助  
 一御臺所口御門之番 河野源右衛門  
按するに小左衛門は御先弓頭、内藏助源右衛門は同職砲頭なり、  
 一乗物橋に御目付一人 河口源左衛門  
按するに、此警衛承應度の例と異なり、  
 一御玄關前より中御門に筵不敷之、  
 一今日出仕之面々、乗物者大手之方除之、内櫻田之腰掛半より南に置之、  
 一金武王子屋橋者、乗物橋之張番所之際に置之、  
 一龍口より板倉内膳正前を相越出仕之面々者、和田倉橋より内櫻田御門可相通之旨、兼而より相觸之、

一蓮池御門開之、出仕之面々相通之、  
 一金武王子之外、琉球人一人も御前に不出也、按するに、柳警日次記には、此下下官迄以上七十六人之由あり、  
 一今日例月之諸御禮無之、琉球人來朝記、柳警日次記、  
 中山王右書簡寫  
 欽奉呈一封候、抑去歲吾薩州之太守光久、奉台命而令予嗣琉球國王之爵位、因茲爲奉述祝詞、使小臣金武王子附于光久、献上鄙國之方物候、伏冀以尊大老之指揮、所可達上聽奉仰候、誠惶謹言、  
 寬文十庚戌年五月廿五日 中山王 尙 貞判  
 進上  
 酒井雅樂頭殿  
 謹令呈上一翰候、抑去歲吾薩州之太守光久、奉鈞命而令予嗣琉球國王之爵位、因茲爲奉述祝詞、使小臣金武王子附于光久、献上不腆之土宜候、伏冀以諸大老之指南、可達台聽儀所仰候、誠惶不宣、  
 寬文十庚戌年五月廿五日 中山王 尙 貞判  
 進上  
 板倉内膳正殿  
 土屋但馬守殿

久世大和守殿

稻葉美濃守殿殿延略記、玉露叢、三才雜錄

寬文十一年七月廿八日、琉球人五半時登城、四ツ半時分退去、御徒方萬年記、

七月廿九日、琉球人老中若年寄等の宅にまいる、此事は見ゆ、此時よりはしま、八月七日、修理大夫綱貴金武王子を携へ、東叡山御宮に參拜して、太刀目録を獻備す、時に道筋警固山内所々勤番等あり、此時より日光登山の事やま定められし、故ありて今日なる、故あり

寬文十一年七月廿九日

一 琉球人今朝御老中、並若年寄井伊掃部頭松平美作守按するに、美作守定房此頃大御留守、罷越候由、柳營居たり、其職元禄十四年より廢す、罷越候由、柳營日記、

寬文十一年

一 八月五日、琉球人上野御宮に參詣に付、彼地御番故高木善左衛門組助大森半七郎片類十五人、如例上下に而五半に揃候様、前日大森半七郎相觸之、

一 八月七日、琉球人上野に參詣に付、彼御地御宮御番柳原大膳組共、可相勤候段被仰付候、

但前條五日之所に、琉球人上野御宮參詣に付、彼御地御番前日觸在之候處、五日者延候而如此と見えたり、御徒方萬年記、

寬文十一年八月七日

一 東叡山御宮に琉球國使者參詣付而、道筋並叡山所々勤番之次第、  
一 筋違橋より堀丹波守屋敷迄、面々足輕出之、道筋警固之、但増上寺より筋違橋迄、町通者町奉行申付之、

一下谷御歩行町々黒門迄警固、柳原熊之助

一 黒門より二王門迄 永井右近大夫

一 二王門より惣門迄 安藤對馬守

一 惣門より御宮廻 小笠原山城守

一 御宮内 柳原大膳組共

按するに、右近大夫對馬守は御奏者番、山城守は寺社奉行、大膳は御徒頭なり、  
右之通勤仕之、  
一 辰下刻、御宮に琉球國使者金武王子參詣、惣門より屋橋より下乘、陽明門之内迄大岡佐渡守出向、先達而金武假張に令案内之、從中山王献上之御太刀目録、前廉より神前に備置之、於假張金武五

拜在之而則退出、

但松平修理大夫事、金武令同道假張之外在之、同所北之方小笠原山城守、戸田伊賀守按するに、寺社奉行、永井右近大夫、安藤對馬守、並御目付岡部左近在之、自注厚盤、數之、

一金武王子從者供之次第、大隅守申付之、但於東叡山段々從者留置之、所謂、

一二王門外迄は、旗持鋒持、其外之下輩之役人共相越事、

一 惣門之前迄者、於御本丸乗物橋迄召列之族共相越事、

一 石之鳥居外迄者、御本丸御玄關迄相列庭上に置之輩相越事、

一 隨身門之前迄者、騎馬十七人之分相越事、

按するに、與御日記には、隨身門内に伺公之輩、松平修理大夫、永井右近大夫、小笠原山城守、戸田伊賀守、安藤對馬守、とあり、右之通、兼日より御下知也、御日記、琉球

寬文十一年八月七日、琉球國王使者東叡山御宮に參拜、但日光へは參詣無之、琉球來聘日記抄、○按するに、日光參拜とあり、誤りなり、

八月八日、大老酒井雅樂頭忠清か宅にをいて、琉球人

に音樂を命せらる、此時、嚴有院殿の渡御、及び諸役人聽聞等の事はより後、事詳ならず、かつ執權の宅にて命せられし絶てなし、同九日琉球使登城、御暇賜物あり、諸事例のことし、

寬文十一年八月八日、於酒井雅樂頭宅、琉球人に被仰付樂之番付、

一 樂五道、大平樂、萬歲樂、同、難來郎、同、

一 可々樂四道、送親々、一更裡、相思病、爲

學當、柳營日記、玉露叢、

寬文十一年八月八日

一 明九日、琉球人御暇被下候に付仕致し候間、先日之通長袴に而、何も可罷出候由、御目付衆被申渡候、時分之儀、能登守殿按するに、若年寄、圖書直に承候へ者、御老中御登城に而、左右次第琉球人登城申候間、四ツ前後に而も候半哉、何も者五ツ過登城候而可然由御申候、

一 明日も先日之通、道番并被下候物引申候、但出し申候様に被仰渡候、非番書を以如此御座候、

道番 本多平右衛門

安藤傳右衛門

被下物引 安藤治右衛門

右三組、先例之通相勤候様にと被仰渡、  
 一明日者、坂下御門紅葉山下御門明申候、  
 一御役當候御組々、並本番御供番助御供番も、上下  
 に而被出候様にと圖書相觸申候、

同月九日

一五半時過琉球人登城、被下物中山王に銀五百枚、  
 綿五百把、金武王子の時服十、銀貳百枚、供之者  
 中に銀三百枚也、道番平右衛門傳右衛門組共に  
 相勤、琉球人被下物引役に治右衛門組罷出相勤、  
 但大廣間御椽が御立關上之御椽迄之手長仕候、  
 御徒方萬  
 年記

寛文十一年八月九日

一琉球國中山王使者金武王子、今日御暇可被下之  
 旨就被仰出、松平大隅守屋敷より辰後刻登城、道  
 筋並從者之行列、先月廿八日爲御禮如出仕云々、  
 一金武王子於乗物橋、屋橋より下步行也、御立關來  
 時、階之上板椽に高木伊勢守大岡佐渡守出向、令  
 差圖殿上之間下段置之、從者之輩同次之間、下官  
 之族者御立關之前庭上に令居也、  
 一松平大隅守同修理大夫登營、是亦殿上之間下段

之庭上に着座、

一今日者、依無出御廣間二之間、雅樂頭、美濃守、  
 大和守、但馬守、内膳正北之方御襖障子際より東  
 之方順々列座、于時松平大隅守同修理大夫先  
 達而、右之席南之方に着座、其後伊勢守佐渡守令  
 案内、殿上之間より金武王子大廣間中之間敷居  
 際、西に向而着座、對老中一禮會釋有之而、金武  
 敷居之内に座、此時中山王に上意之趣、並白銀  
 五百枚、綿五百把被遣之旨、雅樂頭傳之、  
 但金武出座以前より、右之白銀綿大廣間下段  
 に並置之、御襖障子前方より明置之、金武王子  
 見之畢而、伊勢守佐渡守有差圖而、大廣間北之  
 御座敷松之間に金武退座、御襖障子圖之、

一此内、金武に被下白銀二百枚、並時服十、西之御  
 椽より持出之、大廣間中之間敷居壹疊隔而、中  
 央より東之方に寄置之、進物番着長袴役之、伊  
 勢守佐渡守令差圖、則金武出座而中之間中央に  
 着座、此節白銀時服被下之旨、御意之通美濃守傳  
 之、拜受畢而、伊勢守佐渡守差圖而、金武王子松  
 之間に退、此砌右之被下物車寄之方に進物番之

輩引之、

一右畢而、金武從者之族に被下之白銀三百枚、西之  
 御椽より持出、中之間東之方敷居際に置之、進物  
 番役之、此時金武中央に座、白銀從者惣中に被  
 下之趣美濃守傳之、金武一禮有之而松之間に退、  
 被下物車寄之方に引之、終而重而金武罷出、中  
 之間敷居際に而一禮、大隅守修理大夫茂出座御禮  
 也、終而各殿上之間退去、

一於殿上之間、琉球中山王に被遣之銀子綿等之目  
 録、並從雅樂頭之返簡、伊勢守持參金武に渡之、  
 次自老中之返翰者、佐渡守持參金武に渡之、

一右過而金武退去、老中見送無之、伊勢守佐渡守御  
 立關階之上迄見送也、

一大隅守修理大夫大廣間に、伊勢守佐渡守令誘引  
 出座有之而謁老中、琉球人御暇等之御禮述之事  
 畢、

一高家衆詰衆者、中之間南之方敷居際、西より東之  
 方に着座、

一奏者番衆、御留守居衆、大御番頭、御書院番頭、御  
 小姓組番頭、新番頭、其外役人諸物頭、南之御椽

西方より御車寄迄並置也、

一御小姓組御書院番より出人四十人着長袴、御書  
 院番所本番に加勤番之、

一大御番衆百人、是亦松之間に列居、半袴、

一御步行衆肩衣袴按するに、麻上下の誤りなるへし、着之、右之被下物御  
 車寄より御立關迄引之、松平大隅守家來に渡之、

一外様之大名出仕無之、

一所々御門番加番等之書付、御目付中有之故不記  
 之、

一琉球中山王に、雅樂頭老中より返簡之事略之、  
球

酒井雅樂頭并老中返簡、  
人來朝記、御日記

使者金武遙來、芳墨入手欣然不淺、抑琉球國可被  
 傳續之旨、去年從薩摩國守光久就申達之、爲安堵  
 之慶賀而進獻土産、如目錄使者持參登城、即遂披  
 露奉備上覽之處、被召使者於御前奉拜謁畢、御氣  
 色快然可謂幸也、莫勞遠想、猶使者可演說者也、  
 不宣、

寛文十一年八月九日

從四品少將兼雅樂頭源朝臣忠清



回答中山王館前

使价金武來貢、芳簡披閱、面話惟同、抑去年從薩州太守光久、就申達琉球國傳封之儀、爲安堵之賀儀被進獻土宜件件、使者捧之登營、如數披露之奉備台覽之處、使者被召出而奉拜御前、御氣色殊宜幸甚幸甚可被安遠懷、猶示諭使者畢、不宣、  
寛文十一年八月九日

從四品侍從兼内膳正源朝臣重矩

從四品侍從兼但馬守源朝臣數直

從四品侍從兼大和守源朝臣廣之

從四品侍從兼美濃守越智宿禰正則

回報中山王館前慶延略記、玉露叢、三才雜錄、

八月十九日、琉球人江戸を發す、同廿七日、伊勢國桑名の洋中にて難風に遭ひ、所々に漂着せし由注進あり、

寛文十一年八月十九日、琉球人今日御當地發足に付、中番御免之御觸在之、正寶事錄、

寛文十一年九月三日、琉球人去月廿六日之晚、熱田に一宿仕、廿七日之朝、桑名渡船之處、四五里出難風に逢、琉球人乘申候三艘之内、一艘者桑名に若

通航一覽卷之七終

岸、二艘者尾州知多郡之内、多屋村大野村兩村被吹付、其外乘申候船四十九艘之内、五艘知多郡之内、森村北條村に若申候、一艘は遠州若松に若申候、琉球人并松平大隅守家來相違無之由注進之、柳營日次集、玉滴屋見、武門諸説拾遺、  
同十二壬子年、去年參府せし使者歸國の御禮として、中山王尙貞より、薩摩まで獻物あり、よて九月十五日少將光久よりこれを捧く、證に薩摩國來貢の條にあり

通航一覽卷之八

琉球國部八

○來貢天和二年

天和二壬戌年四月、琉球人參府にて、道造およひ行路作法等の町觸あり、同六日江戸に參着す、同九日上使を以て、松平島津、中將光久に米二千俵をたまはる、同日、明日彼使者御禮により、出仕の輩衣服制限等の觸あり、

天和二壬戌年四月、  
覺

一近日琉球人御當地に參着仕候間、町中不法無之様に、急度可申付候、見物仕候ものも庇より外へ不可罷出候、琉球人通候刻、指さし高笑ひ仕間敷候事、

一琉球人參着申候に付、通筋之町々は、道を造り悪敷所は砂を入可申候、とろ土などにて作申間敷候、勿論隣町と申合、并よく早々作可申候、少も遅々有間敷候、琉球人當着之日は、水打手桶面々

家之前にならへ置、掃除無油斷、琉球人通候少し前に水打可申候事、

一琉球人通候刻、名主致下知、月行事廻り不法無之様可申付候、兩木戸脇之家主、木戸に附居、喧嘩口論無之様に堅可申付候事、

附琉球人登城之日、又は上野増上寺に參詣之日、並爰元發足之節右可爲同前事、  
戊四月

右者四月差入御觸  
同月六日

覺

一今日琉球人當着申候間、見物致し候ものも、前方相觸候通、彌行儀能見物可仕候、琉球人之跡先に付き申間敷候、此旨町中不殘、早々相觸可申候、少も油斷有間敷候、以上、  
四月六日

町年寄 以上正寶事錄、大成令補遺、

天和二年四月六日、琉球中山王尙貞より、御代替に付て、使者名護王子當地着、松平大隅守下屋敷に入、御日記、温知、柳營秘鑑、  
天和二年四月九日、松平大隅守に大目付内藤出

羽守を上使として、米二千俵被下之、琉球人來聘之故也、琉球來聘日記抄、柳營日次記、如官日簿抄

天和二年四月十日、琉球人明日御禮に付、四品以下惣大名へ、五半時長袴登營之儀相觸之、御日記抄、琉球來聘

四月十一日、中山王尙貞か使者名護王子登城、已後刻

常憲院殿大廣間に出御、名護拜謁して御代替を賀したてまつり方物を獻す、松平島津、薩摩守綱貴は、使者にさきたちて登營し、綱貴は、祖父光久の名代なるべし御譜代大名諸役人

出仕す、前例御徒方道筋警固二組あり同十二日、使者西城に登る、老中、奏者番、大目付、御目付出仕せり、

天和二年四月十一日、

一 琉球國王尙貞か使者、名護王子今日出仕、松平大隅守下屋敷より上屋敷まで今朝参り、日比谷御門八代洲河岸龍之口通、松平日向守屋敷前より、

大腰掛之後、松平因幡守屋敷前通、按するに、貞享板に、松平日向守屋敷は今の森川出羽守屋敷、松平因幡守屋敷は、今の酒井雅樂頭中屋敷なり、大手御門

道筋屋敷へ御徒目付遣之、面々警固出之、使者轎に乗、從者拾九人騎馬大手橋之先にて下馬、王子は乗物橋之前にて下乗、旗持鉾持等は、大腰掛に

と、まる、

騎馬十九人、恩納親方、知念親雲上、平識親雲上、濱比賀親雲上、糸數親雲上、照屋親雲上、屋富祖親雲上、當真親雲上、上江洲親雲上、具志堅親雲上、宮平親雲上、稻峯親雲上、小橋川親雲上、濱川里之子、野里里主、識名里之子、伊舎堂眞滿剌、佐鋪思德、佐邊松兼、

王子御立關階之上に至時、大目付彦坂壹岐守内藤出羽守出迎案内、殿上之間下段着座、從者十九人次之間に列居、下官は御立關前に置、

一 松平薩摩守登城、

一 已後刻大廣間出御、御長袴、御刀有田伊勢守、御上段、厚盤三疊重、以大紋之縁包之、御着座、御後牧野備後守、按するに、御側御板倉市正、金田遠江守、有田伊勢守、用人成貞なり、市正遠江守は御小納戸、御椽頼御小姓、按するに、伊勢守は詳ならず、御小納戸、御椽頼御小姓、

衆、下段に、堀田筑前守、井伊掃部頭、保科肥後守、自注、御目通之南之板椽に、大久保加賀守、阿部豊長袴、自注、御目通之南之板椽に、大久保加賀守、阿部豊後守、戸田山城守、自注、加賀守忠朝、豊後守正武、山城守忠昌みな老中なり、

一 板椽次に、堀田下總守、按するに、筑前守正俊か嫡子なり、奏者番詰

間へ退去之時、老中相越會釋有之而退去、

堀重御門

天野彌五右衛門

中御門

布施孫兵衛

御臺所口御門

寛新兵衛

先鐵炮頭、孫兵衛は同弓頭なり、按するに、彌五右衛門新兵衛は、御

琉球名護王子之外、壹人も御目見無之、御日記抄、琉球來聘

天和二年四月十一日、琉球國中山王尙貞か使、名護

王子登城、屋橋に乗る、從者拾九人馬に乗る、恩納

親方、知念親雲上、平識親雲上、濱比賀親雲上、糸數

親雲上、照屋親雲上、屋富祖親雲上、當麻親雲上、上

江洲親雲上、具志堅親雲上、宮平親雲上、稻峰親雲

上、小橋川親雲上、濱川里の子、野里里主、識名里の

子、伊舎堂眞滿剌、佐鋪思德、佐邊松兼なり、旗矛等

は大手の腰掛にと、まる、從者は大手の先にて馬

より下る、名護王子は乗物橋の前にて屋橋より下

る、御立關の階の上にと、まる、大目付彦坂壹岐守

重紹、内藤出羽守正方出迎導て、殿上之間に至る、

王子下段に着座し、從者は次之間に列居す、松平薩

摩綱貴も登城して殿上之間に着座す、中山王尙貞

衆、大目付、番頭、物頭、町奉行、大目付、其外御役人祇候、三之間に、御譜代大名外様之大名列座、

四品以上中大名、御譜代無官之面々まで登城、

一 王子殿上之間より壹岐守出羽守案内、中之間東之敷居際に西に向着座、但薩摩守合同列同席、

一 獻上物、以御以前南板椽に並置、

御太刀一腰、御馬自注、自注、一疋、諏訪部文九郎庭上馬鹿毛、

上馬鹿毛引出す、大中央卓二面、大硯屏一對、大籠

飯一對、羅紗二拾間、白縮緬五拾端、島芭蕉布

同、晒芭蕉布同、太平布百匹、久米綿百匹、帶壽

香三拾箱、香餅三拾箱、竹心香百把、泡盛酒拾

壺、

右御太刀目録、奏者番酒井大和守持出、中段下より四疊目置之、中山王よりと披露、王子出席、下

段下より四疊目にて九拜して退去、御太刀目録同人引之、

官香拾把、島芭蕉布二拾端、壽帶香拾箱、太平布二拾匹、泡盛酒二壺、

右品々、出候前並置、王子重而出席、自分之御禮於板椽三拜、奏者番酒井鞆負佐披露畢而、殿上之

か獻上物、太刀一腰、馬壹疋、中央の大卓子、大硯屏  
 大籠飯、各壹對、羅紗二十卷、白綿紗、島芭蕉布、曝  
 芭蕉布各五十端、太平布、久米綿各百疋、壽帶香、香  
 餅各三十箱、竹心香百把、泡盛拾壺、大廣間の南の  
 板椽に並置、馬は諏訪部文九郎庭上に牽立たり、  
 名護王子か獻上物、官香拾把、島芭蕉布二拾端、壽  
 帶香拾箱、太平布二拾疋、泡盛二壺、これも同所に  
 置く、尙貞か書簡は、執政に呈する故御前に出さず、  
 巳時の後御長袴にて大廣間に出御、上段に御座な  
 る、牧野備後守成貞、板倉市正重大、金田遠江守、小  
 姓衆、小納戸衆其後にあり、堀田筑前守正俊、井伊  
 掃部頭直興、保科肥後守正容下段に侍座す、南の板  
 椽に、大久保加賀守忠朝、阿部豊後守正武、戸田山  
 城守忠昌、板椽の次に、堀田下總守正伸、詰衆、奏者  
 番衆、大目付、番頭衆、物頭衆、町奉行、目付衆、並諸  
 役人、上の間に、譜第外様の諸大名列居す、既にし  
 て彦坂壹岐守内藤出羽守、名護王子を導て中之間  
 に至り、敷居際に西面に座せしむ、薩摩守も同所に  
 到る、酒井大和守忠榮尙貞か獻上せる太刀と目錄  
 とを取て、中段之下より四疊目に置き、中山王より

と披露するとき、名護王子進出て、下段の下より四  
 疊目に到て九拜して退く、大和守忠榮すないち太  
 刀目錄を引て、酒井勲負佐忠直進出て、名護王子と  
 披露するとき、名護王子進みて三拜して退く、禮畢  
 て壹岐守出羽守名護王子を導き、殿上の間に至り、  
 老臣の退出を待て、御玄關の階上まで導き出て退  
 出す、憲廟實錄、  
 天和二年四月十一日  
 一 琉球人御禮有之、本加當御番組上下着用、琉球人  
 進物取次御徒方にて勤之、但右進物取次千壽按ず  
御役當の岡野平兵衛組片類罷出候所、進物多御徒  
 不足に付、助御供番、本御番、御徒相加取次申候、前  
 前琉球人登城之節、道番二組入候得共、此度は無  
 用に可致旨對馬守按ずるに、若年被仰渡之御徒方萬  
寄堀田正英、中山王より之書簡、  
 欽差使价、奉呈書簡、恭聞、貴國大君昭代御連續、  
 四海無事、萬祥共臻、如吾小邦、又隔千里稱萬歲、  
 方今小使名護捧不腆方物、從我薩摩中將光久、寅  
 奉述賀儀、伏希、尊大老指揮之達台聽、誠惶謹言、  
 延寶九年辛酉五月十六日 中山 尙 貞

進上

稻葉美濃守殿琉球人來朝記、續武家評林、

按ずるに、美濃守正則は、延寶八年正月大老酒井雅樂頭忠清と  
 同格となり、天和元年十二月退職す、使者彼國を發せしは、それ  
 より前なるに、この來簡有しなり、また、  
 天和と改元ありしは、延寶九年十月九日也、

欽差使价、呈上書簡、恭聞、貴國大君昭代御連續、  
 四海無事、萬祥共臻、如吾小邦、亦隔千里稱萬歲、  
 方今小使名護王子、捧不腆方物、從我薩摩中將光  
 久、謹奉述賀儀、伏冀、諸大老採納之達台聽、誠惶  
 不宣、

延寶九年辛酉五月十六日

中山王

尙 貞

進上

- 大久保加賀守殿
- 土井能登守殿
- 堀田備中守殿
- 板倉内膳正殿

按ずるに、能登守利房は天和元年二月、内膳正重通も同年十二  
 月退職せり、その事いまたこの國に聞へざるに、書簡にそ  
 の名を加へしなり、

中山王より西之丸の書簡、  
 欽差使价、呈上短章、恭聞、貴國大君昭代御連續、

進上

累葉熙陸、萬祥駢臻、如吾裔夷之屬國、亦豈敢後  
 華封之祝、方今小使名護王子、獻不腆方物、依我薩  
 摩中將光久、謹備來聘之儀、伏冀、諸大老扶納達  
 青宮聽聰、誠惶不宣、

延寶九年辛酉五月十六日

中山王

尙 貞判

進上

- 大久保加賀守殿
- 土井能登守殿
- 堀田備中守殿
- 板倉内膳正殿琉球人來朝記、

天和二年四月十二日、西丸の琉球人出仕に付、豊後  
 守、山城守、奏者番三人、大目付二人、御目付三人相  
 越、御日記、

四月十四日、琉球使登城す、已刻御白書院に出御、そ  
 の音楽を聽せらる、同十六日御暇、賜物あり、

天和二年四月十四日、

- 一 松平薩摩守琉球人召連登城、音楽奏之、
- 一 已刻白書院出御、
- 太平樂、 瑣吶、 照屋親雲上、 鼓小鉦手拍
- 子 濱川里之子、 鉦着板、 識名里之子、

三金 野里里主、三板 松兼、  
 萬歲樂 同 同人、 鼓着板 濱川、 鑼  
 識名、 三金 野里、 三板 松兼、  
 難無樂 同 同人、 鼓小鉦 濱川、 鉦  
 着板 識名、 三金 野里、 三板 松兼、  
 同 半笙 眞滿刈、 鼓小鉦 濱川、 鉦  
 着板 識名、 三金 野里、 三板 松兼、  
 萬歲樂 同 同人、 鼓着板 濱川、 鉦  
 識名、 三金 野里、 三板 松兼、  
 唐歌 立笙 濱川、野里、 瑟 識名、松兼、  
 同 立笙 濱川、 二線 眞滿刈、 三線 識  
 名、 同 松兼、 四線 野里、 同 思德、  
 三線歌 三線 識名、野里、 同 松兼、眞滿刈、  
 右畢而、音樂被仰付候琉球人の時服被下之旨、松平  
 薩摩守の老中申渡之、琉球來聘日記抄、  
 天和二年四月十四日、松平薩摩守綱貴琉球人をひ  
 きひて登城、國技を奏す、白書院に出御、右之縁通  
 に、堀田對馬守正英、稻葉石見守正休等の近臣、中  
 段の右之方に、備後守成貞、御座に近き右之方に、  
 筑前守正俊、下段の關際なり、中段の縁通に加賀守

忠朝、下段の縁通に山城守忠昌、この兩人關を夾め  
 り、板縁に堀田下總守正仲、奏者大目付列候して、  
 琉球の樂人を其前に並居らしむ、名護の王子は、其  
 縁通に御座に向て座す、薩摩守綱貴は、名護か上之  
 方に座て内に向ふ、詰衆芙蓉の間の役人衆は、勝手  
 の方にあり、樂の次第、一番に太平樂、鑼は照屋、  
 鼓小鉦手拍子は濱川、鉦着板識名、三金は野里、三  
 板は松兼、二番に萬歲樂、鑼は照屋、鼓着板濱川、  
 鑼は識名、三金は野里、三板は松兼、三番に難無樂、  
 役人太平樂に同じ、四番も難無樂、半笙は眞滿刈、  
 鼓小鉦は濱川、鉦着板は識名、三金は野里、思德、三  
 板は松兼、五番に萬歲樂、半笙は眞滿刈、鼓着板は  
 濱川、鉦は識名、三金は野里、三板は松兼、思德、次  
 に唐歌二関、第一関は、野里、眞滿刈、思德、松兼唱  
 ひて、立笙濱川、瑟識名、第二関は、立笙濱川、二線  
 眞滿刈、三線識名、松兼、四線野里、思德、次に琉球  
 歌濱川野里、眞滿刈唱ひて、三線識名なり、憲廟實錄、  
 天和二年四月十三日、琉球人登城音樂被仰付、本加  
 御供番、助御供番上下着用出勤、御徒方萬年記、  
 天和二年四月十六日

一王子御暇被下、從者行列は十一日之ことし、  
 一松平薩摩守登城、

一今日御表依無出御、大廣間二之間に、老中若年寄  
 中着座、薩摩守南之方着座、其後王子中之間敷居際  
 西に向て着座、對老中一禮各會釋有之而、敷居之内  
 出座、中山王の上意之趣、並賜物事筑前守傳達之、

白銀五百枚 綿五百把 中山王に  
 右最前より大廣間下段並置之、御襖障子明置、王子  
 に見之、差圖ありて大廣間北之方松之間に、名護王  
 子退、襖障子閉之、

白銀二百枚 拾十、 名護王子  
 右持出中之間敷居一疊隔、中央より東之方によ  
 せおく、王子中之間中央着座、于時白銀時服被下  
 旨、御意之趣山城守傳之、拜戴退座、

白銀三百枚 從者之族  
 右、中之間東之方敷居際に置之、王子出座、白銀  
 從者惣中に被下之趣、山城守傳之、一禮有而退  
 去、薩摩守出座、御禮有之、  
 一殿上之間におひて、中山王に被遺物目錄、並筑前  
 守老中より之返簡、彦坂壹岐守坂本右衛門佐王

子の渡、

一去十四日被仰付樂人、其節時服三つ、被下旨、  
 薩摩守の申渡之付而、今日家來の渡之、琉球來聘日  
 記抄、  
 天和二年四月十六日

一御書院御小姓組より出人四拾人、半袴、大御番三  
 組より出人七拾人、同上、外様大名出仕無之、

御城内警衛  
 御弓頭 長谷川久三郎  
 觀砲頭 夏目藤右衛門  
 同 坪内惣兵衛  
 中御門

一琉球人西丸に仕、薩摩守同道、加賀守、豊後守、  
 並坂本右衛門佐、其外奏者番  
 銀三百枚時服十  
 若君様より被下之、御日記、

天和二年四月十六日、松平薩摩守、琉球國中山王尙  
 貞か使名護王子を率て登城、大廣間中之間にて、堀  
 田筑前守正俊、大久保加賀守忠朝、阿部豊後守正武、  
 戸田山城守忠昌、牧野備後守成貞、並堀田對馬守正  
 英、稻葉石見守正休列座、筑前守正俊、尙貞に賜物  
 白銀五百枚、綿五百把、並上意を名護王子傳之、

山城守、名護王子に賜物白銀二百枚、拾十、從者十九人に、白銀三百枚をたまふ事を傳ふ、執政の返簡をば、彦坂壹岐守重紹坂本右衛門佐重治名護王子に授く、外に樂を奏せしもの七人、並濱比賀、宮平、稻峰は役人なれば、おのゝ時服三つ、賜はる、名護王子西丸にも參上す、若宮より白銀三百枚、拾十、中山王尙貞に賜る、靈廟實錄、

天和二年四月十六日、琉球人御暇被下、銀五百枚、綿五百把中山王に、銀二百枚、時服十名護王子に、此外惣琉球人の銀三百枚、時服三つ、樂童子へ、右之手長御徒助御供より十人、本御番より五人、御供番より五人、都合二十人にて相勤、御徒方萬年記、大老堀田筑前守返簡、

使者名護王子遙來、去歲仲夏芳翰落手、如示我尊大君繼前緒、國家閑暇、太平重光、兆民安所、依之遠表慶賀之祝儀、千里厚情可以嘉焉、即披露之、使者捧土宜數品、登城拜禮畢、台顔快然、可慰細懷也、恩賚如目錄、可領受之、猶使者可演說也不宣、

天和二年壬戌四月十六日  
從四位下左近衛少將兼筑前守紀正俊

回答中山王 館前琉球人來朝記、  
護武家評林、

使者名護王子遙來、去歲仲夏芳翰入手、如諭我尊大君繼前烈、國家閑暇、太平重光、兆民安所、依之遠表慶賀之祝儀、千里芳志可以嘉焉、即披露之、使者捧方物數品、登城拜禮畢、台顔快然、勿勞遠想也、恩賚如目錄、可領納之、猶使者可演述也、恐々不備、

天和二年壬戌四月十六日、  
從四位下侍從兼山城守 藤原忠昌  
從四位下侍從兼豐後守 阿部正武  
從四位下侍從兼加賀守 藤原忠朝

西之丸返簡  
回復中山王 館前

使者名護王子遙來、去歲仲夏芳札披誦之、我幼大君逐日御成長、彌襲安泰之祥、以堅永久之基、我國之慶可推察焉、使者捧方物數品、登城述賀儀、即言上之、千里之厚情可感謝也、恩賜如目錄、可受納之、恐々不備

天和二年壬戌四月十六日

### 通航一覽卷之九

#### 琉球國部九

○來貢 寶永七年

寶永六己丑年六月七日、御代替により舊例のごとく、琉球國賀慶使參府せしむへき旨、松平島津、少將吉貴に命せらる、

寶永六己丑年六月七日、松平薩摩守え御書付、御代替に付而、琉球國之司中山王差越使者、先年之通來年其方召連可被申候、依之、參府延引候段者不若候、御日記、

同七庚寅年十一月十一日、琉球人、去る閏八月廿六日薩摩國鹿兒島を發して、今日江戸に參着す、其以前、道造り及び行路見物作法等の町觸あり、

寶永七年、此度御代替に付、琉球人來朝、閏八月廿六日薩州發足、十月十六日大坂着、同廿日伏見の着、同廿五日江戸の發足、十一月十一日江戸の着、美里王子、二十九歳、豐見城王子、同、富盛親方、紫市大夫、與座親方、同、附後、志堅原親雲上、新城親雲

### 通航一覽卷之八終

從四位下侍從兼山城守 藤原忠昌  
從四位下侍從兼豐後守 阿部正武  
從四位下侍從兼加賀守 藤原忠朝

回復中山王 館前以上、通知  
柳營院  
同三癸亥年八月十一日、去年參府の使者歸國によりて、中山王尙貞より謝使獻物を薩摩國まで渡す、よて薩摩守綱貴より、使者をもてこれを奉る、證は、薩摩國來  
實の條にあり、

上、座樂主取、江田親雲上、路次樂主取、佐久本親雲上、祐筆、屋宜親雲上、宮城親雲上、別當、眞喜屋親雲上、與力、知念里之子親雲上、嘉手苺親雲上、喜屋武筑登親雲上、玉城親雲上、湧川親雲上、醫師、宮里安忠、與力、久場筑登親雲上、役人、仲嶺筑登親雲上、幕儀、照屋親雲上、富盛與丸、前川里之子、與座與力、仲原筑登親雲上、役人伊佐筑登親雲上、小姓、保榮茂里之子、童子、同棚原里之子、樂童子、伊舍堂里之子、同根路銘里之子、小姓、内間里之子、樂童子、小録里之子、同津瀨里之子、同野國里之子、同内嶺里之子、小姓、糸満里之子、童子、路次樂人十六人、牌持四人、冷傘持二人、琉球中間四人、

右は松平薩摩守御屋敷扣之寫也、  
正使二人、副使二人、附役二人、右筆二人、與力六人、役人二人、小姓四人、座樂主取一人、樂人八人、別當一人、路次樂十六人、中間四人、人數百六十八人、

右は、島津淡路守様御屋敷扣之寫也、自注淡路守様は、由、○按するに、淡路守惟久は日向國佐土原城主なり  
御馳走御座船出す御大名、  
肥後熊本五十四萬五千石 細川越中守  
長門萩三十六萬九千石 松平民部大輔  
豐前小倉十五萬石 小笠原右近將監  
石見濱田五萬石 松平周防守  
石見津和野四萬三千石 龜井隱岐守  
筑前福岡五十二萬石 松平肥前守  
川筋御檢分、御船奉行、四千石、  
八木勘十郎殿  
琉球人着岸之節、上荷船六十五艘、過書船六十五艘、右役船也、  
大坂より伏見留迄、綱引四百五十人、外に船中之行列あり、月堂見聞集、  
寶永七年琉球人參府人數之覺、  
一先乘、島津筑後、上下百三十、  
一御長刀、一馬十五疋、一長柄三十本、一持筒五挺、  
一旗竿一本、一具足櫃二荷、一弓三十張、一弩俵三、  
一家老島津將監、人數九十四人、一同須良隼人、同四十五、三本

道、一同市米治右衛門、道具、三本  
同弟子丸與次右衛門、道具、二本  
四十五人、五本道具、一琉球奉行島津帶刀、道具、人  
長柄十本、弓十張、一琉球附人相良權太夫、道具、三本  
百六十五軒、惣人數四千四百四十七人、  
右は、島津家同勢之分、

一美里王子、  
雲上、申官人十一人、子共二十四人、筑登、  
申官人二人、下官七人、合四十四人、  
一豐見城王子、  
雲上、申官人十人、子共二十一人、筑登、  
申官人一人、下官八人、合四十一人、

下宿三十六人、下宿三十七人、下宿二十六人、惣人數八十四人、

宿札 松平薩摩守内 美里王子  
松平薩摩守内 豐見城王子

右之趣に而、宿入鼓吹有之、雜事記、  
寶永七年五月琉球都八幡馬場を出、同閏八月廿六日に薩摩を出船、同十一月十一日九時江戶着、晴天也、自注、此時薩摩守行列也、少間ありて琉球人、芝田町一丁目横町に入、屋鋪に參着、琉球紀事、

寶永七年十一月十一日、未之刻、琉球人芝新馬場松平薩摩守屋敷に到着之由、柳營日記、

寶永七年十一月八日、

覺  
琉球人參り候に付、物見に罷出候者共、大勢可有之候、町中立留らせ候而は、往還之障りに可罷成候間、立やすらひ不申様に可仕候、此旨町中可相觸候、以上、  
十一月八日

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店借裏々之者迄、爲申聞急度相守可申候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、  
十一月八日

町年寄 三人  
同月十日

覺  
一明日琉球人御當地に參着申候間、町中不作法無之様、急度申付候、見物仕候者共、庇より外に不可罷出、琉球人通り候刻、ゆひさし高笑ひ仕間敷事、

一琉球人參着申候に付、通り筋之町々、道を作、惡き所は砂を入可申候、泥土杯にて作り申間敷候、勿論隣町と申合、並能早々作り可申候、少も遅

遲有間敷候、到着之日は水を打、手桶面々家之前  
にならへ置、掃除無油斷琉球人通り候少前に、水  
を打可申事、

一琉球人通り候刻、名主下知いたし、月行事廻廻り  
不作法無之様可申付候、兩木戸脇之家主木戸に  
附罷在、喧嘩口論無之様可申付候、

附琉球人登城之日、又は上野増上寺に參詣之  
日、次に爰許發足之節可爲右同斷事、

寅十一月十日

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店借  
下々召仕等迄、急度相守可被申候、少も油斷有間敷  
候、

寅十一月十一日

町年寄 三 人正實事録、

同月十五日、松平島津、少將吉貴參觀御禮あり、同十六  
日吉貴從四位上中將に叙任す、此事前例なし、是より例なる、同十七  
日上使をもて米三千俵を賜はる、前例二千俵なり、今年の禮待すへて常儀に踰たり

寶永七年十一月十三日

松平薩摩守就參府、上使本多伯耆守被遣之、御日記、

寶永七年十一月十五日

銀五百枚 時服五十 參 勤 松平薩摩守

銀馬代 時服六代 時服三代

松平薩摩守家來

島津筑後

島津將監

同月十六日

今度琉球人不相替召連 御白書院條頼  
參府之段、御機嫌に被 松平薩摩守  
思召候、依之、從四位上  
中將被仰付、

同月十七日

右於白書院、河内守按するに、老傳之、  
中井上正崇、

上使大目付仙石丹波守

松平薩摩守

右琉球人召連候に付、米三千俵被下之、以上、柳營  
寶永七年十一月十七日、松平薩摩守殿に、上使大目  
付仙石丹波守殿を以、琉球人來聘に付米三千俵被  
下候、先年は貳千俵被下候得共、大前之通按するに、  
をいふな、此度より三千俵被下候由に御座候、承寬雜録、  
るへし、

同月十六日十七日、かれ登城の日、出仕の輩、衣服刻  
限、及び道筋警衛注進、ならひに御城内敷蕙等の事を  
令せられ、かつ町觸あり、これ等の事、はしめて見ゆ、前例に  
また天和度御徒方道筋警衛の事を  
やめられし、今また古復せり、

寶永七年十一月

覺

來る十八日、琉球人松平薩摩守芝下屋敷より、將監  
橋片門前増上寺表門通り町、芝口御門より、按する  
門は、こゝし新に建られ、享保  
九年正月焼失以後廢せらる、御堀端幸橋御門より薩摩守  
上屋敷迄、道筋掃除入念、間敷に應し手桶を出置可  
申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やすらはせ  
申間敷候、尤見物之者不作法無之様に可仕候、此旨  
町中可相觸候、以上、

十一月

同月十六日

明後十八日琉球人登城之道筋、松平薩摩守下屋敷  
より上屋敷迄之間、御徒二組警固候様、可被相達  
候、

十二月

同日

覺

屋敷方警固之者上下着、五間に一人程、足輕對之羽  
織、其間に二人程、是又手桶見合次第可被差出候、  
横小路有之處は、侍足輕出之、見物之者道をふさぎ  
不申、片付有之不作法無之様可被申付候、

同日

一琉球人、松平薩摩守芝下屋敷より、將監橋片門前  
増上寺表門通町、芝口御門前より御堀端幸橋  
御門より、松平薩摩守上屋敷迄、右道筋面々屋敷  
前は警固出し可申候、町方は町奉行、増上寺門前  
は寺社奉行より、警固之儀可被申付候、  
一警固之人數は、昨日觸之通、

寶永七年十一月十六日、以上、令條録、

同日

琉球人登城之度々、四品并布衣之面々、足袋はき候  
様に可被相觸候、

寶永七年十一月十六日、令條録、寶  
永年録、

寶永七年十一月十七日

明十八日琉球人御禮申上候間、外様萬石以上、溜詰  
御譜代大名父子共、被着烏帽子直衣狩衣大紋、五半  
時可有登城之旨、從老中以剪紙相達之、  
但御譜代之面々、從大目付觸之、無官之面々  
には不達之、大坂御城番渡邊備中守此節在府付  
而相達之、御日記、

寶永七年十一月十七日





御左右有之、已刻登城、申刻退去、登城道筋幸橋松平薩摩守屋敷より、松平丹後守屋敷脇、酒井石見守屋敷前、按ずるに、今の朽木土佐守屋敷、相馬讃岐守阿部民部屋敷之間より、松平肥前守松平安藝守屋敷間之坂を通り、井伊掃部頭表門前より、御堀端外櫻田御門より、秋元但馬守間部越前守屋敷前、按ずるに、但馬守屋敷は、今越前守屋敷は、同所酒の四丸下、内藤紀伊守屋敷、井右京亮屋敷は、今、夫より和田倉御門、井上河内守屋敷前、按ずるに、今の龍口北腰掛裏通り、大手御門より登城右之從者并供之族行列等薩摩守申付、

一使者騎馬大手橋之先に而下馬、使者に隨ふ、使者下乗橋の前に而、橋より下乗、但道筋御徒頭四人相勤に而警衛す、道筋之面面よりも、屋敷前警固出之、

一使者美里王子豐見城王子御玄關階上に至時、大目付仙石丹波守折井淡路守出向令案内、殿上間下段着座、從者同所次之間に列居、下官は御玄關前庭上に群居、

一今日御規式に付、出仕之面々、直垂、狩衣、大紋、布衣、素袍着之、

一松平薩摩守先達而登城、是又殿上間下段座上に

着座、

一松平薩摩守家來島津帶刀於板椽御目見、御太刀、銀馬代、時服三獻上之、奏者番松平宮内少輔披露之、

一御禮之内、大廣間御納戸構之後御使番兩人勤之、

一今日御城内勤番、左之通、

御弓頭  
松前 武兵衛

御殿砲頭  
助前島太郎左衛門  
秋山十右衛門組

中之御門  
御臺所口中之口前 加藤市左衛門御日

寶永七年十一月十八日、琉球人登城、午後刻大廣間出御、御直垂御上段御着座、自注、御床疊三疊重し、錦覆掛之、御褥御刀掛出之、御座座敷中、琉球人出座、於御下段御代替之御禮、美里王子御目見、御奏者番松平兵庫頭殿披露之畢而退、重而中山王繼目御禮副使者出座、豐見城王子御目見、御奏者番松平宮内少輔殿披露之畢而退、其後兩使自分御禮、一人充出座、御目見畢而退出、松平薩摩守殿家來拭椽にて御禮、太刀目録奏者番披露之、右未之刻相濟入御、御連枝方御登城、其外萬石以上之

面々、布衣以上之御役人、何も年始之通裝束にて登城なり、

御代替之使者 正使 美里王子、 副使 富盛親方、 附使 志堅原親雲上、 右筆 屋宜親雲上、 與力 嘉手紡親雲上、 同通詞 玉城親雲上、 同 湧川親雲上、 役人 仲峯筑登親雲上、 小姓 棚原里之子、 同童子 内間里之子、 富盛親方與力 前川里之子、 醫師 宮里安忠、 同 安慶田親雲上、 中山王繼目之使者、 正使 豐見城王子、 副使 與座親方、 附使 新城親雲上、 右筆 宮城親雲上、 與力 知念里之子親雲上、 同 喜屋武筑登親雲上、 同 久場筑登親雲上、 役人 伊佐筑登親雲上、 小姓 保榮茂里之子親雲上、 同童子 糸滿里之子、 與座親方與力 仲原筑登親雲上、 同 内嶺里之子、 座樂主取樂人 江田親雲上、 路次樂主取 佐久本親雲上、 別當 眞喜屋親雲上、 策次 照屋里之子親雲上、 樂童子 伊佐堂里之子、 同 根路銘里之子、 同 津霸里之子、 同小

姓より勤 内間里之子、 同 小録里之子、 同 野國里之子、 以上三十六人、

右之通登城、此外未々之者外下馬腰掛に残し置、一路次樂十六人、一牌持四人、一冷傘持二人、一中間四人、 以上惣人數百七十四人

御代替御祝儀獻上

一御太刀一腰、一御馬一匹自注、箱毛、一青貝中央卓脚、一同硯屏一對、一同籠飯一對、一羅紗自注、拾同二十間、一白縮緬五十卷、一畦芭蕉布五十端、一烏芭蕉布五十端、一大平布百疋、一久目綿百把、一壽帶香三十箱、一竹心香百袋、一香餅二十箱、一泡盛酒 十壺、

中山王繼目獻上、

一御太刀一腰、一御馬一匹自注、代金五十枚、二沉金中口卓脚、一沉金丸中口卓脚、一沉金籠飯一對、一烏芭蕉布五十端、一練芭蕉布五十端、一薄芭蕉布五十端、一太平布百疋、一久目綿百把、一泡盛酒五壺、

御代替中山王使者美里王子自分獻上、

一壽帶香十箱、一官香十箱、一太平布二十疋、

一 島芭蕉布二十疋、一 泡盛酒二壺、  
 中山王繼目使者豐見王子自分獻上、  
 一 官香十把、一 香餅五箱、一 練芭蕉布十端、  
 一 島芭蕉布十端、一 泡盛酒二壺、承寬雜錄、月堂見開集、枯木集  
 中山王書簡、

謹裁尺楮呈上閣下、恭聞、貴國大君新紹國統、四海昇平、萬祥畢臻、如吾小邦、亦不效華封之祝乎、今茲特遣小臣美里王子捧不腆之方物、從我薩摩少將吉貴、謹奉申賀儀、伏冀、諸大老採納焉、端達台聽、曷任悚踴之至、誠恐不宣、

寶永七年庚寅五月三日

中山王

尙

謹上

土屋相模守殿  
 小笠原佐渡守殿  
 秋元但馬守殿  
 本多伯耆守殿  
 大久保加賀守殿  
 井上河内守殿

同繼目書簡、  
 敬修尺素、奏表微志、去歲薩摩太守少將吉貴遵依鈞

命之旨、許寡夫嗣先人之業、敵國無異、歡忻何極、茲欲拜謝洪恩、從於吉貴遣小臣豐見城王子獻上帽褰之士宜、伏冀、以諸大老指教、端達台聽、不勝感激之至、誠惶不備、

寶永七年庚寅五月三日

中山王

尙

謹上

土屋相模守殿  
 小笠原佐渡守殿  
 秋元但馬守殿  
 本多伯耆守殿  
 井上河内守殿

琉球紀事、承寬雜錄、續武家評林、月堂見開集、枯木集

琉球國の印、寶永七年五月の書翰に見ゆ、鹽尻、寶永七年十一月十八日、琉球人登城、獻上手長役一組、道番四組、退出之節道番二組、御徒方萬年記、

通航一覽卷之九終

通航一覽卷之十

琉球國部十

○來貢寶永七年

寶永七庚寅年十一月廿一日、琉球人登城す、已後刻大廣間に出御、御小直衣を召せらる、前例は御白書院にて、御服も御長袴なり、其音樂を聽せらる、御所望あり、畢て松平島津、中將吉貴及び琉球人、ならひに吉貴家人にも饗膳を賜ふ、同日彼國より天英院殿にも獻物あり、御饗膳の事、前例なき所なり、

寶永七庚寅年十一月十九日

布衣以上之御役人 寄合 法印法眼

明後廿一日、琉球人音樂被仰付候間、大紋布衣素袍着用登城候様、可被相觸候、

十一月十九日

同月廿日

明廿一日、琉球人松平薩摩守芝屋敷より、増上寺表門通り通町へ出、芝口御門前より御堀端幸橋屋敷脇、按ずるに、此頃島津氏上屋敷なり、夫より日比谷御門、八代洲河岸龍之口井上河内守屋敷前、腰掛後通り大手御門より

登城之事、

十一月廿日 以上、合條錄、靈教類典、

寶永七年十一月廿一日

一 琉球人登城、音樂被開召付、已刻登城、申刻退去、道筋松平薩摩守芝屋敷より増上寺表門通り町、芝口御門御堀端幸橋薩摩守屋敷脇、日比谷御門、八代洲河岸通り龍之口井上河内守屋敷前、腰掛後通り大手御門より出仕、行列并道筋等警衛、先日之通御玄關より殿上之間下段着座、從者は同次之間に列座す、下官等先日之通り、  
 一 使者并從者下乘下馬如先日、御玄關到階下時、板椽の大目付出向而令指圖、殿上間下段着座、從者は同次之間に列居、下官は御玄關前庭上に群居、  
 一 音樂に付出仕之面々、四品以上は狩衣、諸大夫は大紋、且又布衣素袍着之、  
 一 松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段に着座、大廣間御次に御譜代衆、詰衆同並、其外諸役人、寄合、法印、法眼、醫師等伺公、椽類に詰衆、御奏者番、諸番頭、諸物頭、諸役人、西之椽類に高家列座、出御以前より薩摩守大廣間下段下より五疊

目東之方に着座、御向之椽に疊敷之、兩使椽類通敷居際に伺公、樂人は御向に列座、

一已後刻大廣間出御、御先立、井上河内守、御太刀、大澤右衛門督、御劔、宮原刑部大夫、按ずる内守は老中正等、右衛門、厚疊三疊金入を以包之、督刑部大夫は高家なり、御上段四つ之角に大總付之、御劔御刀掛有之、御着座之後座に、間部越前守、御用人登殿、御小姓衆、御太刀役、御劔役、

一御側衆御小納戸衆者、御納戸構に罷在、若年寄衆は西之御椽類に伺公、松平肥後守、老中松平下總守下段西之方に着座、御藤中與御小姓揚之、音樂初る、名帖、大平調、桃花源、不老仙、揚香、自注、壽尊翁、自注、御所望、長生苑、自注、樂、芒蘭香、自注、壽星老、自注、正月、自注、三線歌、自注、清曲、午下刻樂畢而御簾垂之、薩摩守は御次、琉球人は殿上之間に退座、松間衝立引之、御簾揚之、重而薩摩守出座御目見、奏者番松平宮内少輔披露之、中段迄被爲召之、老中御立合言上、上意有之、退座畢而下段敷居際立御、萬石以上之面々、其外出仕之分一同御目見入御、薩摩守并琉球人兩使樂人

等に至迄御饗應被下、薩摩守に紅葉之間に而御料理被下之、自注、金銀三汁十菜、老中出座及挨拶、一兩使は、殿上之間下段御料理被下之、自注、右同前、承寬雜録に、進物番衆給仕あり、一樂人は、柳之間に而御料理被下之、自注、三汁八菜、一從者は、柳之間次に而御料理被下之、自注、三汁八菜、承寬雜録に、副使樂人等は、小十人衆給仕あり、一薩摩守家來は、蘇鐵之間にて御料理被下之、自注、表坊主、一虎之間御小姓組御書院番出人廿人つゝ、大廣間四之間大御番出人七十人、但各素袍着之、一出仕之面々、乗物は大手之方除之、内櫻田之方に置之、一兩使之橋は、下乗橋之張番所際に置之、紅葉間饗應奉行 岡部備中守、按ずるに、御書院番頭なり、給仕大紋に而進物番三人、殿上之間下段饗應奉行 阿部遠江守、稻葉紀伊守、川勝能登守、按ずるに、此三人は、給仕同前六人、御書院番頭なり、鈴木飛騨守、石丸五左衛門柳之間次饗應奉行、大島織部、按ずるに、此三人は、給仕素袍に而、小十人組小十人頭なり、

五十人、

一御城中勤番、中之御門、御籠地頭、平野九左衛門、塀重御門、御弓頭、赤井七郎兵衛、御臺所口中之口前、御籠地頭、布施出雲守、一出仕之面々、音樂過琉球人御料理被下候内、可爲退出、此時塀重門より可出之、大手は人込候間、櫻田より退出候様可申候、一薩摩守家來、蘇鐵之間屏風仕切、給仕表坊主、一殿上之間御饗應、美里王子豐見城王子右二人一座、一音樂之節御目通に罷出候者共十六人、富盛親方、與座親方、江田親雲上、照屋親雲上、安慶田親雲上、保榮茂里之子、棚原里之子、森山里之子、伊舎堂里之子、根路銘里之子、内間里之子、小祿里之子、津瀨里之子、野國里之子、内嶺里之子、糸満里之子、右十六人、一殿上之間金銀御振廻、自注、三汁十一菜、赤貝、大小調、本日次記、寶永七年十一月廿一日、琉球人登城、奉奏樂曲之名數太平調、自注、鎖呐、照屋親雲上

横笛 内間里之子 同 津瀨里之子 鼓小調、新心  
伊舎堂里之子 銅鑼兩班 小祿里之子 三金  
根路銘里之子 三板 野國里之子  
桃花源自注、鎖呐 照屋親雲上 横笛 内間里之子 同 津瀨里之子 鼓兩班 伊舎堂里之子 銅鑼金鑼 小祿里之子 三金 根路銘里之子 三板 野國里之子 不老仙 太平調 役人同前 揚香自注、管 伊舎堂里之子 胡琴 内間里之子 壽尊翁自注、長線 津瀨里之子 琵琶 伊舎堂里之子 終 依御好相勤候樂曲名數 太平調 役人同前 長生苑自注、右 同 前 芒蘭香自注、壽星老自注、管伊舎堂里之子、二線小祿里之子、三線内間里之子、同津瀨里之子、四線根路銘里之子、同野國里之子、正月自注、長線小祿里之子、琵琶根路銘里之子、三線歌自注、三線内間里之子、同津瀨里之子、終

右畢而、同日樂人十六人、時服三領宛被下候、  
記琉球紀事、月堂見  
聞集、續武家評林、  
琉球座樂器圖

哨 鎖



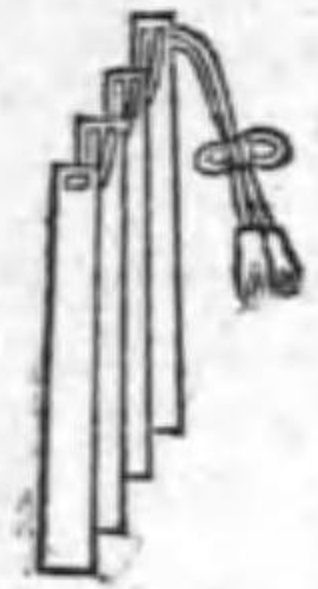
金 三



板 三



班 兩



鑼 金



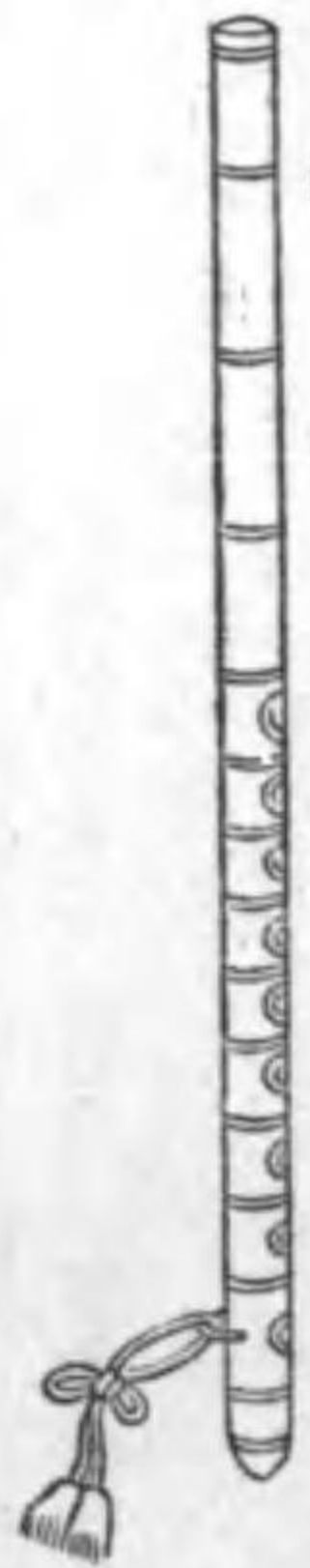
鑼 ) 銅



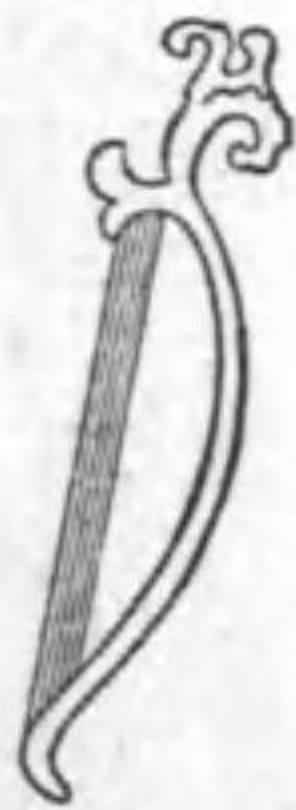
管



橫 笛



子 弓



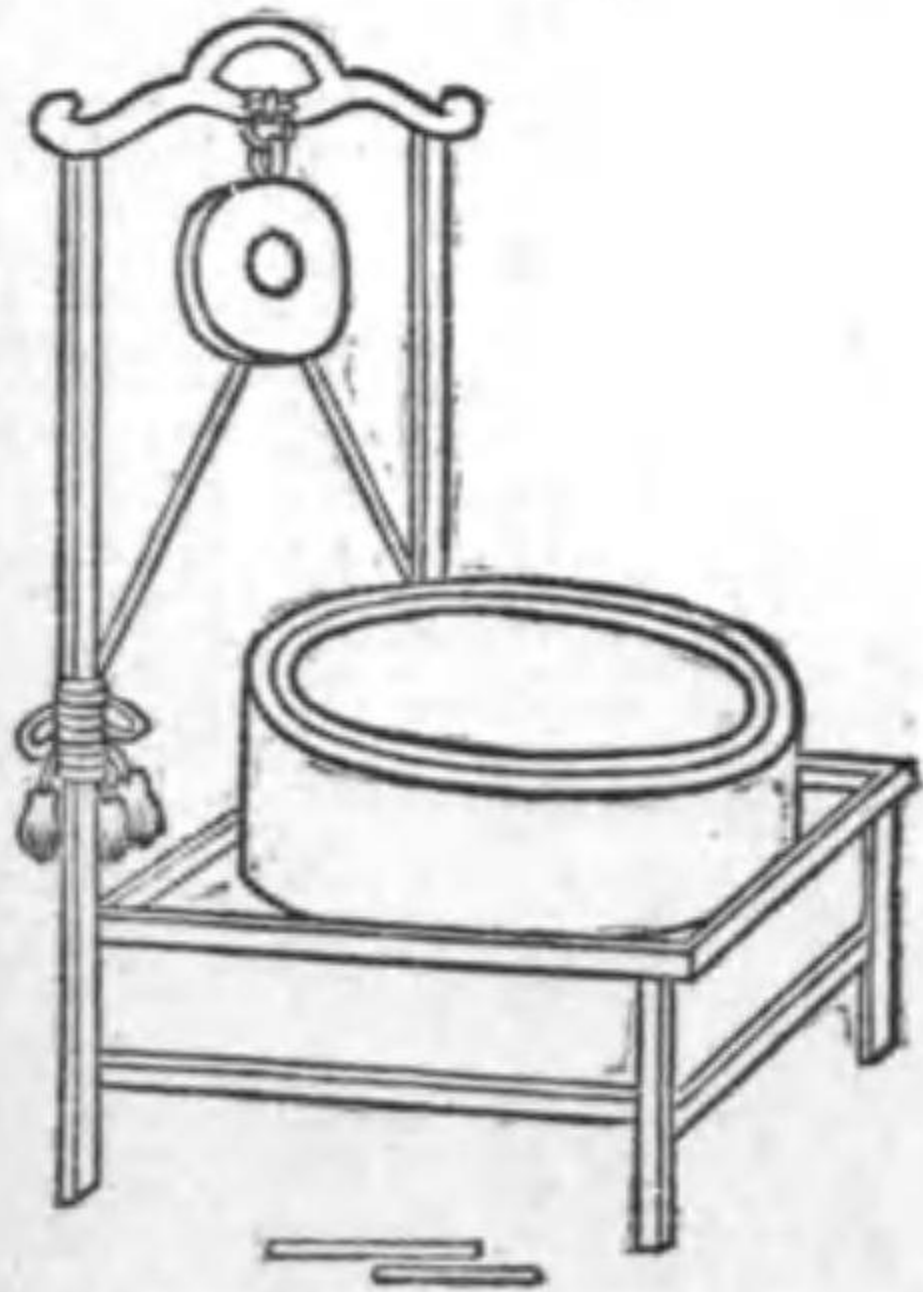
線 二



琵琶



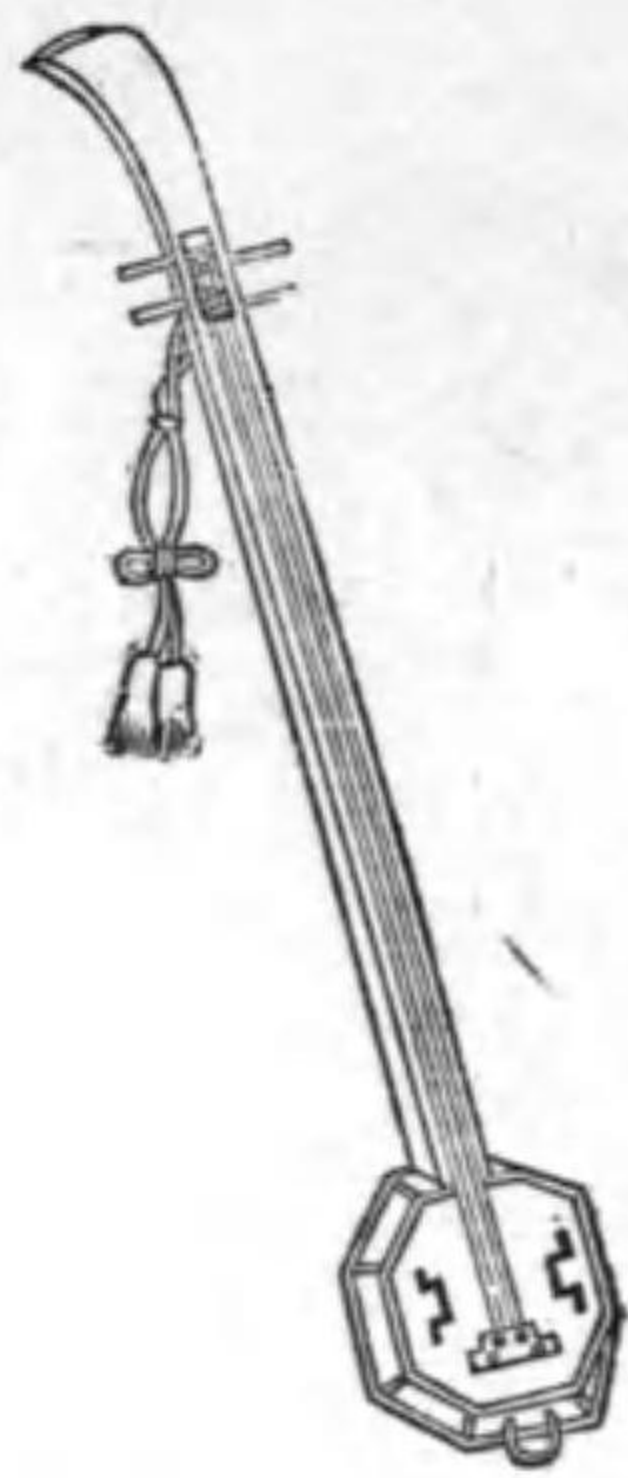
鑼 銅 小 (鼓)



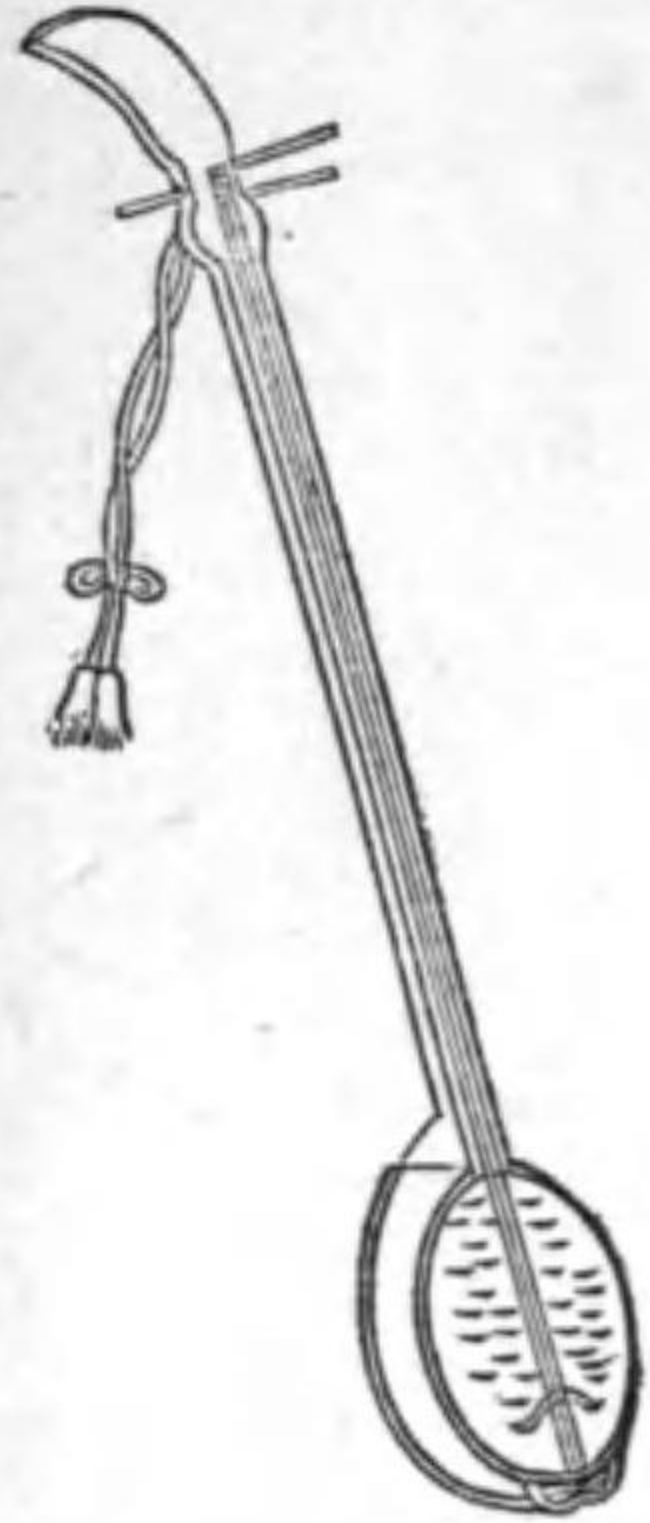
線 三



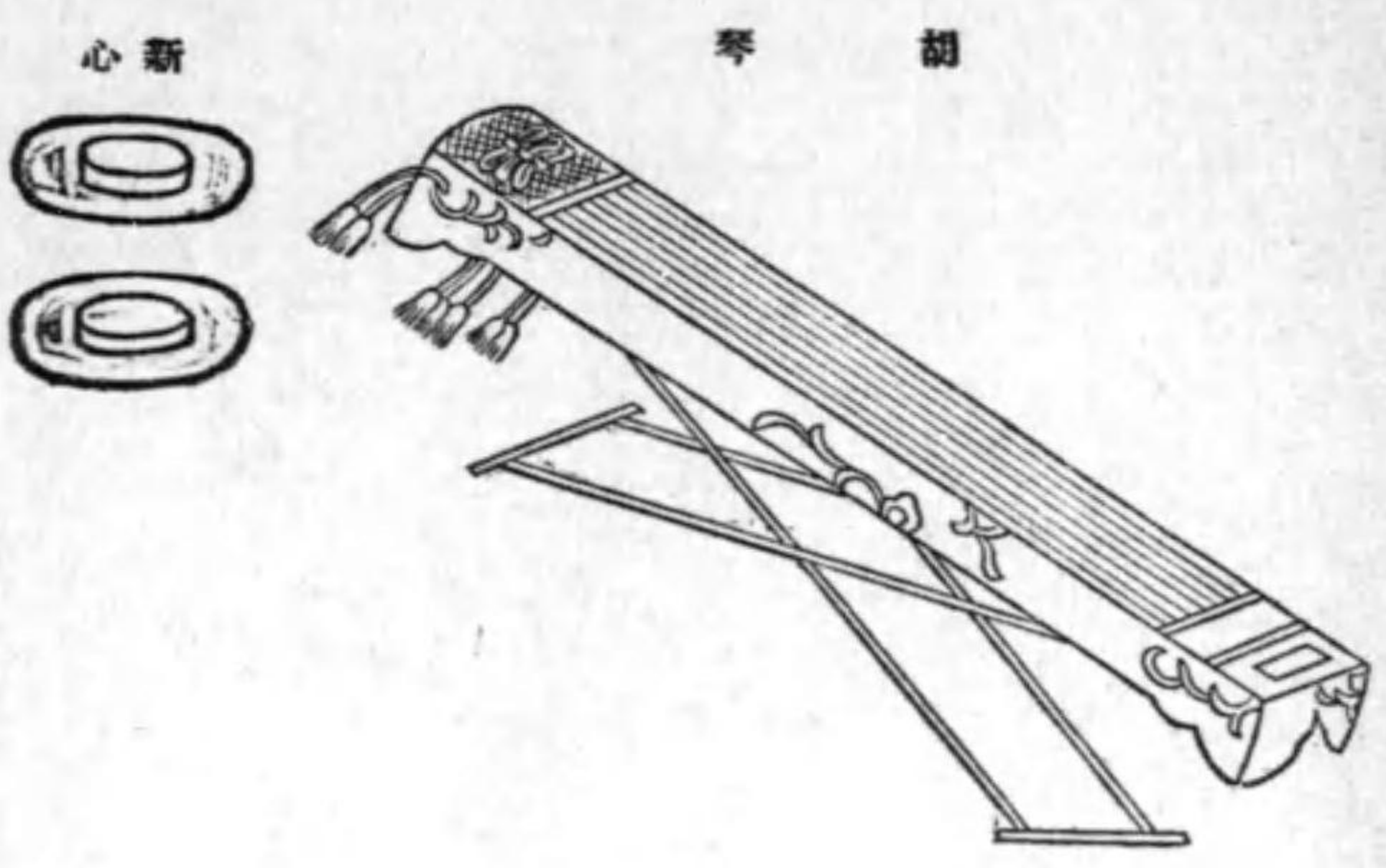
線 四



線 長



寶永七年十月廿三日、巳刻、琉球國之兩使登城、大廣間に出御、萬石以上諸大名布衣以上諸役人惣出仕、



琉球人之歌、自注、エテ、ソフク、  
 キウノフウラシヤ、ツホデラル、ハフノ、ツユ  
 キヤタユトニ、ハリハリ、  
 右之通、文句三十口宛となへうたふ也、月堂見聞集  
 寶永七年十一月廿三日  
 一於御本丸、琉球人ハ被下候御料理獻立、金銀御振舞、但二人前、一人前餘腹有之、  
 本膳木地丸角三汁十一菜  
 繪鯛、赤貝、きす、栗、 汁、鶏、よめな、大根、松、 香物小角、  
 煮物、串子車、みひ、包、玉子、 飯  
 二  
 香盛、  
 杉箱、鮫、くわひ、 小角、鮫、わた、 汁、調、せきり、 切焼、味、  
 漬鯛、  
 三  
 色付地紙、大くま、 刺躬、鯉子、付、 九年母、 汁、鶏、入、  
 二之、腕、いり、鳥、雁、 一焼、小、鯛、 肴、足、打、紙、敷、 肴、焼、鹽、山、  
 吸物、大、わき、 花、み、  
 附後段

酢和、むき、蜜柑、大、 浮麩、 香物小皿、  
 茶菓子、圓まんちう、水栗、 後菓子、かすていら、蜜柑、枝、柿、  
 一柳之間にて御料理三汁八菜四十人前被下、雜事記、  
 寶永七年十一月廿一日  
 御臺様ハ獻上目録寫  
 御代替之御祝、自注、如此、かなしん上、  
 壽、たひ香、二十はこ、 しゃひん二はこ、 りう  
 せんかう五十袋、 いしの人形二たい、 玉の  
 風鈴一つい、 ちんきん御りや、 一通、 どんす二十  
 本、 たいへいふ五十疋、 あやどんす五十た  
 ん、 あはもりさけ五つほ、 以上  
 ちうさん王 せう 益  
 國王繼目、しん上、  
 御かもし五かけ、 いしの手か、み二帖、 玉  
 の硯屏一さう、 青貝御卓一脚、 ちんきんの  
 籠飯一つい、 ちりめん五十卷、自注、紅三十卷、  
 はせを布五十たん、 あはもりさけ三つほ、  
 以上、  
 ちうさん王 せう 益

右目録を、薩摩守家來御城ハ持參御玄關より差上、  
 檜之間に而御留守居松前伊豆守ハ渡之、月堂見聞集、  
雜事記、但し柳營日次記には、獻上賜物、さもに廿五日と記  
し、雜事記には、十八日御禮の時とす、恐らくは非ならん  
 同月廿二日、明日琉球人御暇により、道筋警固及ひ賜  
 物持運の爲、御徒出役の事を御徒頭に命せらる、同日  
 出仕の輩、衣服制限等の觸あり、  
 寶永七年十一月廿二日  
 琉球人御暇に付、道筋松平薩摩守芝屋敷より、直に  
 登城候、如音樂之時、八代洲河岸通警固之儀、前々  
 之こと可被相觸候、  
 十一月廿二日、令條錄、  
 寶永七年十一月廿二日、憲教類典、  
 薩摩守下屋敷より上屋敷邊迄 御徒二組  
 同上屋敷より大手迄 同 二組  
 右如前々之警固之儀可被相觸候 御徒一組  
 右麻上下着之、琉球人ハ被下物運候様可被致候、  
 十一月廿二日御徒方萬年記、  
 寶永七年十一月廿二日  
 一萬石以上在府之面々ハ、明廿三日琉球人御暇付

而、直垂狩衣大紋着之、五半時可有登城旨、從老中以切紙相達之、御日記、

寶永七年十一月廿二日

布衣以上御役人

法印 法眼

明廿三日、琉球人御暇に付、大紋布衣着着之、五半時登城候様可被相觸候、令條錄、憲教類典、

同月廿三日、琉球人御暇により、午刻大廣間に出御、前例御暇の時、出御なし、こたひ及び正徳度に出御あり、享保度よりまた古復せられし見ゆ、中山王尙益に上意賜物、其恩賜例に及ひ使者御暇賜物の事を、老中より中將吉貴に傳ふ、兩使板椽にをいて拜謁す、天英院殿よりも、また賜物あり、

寶永七年十一月廿三日、兩使御暇付而、登城行列道筋并警衛等、如先日御先立河内守、御太刀大澤右衛門督、

同月廿三日

一去廿一日音樂被仰付候琉球人々、時服三宛被下之、今日薩摩守家來に相渡、

一兩番大番之出人如御禮之時、

一警衛、中之御門御敷地頭金田新太郎、塀重御門

御弓頭近藤源左衛門、御臺所口中之口前御敷地頭山村十郎左衛門、御日記、

寶永七年十一月廿三日

一琉球御兩使御暇被仰出候付、午刻大廣間出御、御上段御着座、自注、辨直垂厚裝、前列座之面々先日之通御禮御刀掛有之、使者從者殿上之間大廣間、惣體御座敷規式先日之席に滯座、老中御前召之、中山王より以使者進物御喜悅之段、次に兩使御暇被下旨上意有之、薩摩守河内守より申聞之、薩摩守同道之、於彼席兩使に上意之趣、兩度に河内守傳達之、且兩使自分之被下物之儀申渡之、河内守御前召罷出御請言上退去、薩摩守出席下段敷居之内に御目見、池田丹波守披露之、中段迄召出之、兩使遠路罷越太儀被思召候旨上意有之、老中御取合有之、此時薩摩守下段、下より五疊目東之方に着座、兩使一人宛於板椽御目見、奏者番披露之、畢而大目付横田備中守、松平石見守案内、直に柳之間相越、中山王に被進物彼席に并置、使者に見せ、夫より殿上之間に罷越、御代替に付、白銀五百枚、綿五百把、金襴二十卷、中山王に、

御弓頭近藤源左衛門、御臺所口中之口前御敷地頭山村十郎左衛門、御日記、

自分代替に付、白銀五百枚、紅白羽二重百疋、八丈島五十反同人に、右並置、使者に見せらる、殿上之間に退去、加賀守申渡之、

一四品以上之面々着座より、直に御前に罷出御目見、老中御挨拶畢而退去、御簾垂之、中興御小姓役之、此時仕切之衝立後之間御同朋引之、畢而御簾揚之、下段御敷居際立御、萬石以上之面々、其外一同御目見相濟而入御、中山王に被進物目錄、并老中より之返簡箱に入、奏者番松平兵庫頭石川近江守持參、兩使に相渡之、相濟而老中殿上之間に出座、此時薩摩守遠路相越太儀に被思召候旨、上意之趣兩使に申聞之、其後兩使に之被下物、進物番持出之、

白銀二百枚、時服十、

同斷

殿上之間二之間に而、

銀三百枚宛

蘇鐵之間に而

小袖三宛

美里王子

豐見城王子

兩使之從者

惣中

樂童子并

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

小姓

但是は、去廿一日申渡有之、今日相渡、兩使頂戴、此内從者は拜領物之儀も、兩使に申渡、兩使御禮有之退去、此時薩摩守出席、御禮述之畢而、大目付差圖有之、使者退散、大目付仙石丹波守折井淡路守御立關階下迄先立、兩使退去、登城退出之道筋、去廿一日之通、殿中出仕之面、先日御禮日之通裝束、柳營日記、

寶永七年十一月廿三日登城、御返簡并被下物有之、

大使美里王子來接琅函、就審遙聞御代初、即獻方物

以進賀、特有仰旨、禮待踰常儀、誠是賢藩之榮幸也、

賜物如目錄附歸使訖、事具可在薩摩中將報知候、誠恐不備、

寶永七年十一月廿三日井上河内守源正岑

大久保加賀守藤原忠増

本多伯耆守藤原正永

秋元但馬守藤原喬知

土屋相模守源政直

奉復中山王閣下

信音累至、仍承爲告賢藩承襲事、特差使臣豐見城王子獻方物、以進謝誠意、遠著褒拜愈加、幸甚之至候、

賜物如別錄附使者還、餘悉薩摩中將可有報聞者也、誠恐不備、

寶永七年十一月廿三日 御連判如前

奉復中山王閣下琉球聘使記、琉球紀事、承寬雜錄、續武家評林、月堂見聞集、枯木集、

寶永七年十一月廿三日

御臺様より御代替に付御返禮、白銀二百枚、繪子

染物百反、按ずるに、柳營日次記には、織目之御返禮、

白銀二百枚、色大紋羽二重百反、以上、月堂見聞集、雜事

記、柳營日次記、但し柳營日次記には、廿五日あり、

寶永七年

御臺様より琉球へすぬいの小袖を被下候也、あの方の闔中へ可持參也、これを殊之他に悦び、床へ出し置見物仕候由、中村兵筆記抄、

同月晦日、琉球人東叡山御宮に參拜す、獻備あり、大目付御目付等出役す、御宮廻り御警衛御徒一組、山内警衛大名三人なり、

寶永七年十一月廿二日

上野御宮の琉球人參詣道筋、松平薩摩守芝屋敷より、此間穿城之通、日比谷御門通、八代洲河岸通并上河内守屋敷前、腰掛後通大手前より一ッ橋御門

を出入、護持院表門前、按ずるに、護持院は元禄元年神田橋外に移され、其跡一橋外まで明地なる、但し享保二年焼失の後、大塚に此道筋前例と異なり、其故ありしにや、夫より神田橋之外御用屋敷前通より、筋違橋本多信濃守前を通り、直に仁王門の罷越、御宮の參詣、夫より文珠樓の出、宿坊明王院の暫立寄、歸り候節は此間伺之道筋可罷通候、

寶永七年十一月廿二日令條錄、靈教類典、

寶永七年十一月廿六日、來晦日上野御宮の琉球人參詣に付、上野御宮廻、御番丹羽權兵衛組共、道番六組、御徒方萬年記、

寶永七年

琉球人上野御宮の明晦日、明六半時芝より出立參詣仕候等に候間、先日も相觸候通、掃除等入念不作法無之様、横町横町にも相通、急度相守可申候、此旨町中可被相觸候、以上、

十一月廿九日

町年寄三人正寶事錄、

寶永七年十一月晦日

一東叡山御宮の、琉球人參詣に付、勤仕之面々、

堀田伊豆守

青山下野守

板倉甲斐守

大目付 仙石丹波守

折井淡路守

御目付 鈴木飛驒守

堀田源右衛門

右相越

一東叡山御宮御廻り、御徒頭 丹羽權兵衛

一道番御徒六組勤之、御日記、

寶永七年十一月朔日

一昨晦日琉球人兩使、上野御宮參拜に付、本多彈正少弼、森川出羽守、按ずるに、ともに、寺社奉行なり、仙石丹波守折井淡路守罷越、自注、御宮參拜之次第、別紙有之、來朝記に委し、柳營日次記、

寶永七年十一月晦日、琉球人上野參詣に付、

一石橋より仁王門迄堀田伊豆守、仁王門より文珠樓迄青山下野守、板倉甲斐守、

一御宮准后御所の、中山王并兩使獻上有之、同返禮有之、雜事記、

寶永七年十一月晦日、琉球人東叡山の參詣、戻り通

町也、琉球紀事、

十二月二日、琉球人老中若年寄、同四日、御三家方に

十二月二日、琉球人老中若年寄、同四日、御三家方に

まいる、同十八日、江戸を發して歸國に赴く、其毎度町觸あり、正徳元辛卯年正月八日、琉球使伏見に着す、時に新井筑後守御使を奉はりて、京師に在りしが、兼て仰の旨あるにより、往て兩使に面す、澗府中、子に甚所井上因頼より關基の免狀を授く、また遠江國濱松縣に在りて、美里王子の家人病死せり、屋真里之

寶永七年十二月二日、琉球人御老中方の參上、山王町通敷寄屋橋の入、琉球紀事、續武家評林、枯木集、

寶永七年十二月

覺

明四日天晴能有之候得は、琉球人御三家方に參り候道筋、松平薩摩守芝屋敷より、新堀端を罷越、土器町秋田信濃守中屋敷、上杉民部大輔中屋敷前より、市兵衛町南部遠江守屋敷前、松平大和守屋敷脇、溜池端を通り、赤坂御堀端四谷御門外御堀端を通り、市谷田町八幡前より、尾張殿屋敷の相越、夫より市谷御堀端を通り、牛込御門之外、御堀端船河原橋通り水戸殿屋敷の相越、夫より市谷御門之内、大手通り四谷御門之内より、麴町紀伊殿屋敷の相越、歸候節、松平庄五郎屋敷門前、永田馬場より虎御門外、松平大和守表門、天徳寺裏門前通り、西

久保八幡前より、土器町新堀端を通り、芝薩摩守屋敷に罷歸候、尤人留に不及、乍去琉球人行列を妨行割不申、見物人作法無之様に、町中可相觸候、以上、

十二月 令條錄

寶永七年十二月四日には、琉球人御三家方廻る、道筋赤坂通、同八日松平薩摩守菩提所へ按するに、高参詣、琉球紀事、續武家評林、枯木集

寶永七年

覺

明十八日朝五半時、琉球人御當地出足候間、町中不作法等無之様にいたし、火之元之儀念入可申候、参府之節相觸候處、見物之者殊之外込合候由有之間、名主致下知、月行事見廻り、兩木戸脇之家主、木戸に附罷在、見物之者不込合様いたし、尤喧嘩口論無之様に可申付候、其外参府之節、相觸候通相心得候様に、町中此旨急度可相觸候、以上、

寅十二月十七日

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店借下々召仕等まで爲申聞、急度相守可申候、少も油斷

有間敷候、以上、

十二月十七日

町年寄三人正寶事録、

寶永七年十二月十八日、琉球人兩使、其外今日江戸發足、柳營日記、

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足歸國に赴く、里之子自注、小童なり拜領之時服を仕立着之、美々敷事也、承覽續錄、琉球紀事、續武家評林

寶永七年十二月十八日、琉球人江戸發足、正徳元年辛卯年正月六日、江州大津に着、月堂見聞集、

寶永七年八月廿三日、某を按するに、新井勳解御使として京都に遣さるへき事あり、其期は九月琉球貢使來らん後、爰を立て十一月には罷歸るへきよし、内仰を蒙りしか、彼使風便能からずして、來るへき期を愆りしかは、其來るを待に不及、十月十二日に打立、同廿四日京に入りぬ、正徳元年辛卯正月在京の内、琉球の使聘事終て、歸るとて伏見に來り止ると聞て、同き八日にかしこに在る薩摩守の第に行向ひて、美里豊見城兩王子等に相遇ふことを得たり、是兼てより仰下されし事なりしか故也、白石私記、

寶永七年、琉球人逗留之内、屋良里之子と本因坊圍碁あり、屋良三ツ置按するに、前の免狀によるに、負る碁、庚寅之冬、琉球國屋良里之子從王子而來、在于江府薩摩侯羽林吉貴之第、薩摩侯受官命與屋良圍碁、屋良着三碁子對國手本因坊、予在傍觀之、且以定其手品、蓋因中山王之請也、予許之、對國手着二碁子焉、觀其下子、資稟不庸、工夫有素、積以歲月、而真積力久、則其進也豈可量哉、惜乎接遇日淺、離別期近、而教誨之不數多、雖然碁之爲方、厚於陰陽變化之理、治國治人之方、盡存於此、其要在於方寸之間而已、歸帆之後勉焉、不怠專心致志、則雖隔千里猶咫尺、斯道在己、豈求外哉、

寶永七年庚寅抄冬之日

日本大國手 井上因碩

呈示琉球國屋良里之子月堂見聞集、

寶永七年、琉球人屋良里之子へ、本因坊より按するに、井上因碩の誤り贈られたる碁之免狀、林家門人樋口彌門書之、其頃は久保加賀守儒臣也、如官日簿抄、寶永七年十一月二日、遠州濱松にて官人壹人病死、なめた西見寺に葬す、琉球人好如此、

琉球姓中西筑登之墓

燕姓中西筑登之者、琉球國中山王使美里王子家臣也、從美里王子往江都、時寶永末年十一月二日因病死、葬於遠州濱松驛、行年四十、埋屍於西見寺者也、  
同國官人泣血誌

一鳥綿入壹ツ古郷に送り候、富士介と申家頼預る、一毛氈壹ツ 一籠壹ツ 一藥鍋壹ツ 一線香 西見寺に 一金貳百疋 西見寺に 一金三百疋

導師宗源院に 一金貳百疋 西見寺齋料 一練布一反宛 梅屋市左衛門、組頭平左衛門、問屋吉左衛門、一金貳百疋 宿源左衛門 一鳥目壹疋

文 下男下女 一銀五拾目餘 石碑代自注、高二尺、將基頭臺高五寸、國風之由、雜事記

正徳元年辛卯年五月十五日、松平島津、中將吉貴に明年の參觀を許さる、

正徳元年辛卯年五月十五日、松平薩摩守琉球人召連參候に付、來年參府御免、文露叢、

同二年辰年九月廿七日、云々年參府の使者歸國御禮として、中山王尙益より使札献物を薩摩國に渡す、此

日吉貴よりこれを奉るに、老中より返翰を出す、十二月廿七日、返翰御用奉はりたる儒者服部清助、寄



合佐々木萬次郎に時服を賜はる、證は薩摩國來、實の條にあり、

通航一覽卷之十一

琉球國部十一

○來貢正德四年

正德四甲午年六月五日、當秋琉球人參府により、薩摩國より大坂まで渡海中、風波の時浦々保護の事、及び往來の商船等彼船に近づくまじき旨の令條を、老中より大坂御城代内藤豐前守弉信に渡す、またかれ往返ともに、美濃路通行たるよしを道中奉行に達す、これらの事、は、同年七月、彼使者薩摩國に着岸す、このし、しめて見ゆ、同年七月、彼使者薩摩國に着岸す、來貢、實永を去こさざらざるにより、賀慶使のつた猶豫あるへきのよし、老中評議ありし、島津氏の中すむれに任せられて、參府あるへきに決す

正德四年甲午年六月五日御書付

一當秋松平薩摩守、琉球人召連參府に付、薩州より大坂迄渡海之内、若風波荒候節は、浦々より船を出し挽入候様可被申付候、歸國之節は薩州迄も、右同斷可被心得候、  
一右琉球人渡海之節、於泊々往來之商船等、琉球人乗候船に無遠慮入交繋、又者不限晝夜船中をの

通航一覽卷之十終

そき、或は怪敷船杯も乘廻候儀有之由相聞候、當秋琉球人參府之節、右之泊々往來之商船等片付繋、其外不作法に無之様、浦々可被相觸候、尤歸國之節も右同斷に可被心得候、

右之趣、大坂町奉行御船手可被相達候、

右書付、御城代内藤豐前守在府に付、河内守據す、老中井上、漢之、正峯、

當秋琉球人罷越候節、參府歸國共に美濃路を相通候筈に候間、可被得其意候、

右書付、道中奉行大久保大隅守河内守渡之、御日、德年録、大坂、令補遺、

正德四年當冬琉球人參府のよし、兩使與那城王子は、吾大樹御代始の御賀を献する使、金武王子は自嗣封を謝し奉禮使なり、されは兩使來聘の事、九月十四日柳營に達せしに、諸大老議していは、庚寅の兩使薩侯家其費用を辨す、此度又兩王子の東來打續、其費すくなしとせす、只々大樹を賀する使は、しはらく延引可有かと、しかれども島津家曰く、中山王尙益壬辰の冬薨せらる、されは先年より中山王薨し、世子の喪過て、清朝より冊封使を受、我

邦にをいては三年の喪を待す、彼國王嗣位の忝きを謝し奉る例、島津家に定めおくところなり、明年は清の冊使彼國に到るへしと、仍て此般兩使關東に赴くと云々、

兩王使並陪臣等六百餘人、去る七月鹿兒島へ着岸なり、但し暴風により献貢の船入津せず、故に兩使の東向冬に至る、覽尾、承、寛雜録、

同年九月廿九日、御目付二人、十一月十八日大目付二人御用掛りを命せらる、十月廿六日程なく參着により、叙爵及び布衣仰付らる、輩あり、

正德四年九月廿九日

當十一月、琉球人松平薩摩守召連相越に付、御規式等御用、

御目付 鈴木伊兵衛

稲葉多宮

同年十一月十八日

琉球人罷越付而、御用被仰付候、

大目付 横田備中守

中川淡路守以上、御

正德四年十月廿六日

一押付琉球人參府に付而、諸大夫被仰付候面々、  
御書院番頭 本多主水 改淡路守 御小姓組番頭 秋元隼人 改隼人正 三枝右  
御書院奉行 近改丹波守 朽木彌五左衛門 改丹後守  
 一布衣被仰付候面々、

火消 戸田 勲 負 御説頭 齋藤善右衛門  
御書院番頭 久世三之丞 御小姓組番頭 井上源藏  
御徒頭 高田忠右衛門 同 諏訪兵部  
同 吉田小右衛門 西丸裏御門番頭 松平金七郎  
拂方御納戸頭 渡邊久左衛門 御腰物奉行 野々山源右衛門  
二丸御留守居 伊東刑部左衛門 奥御右筆組頭 本目權左衛門  
 同日、奥に而、

任官 御小姓 石川助之進 改駿河守  
 小山宮内改宮内少輔  
 安部主計改主計頭  
御小納戸 柳生十郎右衛門  
 布衣 建部彦次郎

十一月琉球人參着の時、市中見物人の作法、及び道造  
 等の町觸あり、  
 正徳四年十一月廿二日

覺

琉球人參候付、見物に罷出候者共、大勢可有之候、  
 町中に立留らせ候而は、往還之障に可罷成候間、立  
 やすらひ不申様可仕候、此旨町中可相觸候、以上、  
 午十一月

右之通、被仰渡候間、町中家持は不及申、借屋店か  
 り裏々之者迄爲申聞、急度相守可申候、此旨町中可  
 被相觸候、以上、  
 十一月廿二日 町年寄三人

同日、奥に而、

覺

琉球人通り候道筋、品川邊見物大勢可有之候、琉球  
 人輜昇等人多、樂をも仕候故、場廣無之候而は難罷  
 通候間、見物之者共、道之障に不罷成候様申付候、  
 右之通、被仰出候間、町中可觸知者也、  
 午十一月廿三日

右之通、被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借  
 裏々之者共迄爲申聞、急度相守可申候、此旨町中不  
 殘可被相觸候、以上、  
 十一月廿三日 町年寄三人  
 同日、奥に而、

覺

一明日、琉球人御當地に參着申候間、町中不作法無  
 之様、急度可申付候、見物仕候者共、庇より外に  
 不可罷出、琉球人通り候刻、指差高笑仕間敷事、  
 一琉球人參着申候に付、通り筋之町々道を造、惡敷  
 所は砂を入可申候、泥土などに而作り申間敷候、  
 勿論隣町と申合并能、早々造可申候、少も遅々有  
 間敷候、琉球人到着之日は、水を打手桶面々家之  
 前にならへ置、無油斷琉球人通り候少前、水を打  
 可申事、

一琉球人通り候刻、名主下知致し、月行事かけ廻  
 り、不作法無之様可申付候、兩木戸脇之家主、木  
 戸脇之家主木戸に付罷在、喧嘩口論無之様申付  
 可申候、琉球人登城之日、又者上野増上寺に接す  
 此後の參府に、増上 參詣之節、次に爰許發足之日、可  
 寺の事所見なし、

爲右同斷事、

午十月廿五日

右之通被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借下  
 下召仕等迄爲申聞、急度相守可申候、少も油斷有間  
 敷候、以上、  
 十一月廿五日 町年寄三人 正寶事録、大  
 成令補遺、

同日、奥に而、

正徳四年琉球王府の使、九月九日薩州鹿兒島府を  
 出で、十月大坂に着船、十一月六日大坂を發し、  
 に出船及び道中の日次、月堂見聞 按す  
 集と異れり、其是非いま決し、同廿六日江府に入侍  
 る、御年寄大和守豊後守河内守 按す、大和守は久世  
 河内守は井上 重之、豊後守は阿部正高、  
 正峯なり、より出されし諸驛への廻文休宿附略之、  
 鹽尻、

正徳四年、此度將軍御代替に付、琉球人來聘、午の  
 十月三日薩州鹿兒島出船、同廿七日大坂着、十一月  
 三日伏見へ着、同七日江戸下向、同廿六日江戸着、  
 松平薩摩守殿行列、先乗騎馬、弓三十張九所黒藤、

靱黒ぬり金紋、手明二人の間に一人充矢箱三荷、黒塗金紋、騎馬弓頭、鍵、挾箱、長柄三十筋、白鳥毛青貝の柄、手明同斷、騎馬鍵頭同斷、鐵砲三十挺、葛籠馬壹疋、但し是は先へ參候、引馬五疋、荷挾箱十荷、臺傘、堅傘、督儀、空穗、黒熊毛調度掛貳荷、半弓朱重藤、矢鷲羽ふし、つけ旗竿二本、旗箱二、弓臺四組、七所銀藤金のいつかけ、羽袋黒塗金の唐草打出し具足櫃三荷、對挾箱、熊皮なげさや二本、白熊鍵二本、白大鳥毛長刀一、徒歩六十人、刀筒二人、乗物供廻り、白熊十字文一、白鳥毛一、引馬三疋、茶辨當二荷、替乗物挾箱二十五、供鍵十本、乗物醫師六人、知行取衆數不知、引馬二疋、具足櫃、弓臺二組、對挾箱、大鳥毛對の鍵長刀一、徒歩十人、乗物肝付主殿、引馬二疋、具足櫃一荷、弓臺二組、對挾箱、對鍵、徒歩十人、乗物森川利右衛門、引馬二匹、弓十張、矢箱二荷、長柄十筋、具足櫃、徒歩十人、乗物比志島隼人、供廻り大勢、

琉球人行列、

乗物座樂主取一人、供四五人、長刀持一人、鍵持一人、傘持一人、役人左右二人、猩々皮の頭巾、淺黃こ

紅との縫合の裝束、朱の棒を持、旗左右二本、緋縮緬金字に金鼓の二字あり、柄朱ぬり、手明一人宛、裝束同上、金鼓左右二人、裝束同上、笛左右二人、裝束同上、喜築左右二人、笛左右二人、銅鑼左右二人、裝束手明同上、旗左右二本、緋ちりめん文圭星の圖あり、手明一人宛裝束同、引馬二匹、乗物別當一人、供鍵、長刀、傘、茶辨當、挾箱、用物箱一荷、牌持一人、黒塗金字中山王府の字あり、手明一人、牌持一人、黒塗金字に賀慶正使の字あり、手明一人、書翰箱惣地柘色、金字に書翰の二字篆文にて書之、乗物副使一人、供道具同上、冷傘緋縮緬三幅縫合、上に金の玉あり、柄朱ぬり、手明一人、上輿正使一人、四方輿、わらひ手減金のかな物、内に組座あり、惣黒ぬり也、横棒入て昇手十二三人程、供廻り、鍵一本、長刀、傘持、草辨當、挾箱一人、用物箱二荷、牌持一人惣黒塗金字に中山王府の二字あり、牌持一人、惣黒ぬり金字に恩謝正使の字あり、手明一人、書翰箱同上、乗物副使一人、供廻り道具同上、冷傘同上、上輿正使一人、同上引馬、乗物十七挺、引馬四疋、弓臺二組、對鍵、對挾箱、臺笠、堅笠、太鳥毛、長刀、具足

櫃、徒歩二十人、乗物島津將監、供廻り大勢、此外知行取騎馬衆數不知、月堂見聞集、

正徳四年、琉球人之名、

慶賀正使 與那城王子 謝恩正使 金武王子

紫巾大夫副使 知念親方 紫巾大夫副使 勝連親方

方 贊儀官 南風原親雲上 贊儀官 喜瀬

親雲上 樂正 玉城親雲上 儀衛正 野原

親雲上 掌翰史 宮里親雲上 掌翰史 砂

邊親雲上 圍師 眞喜屋親雲上 使贊

高嶺親雲上 渡具知親雲上 安里親雲上

當間親雲上 森山親雲上 運天親雲上

島袋親雲上 伊佐親雲上 樂師 伊江大城

親雲上 本部親雲上 安慶田親雲上 伊禮

親雲上 永山親雲上 樂童子 濱川里之子

喜屋武里之子 保榮茂里之子 稻嶺里之子

彌羅里之子 手登根里之子 伊野波里

之子 久志里之子 此外跟伴等百三十八人、

總人數百七十人、琉球人來朝一件、

正徳四年十一月廿六日、晴天、品川宿松平薩摩守殿五時過御通、琉球人四半時無滯相通候、竹橋齋簡、

正徳四年十一月廿七日、松平薩摩守參勤に付、上使紀伊守、

同年同月廿八日

松平薩摩守に

上使大目付横田備中守を以、米三千俵被下、琉人召連參府に付而也、以上、御日記、

正徳四年十一月廿九日

松平薩摩守

今度琉球人間も無之處に、不相替召連、參府之儀御機嫌に被思召候、依之加階正四位下被任之旨、

老中被傳之、桐葉日記

正徳四年十一月廿九日、松平薩摩守に來月二日琉球人登城いたし候様にと被仰渡候、御徒方萬年記

同月廿九日、琉球人登城の日、出御以前彼使者御禮の席拜見等の御書付出、此御書付はしめて見ゆ、十二月朔日、彼献物を納むるにより、御徒持運の事を役す同日、明日使者御禮により、御譜代外様大名、諸役人出仕の輩、衣服刻限等の觸あり、また御徒道筋警衛の事を、御徒頭に命せらる、

正徳四年十一月廿九日御書付

一來月二日、琉球人中山王使者登城御禮申上候節、出御以前使者御禮之席案内致し、見せ可被申候、通詞も附參候事、

一松平薩摩守家老、並家來刀持、殿上間邊に罷在筈に候事、

一琉球人御座敷見分前に、何も大廣間を相廻り、詰候席々に可罷在事、

一琉球人自分御禮相濟候は、早速殿上間へ參候様、可被致候、

一琉球人之兩使退出之節、大手下馬迄相越候時、可有注進候間、其以後出仕之面々退出候様に可被致候事、

十一月御日記、

正徳四年十一月廿九日、大久保佐渡守按するに、若年寄常春、候御書付二通、

御徒一組

明後朔日、琉球人献上物に付而、四半時御城に罷出運候様可被致候、

御徒二組

來月二日、琉球人登城に付而、松平薩摩守芝之屋敷より幸橋之屋敷迄、

敷より幸橋之屋敷迄、

右之通、登城之道警衛候様に可被致候、  
同年十二月朔日夜、琉球人芝松平薩摩守屋敷より上屋敷迄、四時參候に付、道番御徒二組差出候様に、御目付鈴木伊兵衛被申聞候、

道番割

一番

長谷川半四郎組共

門迄、

二番

建部甚右衛門組共

増上寺表門前より、通町芝口御門御堀端、幸橋御門松平薩摩守上屋敷迄、

右之通相當候、御組々熨斗目上下に而、暮六時場所被相揃候様申遣候、此段半四郎殿甚右衛門殿に相觸申候、  
同日、明二日琉球人出仕に付、道番割、

一番

本多久五郎組共

松平薩摩守上屋敷より、松平丹後守屋敷前、櫻田御用屋鋪前上杉民部大輔屋敷前より、外櫻田御門井上河内守屋敷前迄、按するに、今龍之口森川出羽守屋敷是なり、

二番

諏訪兵部組共

井上河内守屋敷前より、間部越前守屋敷前、按するに、今四丸下酒井右京亮屋敷是なり、和田倉御門より松平紀伊守屋敷前、按するに、今大手下腰掛後酒井雅樂頭中屋敷是なり、腰掛裏通大手迄、

退出之節道番割

一番

諏訪兵部組共

大手腰掛裏通松平紀伊守屋敷、龍之口やよすかし日比谷御門内迄、

二番

本多久五郎組共

日比谷御門より松平丹後守屋敷前、夫より松平薩摩守幸橋屋敷迄、

右御組々には、熨斗目上下に而六半時、場所を被相揃候様に申遣候、

三番

金田惣八郎組共

松平薩摩守上屋敷より、幸橋御門御堀端、芝口より通町増上寺表門迄、

四番

江原與右衛門組共

増上寺表門前より、將監橋片門前芝松平薩摩守下屋敷迄、

右御組々には、五ツ半時熨斗目上下に而、場所を被

相揃候様に申遣候、且明日日本御組々、加御番組、御供番組、助御供番組熨斗目上下に而、例刻出勤候様可被相觸旨、本御番與頭に申渡候、御徒方萬年記、

正徳四年十二月朔日

明日、琉球人御禮に付、直垂狩衣着之、五半時登城候様、溜詰國持御譜代衆、外様萬石以上嫡子共に、高家詰衆、奏者番詰衆、並嫡子共、布衣以上御役人、其外法印法眼之醫師等にも達之、  
但、無官之面々は不及出旨、正徳年録、

正徳四年十二月朔日

布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明日、琉球人御禮申上候間、狩衣布衣着用、法印法眼裝束に而、五ツ半時登城候様可被達候、條令集、

正徳四年十二月朔日

明日、琉球人登城に付、松平薩摩守芝下屋敷より將監橋片門前、増上寺表門通り通町、芝口御門より御堀端、幸橋御門より薩摩守上屋敷迄、道筋掃除入念、間敷に應し手桶を出し置可申候、先達而相觸候

通、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者  
不作法に無之様に可仕候、此旨町中可相觸候、以  
上、大成令補遺、

十二月二日、琉球使登城により、午刻大廣間出御、中  
將吉貴これに先ちて登營あり、兩使中山王尙敬か献  
物をもて拜謁し、與那城王子は御代替を賀し、金武王

子は尙敬か襲封を謝し奉る、また兩使自分の献物あ  
り、書簡は奏者番これを受くる、前例は大目付なり、書式  
も此時より漢文を廢す、  
此日、兩番大番の出人、及び御城内警衛等前例に踰  
たり、時に彼國より天英院殿、月光院殿にも物を献  
す、

正徳四年十二月二日、琉球人登城之節行列書

足輕 若黨 同 手遣 挾箱

若黨 若黨 同

若黨 川上五後右衛門 草履取 杏籠 合羽籠 同 若黨 比志島隼人

足輕 若黨 若黨 笠 挾箱

若黨 若黨 同

手鍵 挾箱 若黨 同 手鍵 挾箱

草履取 杏籠 合羽籠 同 供押 若黨 島津十郎左衛門 草履取

笠 挾箱 若黨 若黨 笠 挾箱

足輕 同 同 同

若黨 手鍵 步行士 跟伴小人

杏籠 合羽籠 同

儀衛正 野原親雲上

足輕 同 同 同

若黨 手鍵 步行士 草履取 跟伴小人

笠 步行士供人 鞭琉球人 張旗琉球人 步行士供人 銅鑼琉球人

足輕 杏籠 合羽籠 同

衣家 步行士供人 鞭琉球人 張旗琉球人 步行士供人 兩班琉球人

銅角上同 喇叭琉球人 步行士供人 鑽上同 鼓上同 步行士供人 鼓上同 步行士供人

銅角上同 喇叭右同 步行士供人 鑽上同 鼓上同 步行士供人 鼓上同 步行士供人









笠	步行士 <sup>上</sup> 供人	笠	步行士 <sup>上</sup> 供人
合羽籠	樂童子 <sup>騎馬</sup>	合羽籠	同
伊野波里之子	足輕 跟伴 小人	樂童子	久志里之子 <sup>騎馬</sup> 小人
衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人	衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人
笠	步行士 <sup>上</sup> 供人	笠	步行士 <sup>上</sup> 供人
合羽籠	使贊 <sup>騎馬</sup>	合羽籠	同
高嶺親雲上	跟伴 足輕 小人	使贊	波具知親雲上 <sup>騎馬</sup>
衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人	衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人
笠	步行士 <sup>上</sup> 供人	笠	步行士 <sup>上</sup> 供人
合羽籠	使贊 <sup>騎馬</sup>	合羽籠	同
安里親雲上	跟伴 足輕 小人	使贊	當間親雲上 <sup>騎馬</sup>
衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人	衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人

笠	步行士 <sup>上</sup> 供人	笠	步行士 <sup>上</sup> 供人
合羽籠	使贊 <sup>騎馬</sup>	合羽籠	同
森山親雲上	跟伴 足輕 小人	使贊	運天親雲上 <sup>騎馬</sup>
衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人	衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人
笠	步行士 <sup>上</sup> 供人	笠	步行士 <sup>上</sup> 供人
合羽籠	樂師 <sup>騎馬</sup>	合羽籠	同
伊江大城親雲上	跟伴 足輕 小人	樂師	本部親雲上 <sup>騎馬</sup>
衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人	衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人
笠	步行士 <sup>上</sup> 供人	笠	步行士 <sup>上</sup> 供人
合羽籠	樂師 <sup>騎馬</sup>	合羽籠	同
安慶田親雲上	跟伴 足輕 小人	樂師	伊禮親雲上 <sup>騎馬</sup>
衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人	衣家	步行士 <sup>上</sup> 供人

笠	步行士 <small>上人</small> 同	笠	步行士 <small>上人</small> 同
跟伴 小人	跟伴 小人	跟伴 小人	跟伴 小人
使贊 <small>馬</small>	使贊 <small>馬</small>	伊佐親雲上	伊佐親雲上
鳥袋親雲上	鳥袋親雲上	跟伴 足輕	跟伴 足輕
跟伴 足輕	跟伴 足輕	衣家	步行士 <small>上人</small> 同
步行士 <small>上人</small> 同	步行士 <small>上人</small> 同	衣家	步行士 <small>上人</small> 同
笠	笠	笠	笠
步行士 <small>上人</small> 同	步行士 <small>上人</small> 同	足輕	若黨
跟伴 小人	跟伴 小人	若黨	若黨
永山親雲上	永山親雲上	合羽籠	同
樂師 <small>馬</small>	樂師 <small>馬</small>	若黨	物頭
合羽籠	合羽籠	若黨	物頭
合羽籠	合羽籠	若黨	物頭
跟伴 足輕	跟伴 足輕	若黨	物頭
衣家	衣家	若黨	物頭
衣家	衣家	若黨	物頭
步行士 <small>上人</small> 同	步行士 <small>上人</small> 同	若黨	物頭
手鍵 挾箱	手鍵 挾箱	若黨	物頭
足輕 小頭	足輕 小頭	若黨	物頭
同	同	若黨	物頭
同	同	若黨	物頭
同	同	若黨	物頭
草履取	草履取	若黨	物頭
杏籠	杏籠	若黨	物頭
合羽籠	合羽籠	若黨	物頭
同	同	若黨	物頭
笠	笠	若黨	物頭
挾箱	挾箱	若黨	物頭
足輕 小頭	足輕 小頭	若黨	物頭
同	同	若黨	物頭
同	同	若黨	物頭
同	同	若黨	物頭
備鍵二十本	備鍵二十本	若黨	物頭
手替足輕二十人	手替足輕二十人	若黨	物頭

若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同
手鍵	手鍵	手鍵	手鍵
挾箱	挾箱	挾箱	挾箱
若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同
笠	笠	笠	笠
挾箱	挾箱	挾箱	挾箱
若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同
草履取	草履取	草履取	草履取
杏籠	杏籠	杏籠	杏籠
合羽籠	合羽籠	合羽籠	合羽籠
同	同	同	同
騎馬	騎馬	騎馬	騎馬
草履取	草履取	草履取	草履取
若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同
手鍵	手鍵	手鍵	手鍵
挾箱	挾箱	挾箱	挾箱
若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同
合羽籠	合羽籠	合羽籠	合羽籠
同	同	同	同
騎馬供人上同	騎馬供人上同	騎馬供人上同	騎馬供人上同
伊東孫七	伊東孫七	伊東孫七	伊東孫七
騎馬供人上同	騎馬供人上同	騎馬供人上同	騎馬供人上同
松崎藏右衛門	松崎藏右衛門	松崎藏右衛門	松崎藏右衛門
騎馬供人上同	騎馬供人上同	騎馬供人上同	騎馬供人上同
相良清兵衛	相良清兵衛	相良清兵衛	相良清兵衛
騎馬供人上同	騎馬供人上同	騎馬供人上同	騎馬供人上同
若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同
島津木工	島津木工	島津木工	島津木工
若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同
若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同
若黨	若黨	若黨	若黨
同	同	同	同





開之、御敷居際立御、萬石以上其外伺公之面々、  
 一同御目見相濟而、御襖障子閉之入御、  
 一琉球人、明後四日音樂被仰付之旨、薩摩守に紀伊  
 守達之、  
 一老中殿上之間に相越、兩使に及挨拶退座、其後大  
 目付差圖有之兩使退出、大目付御立關階上まで  
 先達而、從者順々退出、  
 一薩摩守退出、  
 一琉球人兩使之外は、御目見無之、  
 一御小姓組御書院番より、出人三十人宛、御書院御  
 番所に勤仕、本番共に何れも素袍、  
 一御番出人百人、大廣間四之間に勤番素袍、  
 一出仕之面々、乗物は大手之方除之、内櫻田之方  
 置之、  
 一兩使之轎は、下乗橋之張番所際に置之、  
 一御城中加番、御立關東脇、御鑓奉行下條長兵衛、  
 御中門、御持弓頭與津能登守、御臺所口前御先  
 筒頭山川安左衛門、中之御門同斷金田新太郎、  
 臺部屋口、御先手弓頭窪田勘右衛門、下乗橋張  
 番前、百人組神保主膳、

獻上物、中山王、公方様々、  
 御太刀一腰 御馬一匹 壽帶香三十箱  
 大香餅二箱 竹心香百袋 哇芭蕉布五十  
 端 島芭蕉布同 縮緬同 太平布百匹  
 久米綿百把 青貝中央卓二脚 同硯屏一  
 對 同籠飯同 羅紗二十間 泡盛酒十  
 壺、  
 右は御代替に付而、  
 御太刀一腰 御馬代銀五十枚 沈金中央  
 卓二脚 石之人形二 沈金籠飯一對  
 島芭蕉布五十端 練芭蕉布同 薄色芭蕉  
 布同 太平布百匹 久米綿百把 泡盛  
 酒五壺、  
 右は、中山王自分繼目に付而、  
 一位様々、  
 壽帶香二十箱 大香餅二箱 竹心香五十  
 袋 八仙人一組 石之手鑑二組 青貝  
 料紙硯箱一通 緞子二十本 太平布五十  
 匹 綾絹五十端 泡盛酒五壺、  
 右は御代替に付而、

かねの火鉢一對 手卷二軸 縮緬五十端  
 練芭蕉布同 青貝唐卓一 丸とんたふ一  
 對 薄屏風一雙 泡盛酒三壺、  
 右は、中山王自分繼目に付而、  
 月光院様々  
 壽帶香二十箱 香餅二箱 龍涎香五十袋  
 青貝料紙硯箱一通 緞子十本 太平布三  
 十四 綾絹三十端 泡盛酒三壺、  
 右は御代替に付而、  
 壽山石之人形一鉢 縮緬三十卷 芭蕉布  
 三十端 青貝文臺一 とんたふ一對  
 泡盛酒二壺、  
 右は、中山王自分繼目に付而、  
 御代替に付而之使者與那城王子、公方様々、  
 壽帶香十箱 大官香十把 太平布二十四  
 島芭蕉布二十端 泡盛酒二壺、  
 中山王自分繼目に付而使者金武王子、公方様々、  
 大官香十把 壽帶香五箱 練芭蕉布十端  
 島芭蕉布同 泡盛酒二壺 以上、  
 琉球國よりの書翰、

愚札を以御取次まで申上候、承り候へは、貴國上様  
 御代を續せられ、四海太平にして目出度御事のみ  
 御座候よし、拙者の小國よりも御祝儀申上度、王子  
 を以、輕少の獻上物仕候、薩摩守にしたかひ御祝儀  
 述奉り候の間、各様御請取候て、台聽に達せられ被  
 下候は、難存可奉存候、  
 中山王代初御禮の書翰、  
 愚札を以、志をあらはし奉り候、去年薩摩少將上意  
 の趣にしたかひ、拙者家督仰付られ候により、我國  
 無異儀大悅仕候、仍之、御厚恩を拜謝し奉り度、薩  
 摩守にしたかひ、王子をもつて目録の通り獻上仕  
 候、各様御指圖を以、達台聽は難有可奉存候、以上、琉  
 球人來朝一件、  
 正徳四年十二月二日、午刻大廣間出御、琉球人登城  
 御禮申上之、布衣以上役人、布衣以上寄合、法印法  
 眼之醫師裝束にて登城有之、正徳年録、  
 正徳四年十一月には、琉球の使來りて、御代を繼れ  
 し事をも賀しまいらせ、其王の代を繼しをも謝し  
 奉る、是より先、琉球より奉れる書法は、我國にて  
 往來する如くなりしを、其王尙益か代より、其書漢

語を用ひ、書法の式等も改まれり、されど異朝にしては、當代の御事のこどく成ものなければ、稱し進らす所も、字を用ゆる所にも、然るへしとも見えぬ事もあり、我國の文字を用ひ來りぬるは、ひこり琉球のみありし、御代々の如くならん事は、國體に在りても可然と申したりければ、詮房朝臣按する越前守さらは其事いかにや、仰下さるへしと問れしに、執計ふへきやう侍るとて、琉球の書に、大君尊夫人、又は大廳等の字を用ひん事然るへからず、其國の心のこどくして、彼者に申さるへしと記して、只何となく薩摩守に仰せらるへしと申、其後薩摩守の許より仰下されし事申候へは、左候は、今より後は、天子に上る書の如くにや書へき、我國より賜はる書には、上の字を用られし由見え侍り、また一位様、月光院様の御事、如何稱し進らすへきなど彼使者申事あり、いか、や答へ可申、記して進らすへしとあり、

三公親王の上に立せ給ふ御事なり、又上様ごも、公方様ごも申まいらす御事は、室町殿の代より、太上皇の御例を用ひ候類の故あるによれり、されは當時公家にては、昵近の月卿雲客あり、武家にしては納言參議等を召つかはる、上の字等を用ゆる儀又是による、また一位様、月光院様の御事、天英月光等の御號を用ひん事然るへし、其書法の如きは、此類其國主に賜はらせ給ふ物の義、少しく差別あるに准しまいらすへし、都て其間ごころの事ごも、本朝の故實も、當時の事體をも、心得さる故と聞えたりは、是等の事は、薩州よりよろしく指南あるへし、但、尙益王以來の書法の如く、漢語をのみ用ひんに、相當の文字得かたからんには、前例のこどく右體我國往來の文字の如くならん事は、彼國の議定あるへしと記し下されたり、彼使者に承りて、我國の書式改まりし事は、前代に文貴はせ給ふよし聞えて、先王敬を没する所なり、只今承はる所のこときは、是より後た、舊章に従ふへきにて候と申由、薩摩守申したりけり、

すへて、當時の事ごも漢語をもてし得難し、大體

は朝鮮の國風にして、其國の事を記す書法の如く成へし、是天子よりくたれる事一等にして、其國に君たるか故なり、大君の事は前にも記せし事の如く、當時の御事に用ゆへからざる事勿論なり、尊夫人など稱する事は、異朝にしては、今世の常の人の妻をも尊ひ稱する所にて、殊には琉球王の妻をは妃ご稱すれ、夫より下ならん稱をもて稱し進らすへき事、尤然るへからず、台の字の事をわか國にてこそ、大臣の事に限りて稱する事なれ、是も異朝にては、世の常の人通し用ゆること、たとへは我國にて、御の字を通し用ゆる事の如く、是等の事ごも記し書して、我國の文字を用ひよといはん事然るへからぬ事ごもあれは、是等の事ごも仰下され、彼にも自ら然るへき字は、用ひんごとの難儀をしりて申所あるへし、其時に至りて、ありし代々の例にもや従ふへきと仰下されん事、然るへしと思ひしか故なり、果して彼使者に斯そ申したるなり、白石私記、

通航一覽卷之十二  
琉球國部十二  
○來貢 正德四年  
正德四年十二月二日、琉球人音樂の時、出仕の輩衣服刻限の觸あり、また御徒道筋警衛のこを、御徒頭に命せらる、  
正德四年十二月二日、  
溜詰高家衆初、布衣以上御役人寄合迄、明後日琉球人音樂に付、狩衣布衣等着之、五半時登城候様達之、法印法眼醫師同斷、御日記、  
正德四年十二月二日、  
布衣以上御役人  
同 寄合  
法印、法眼、醫師  
明後四日琉球人音樂被仰付候間、狩衣布衣着用、法印法眼は裝束にて、五ッ半時登城候様に可被相達候、  
同日大久保佐渡守按するに、年寄常春、渡御書付、

通航一覽卷之十一終

御徒四組

明後四日、琉球人登城に付、松平薩摩守芝之屋敷より大手迄、如御禮之時警衛候様可被致候、道筋之儀は鈴木伊兵衛稻葉多宮御目付なりに、可被談候、同月三日、明四日道番割、

一番

高田忠左衛門組共

松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門迄、

二番

菅沼圖書組共

増上寺表門より通町、芝口御門御堀端幸橋御門松平薩摩守上屋敷迄、

三番

吉田小右衛門組共

松平薩摩守屋敷前より、松平丹後守屋敷前日比谷御門迄、

四番

中山主水組共

日比谷御門より、八代洲河岸龍之口松平紀伊守屋敷前、腰掛裏通りより大手迄、右之通相當申候、琉球人明六時薩摩守芝之屋敷出宅に付、道番組は明七半時鬨斗目上下に而面々場所被相揃候様申遣候、道番之御方、右之

通御心得御出勤可被成候、且退出之節、道筋も右之通御座候、

一明日本加御供番助御供番、但鬨斗目上下にて出勤被致候様、本御番組頭衆に申渡候、同日

明日琉球人、於殿上之間御料理被下候に付、手長入申候間差出候様、鈴木伊兵衛被申聞候に付、不時非番之順を以相當申候、

殿上之間手長役

春日内藏助組共

御組の者、明六時半時鬨斗目上下にて、御城に被相揃候様申遣候、尤内藏助殿に別紙相觸申候、以上、御徒方萬年記、

同月四日、巳中刻、大廣間に出御、琉球人の音楽を聴せらる、畢而松平島津、中將吉貴、及び兩使從者、ならひに吉貴か家人にも御饗應あり、寶永度の例に准せらる、

正徳四年十二月四日、巳中刻、大廣間出御、琉球人音楽上覽有之、布衣以上御役人、法印法眼之醫師裝束にて登城、柳營日記、正徳四年十二月四日琉球人音楽被仰付次第

一兩使松平薩摩守芝之屋敷より増上寺表門通、夫より通町に出、芝口御門前より御堀端、薩摩守幸橋之屋敷際、日比谷御門やようすかし通り、龍口松平紀伊守屋敷前腰掛後通大手御門より登城、行列并道筋警衛等如先日、

一兩使并從者下乗下馬等如先日、

一兩使御立關之階を上り、御立關に入時、大目付出向案内して、殿上之間下段に着座、從者は同所次之間列居、下官は御立關前庭上に群居、

一音楽に付而、出仕之面々狩衣布衣着之、

一百人組之頭、御鍵奉行御持之頭、御先手御目付、御規式御用に掛候面々は、假六位狩衣着之、

但進物番は、假大紋着之、

一松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段兩使之座上に着座、

一大廣間下段東之方御襖はつし、松之間第二の柱に如先日御襖立、自注、北之方貳枚は立附、二之間より置、南之方貳枚は取拂三之間へかけ、御譜代衆、詰衆、御奏者番詰衆並、何も嫡子、共に其外布衣以上之御役人寄合法印法眼伺公、

但表高家、并表向より罷出御禮仕候受替寄合は不能出、

一御上段より松之間四之間まで御簾掛卷揚、

但御上段之御簾は垂置、

一兩使并樂人殿上之間より大目付案内、御中門之廊に着しむ、

但如先日、御中門廊疊敷之、衝立を以構之、樂器此所迄薩摩守家來運之、柳之間屏風を以仕切、樂屋とす、

一出御以前に、薩摩守大廣間下段より五疊目東之方に着座、

一御向之板椽に疊敷之、兩使御椽敷居際伺公、樂人は御向之方に列居、

一大廣間出御、御先立、松平紀伊守、御太刀、宮原刑部大輔、御刀、堀川兵部大輔、按するに、松平紀伊守以下、松平守以下同し、下御役名等、前番御禮之條に注す、次の間部

一御上段、細線厚疊二疊敷之、御大御小御赤地錦之、越前守以下同し、小突白綾鏡重敷、梨子地御刀掛置之、御着座

一御着座之御後座、間部越前守、本多中務大輔、御太刀之役、御刀之役、御小姓衆、

一御側衆御小納戸衆は、御納戸構に相詰、  
 一老中、下段西之方下より五疊目を上座として順着座、  
 一西之方御椽類に疊敷之、溜詰高家衆詰衆之四品以上列居、  
 一若年寄衆は、西之御椽類に伺公、  
 一御奏者番一人板椽に伺公、令指圖音樂初、  
 萬年春、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛  
 喜屋武里之子 横笛 彌弼里之子 鼓小  
 濱川里之子 銅鑼 伊野波里之子  
 子 三金 保榮茂里之子 三板 久志里之子  
 賀聖明、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛 喜  
 屋武里之子 横笛 彌弼里之子 鼓小  
 濱川里之子 銅鑼 伊野波里之子 三  
 金 保榮茂里之子 三板 久志里之子  
 樂清朝、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛 喜  
 屋武里之子 横笛 彌弼里之子 鼓小  
 濱川里之子 銅鑼 伊野波里之子 三  
 金 保榮茂里之子 三板 久志里之子

王者國、自注、  
 百花開、自注、 管 喜屋武里之子 胡琴 稻嶺  
 里之子  
 天初曉、自注、  
 願皇清、自注、 長線 稻嶺里之子 琵琶 彌弼  
 里之子  
 鳳凰吟、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛 喜屋武  
 里之子 横笛 彌弼里之子 鼓小  
 川里之子 銅鑼 伊野波里之子 三  
 金 保榮茂里之子 三板 久志里之子  
 慶皇部、自注、 鎖呐 安慶田親雲上 横笛 喜  
 屋武里之子 横笛 彌弼里之子 鼓小  
 濱川里之子 銅鑼 伊野波里之子  
 爲人臣、自注、  
 爲人子、自注、  
 上蓬萊、自注、 管 喜屋武里之子 二線 彌弼  
 里之子 三線 保榮茂里之子 三線 手  
 登根里之子 四線 伊野波里之子 四線  
 久志里之子

一年纔過、自注、四季、 長線 稻嶺里之子 琵琶  
 彌弼里之子  
 琉歌、自注、 三線 保榮茂里之子 三線 稻嶺  
 里之子

一音樂相濟而、御上段之御簾、中一間中與御小姓揚之、薩摩守は御次々退去、兩使樂人は大目付案内、殿上之間最前之席に座す、  
 一薩摩守重而出座御目見、御奏者番披露、中段迄被召出、上意之趣紀伊守傳之、老中御取合畢而退去、下段御敷居際に立御、御次伺公之面々一同御目見相濟而入御、  
 一音樂勤候琉球人時服被下之旨、於松之間薩摩守わ紀伊守達之、  
 但時服は御暇之節、薩摩守家來に渡之、  
 一薩摩守わ、帝鑑之間に而御料理被下、老中出席及挨拶、  
 一饗應奉行稻葉若狹守、按するに、御書院番頭なり、給仕 假大紋進物番、  
 一兩使わ、殿上之間下段に而御料理被下、老中出席及挨拶、

一從者わ柳之間次に而御料理被下、  
 一薩摩守家來にも、於蘇鐵之間御料理被下、  
 一御饗應相濟而、大目付指圖有之兩使退出、御玄關階上まで先達、從者順々退出、  
 一薩摩守退出、  
 一御小姓組御書院番より出人二十人宛、御書院御番所に勤番、本番共に素袍、  
 一大御番出人七十人、大廣間四之間に勤番素袍、  
 一出仕之面々乗物、兩使之轎置處如先日、  
 一御城中加番、御玄關東脇御書院奉行本多外記、御中門御持堀筑後守、御臺所口前御先頭平野九左衛門、中之御門 同永井刑部、臺部屋口御先頭松平權之助、下乗橋張番所 百人組堀田孫太郎、琉球人來朝一件、



正徳四年十二月四日、殿上之間手長、春日内藏助組共相勤候處、同席に罷出候御目付衆、何も狩衣着用被申候由承候間、内藏助殿狩衣着用可然存候に付、森出羽守殿按ずるに、若年寄、森川重、相伺申候處、其通に可仕旨被仰渡候間、則御納戸より受取、内藏助殿狩衣着用被成御勤候、御徒方萬年記、

同月同日、琉球人御暇の時、出仕の輩衣服刻限の觸あり、また道筋警固、及び賜物手長出後の事を、御徒頭に命せらる、

正徳四年十二月四日

明後六日琉球人御暇に付、出仕之面々々二日之通達之、御日記、

正徳四年十二月五日

明六日琉球人御暇有之、狩衣着用、法印法眼其装束着用、五半時揃之由被達之、柳營日記、  
正徳四年十二月四日、森出羽守殿被成御渡候御書付、

御徒一組

明後六日琉球人被下候物有之候間、麻上下着

之、運候様可被致候、

御徒四組

明後六日琉球人登城に付、如此間警衛候様可被致候、道筋之儀は、鈴木伊兵衛稻葉多宮可被相談候、

同月五日、明六日道番割、

一番 金田惣八郎組共

松平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門迄、

二番 飯河善左衛門差圖 明組

増上寺表門前より通町芝口御門迄、

三番 江原與右衛門組共

芝口御門より數寄屋橋御門内、松野壹岐守御後屋敷後通、松平土佐守屋敷迄、

四番 江原與右衛門差圖 永田彌左衛門組

松平土佐守屋敷より、本多中務大輔屋敷前より、按ずるに、今大名小路久、土屋相模守屋敷前、按ずるに、今世大和守屋敷是なり、松平紀伊守屋敷前、龍之口南角阿部伊勢守屋敷是なり、松平紀伊守屋敷前腰掛裏通大手迄、  
右組々、明六ツ時鬘斗目上下に而、面々場所被相揃候様申遣候、

一道番之御方申入候、退出之道筋も右之通之由

に御座候間、左様御心得可被成候、則鈴木伊兵衛爲見被申候御書付寫掛御目候、

一數馬殿按ずるに、土申入候、明日も同席之衆狩衣被致着用候に付、貴様にも狩衣之儀、大佐渡守殿の相伺候處、着用可被成由被仰渡候に付、明日被成御受取候様、御納戸頭衆に申談置候、

一明日本加御供番、御先番組助御供番組之通り鬘斗目上下に而、例刻出勤候様、本御番與頭衆に申渡候、

同日

一明六日、琉球人被下物有之候に付、柳之間方手長一組差出候様、昨日詰御番惣八郎殿に、森出羽守殿御書付を以被仰渡候に付、不時非番之順を以相當申候、

柳之間手長

土屋數馬組共

御組々者、明五ツ時前鬘斗目上下に而、御城に被相揃様申遣候、以上、御徒方萬年記、

同月六日、巳中刻、大廣間に出御、御暇賜物あり、天英院殿月光院殿よりも、また物を賜はる、

正徳四年十二月六日琉球人御暇之次第、

一琉球國中王の兩使御暇被仰出、

一兩使松平薩摩守芝之屋敷より、増上寺表門通、夫より通町に出、芝口御門より數寄屋橋御門松野壹岐守御役屋敷後通、松平土佐守本多中務大輔屋敷前より、土屋相模守屋敷前、松平紀伊守屋敷前腰懸裏通、大手御門より登城、行列并道筋警衛等如先日、

一兩使并從者下乗下馬如先日、

一兩使御玄關之階を上りて、御玄關に入時、大目付出迎案内して、殿上之間下段に着座、從者は同所次之間列居、下官は御玄關前庭上に群居、

一今日御規式に付、出仕之面々直垂狩衣着素袍着之、

一百人組之頭、御鍵奉行、御持頭、御先手御目付御規式御用に掛候面々は、假六位狩衣着着之、

一但進物番は假大紋着之、  
一松平薩摩守先達而登城、殿上之間下段兩使之座上に着座、  
一薩摩守殿上之間より座を立て、松之間御襖之外

に伺公、  
 一兩使殿上之間より大目付案内、御中門之廊に着しむ、  
 但御中門廊疊敷衝立を以構之、  
 一御上段より松之間四之間迄、御簾掛卷揚、  
 但御上段御簾は、中一間を卷上、  
 一松之間の老中出座、中山王より使者差上、且進上物仕御喜悅被思召候、次兩使御暇被下之旨、薩摩守の紀伊守達之、次に中山王の被遺物之儀、并兩使拜領物、是又相逢之、畢而御中門之廊に、老中薩摩守相伴ひ列座、中山王より御代替に付、使者差上進上物仕、御喜悅被思召之旨、與那城王子の紀伊守達之、次に中山王自分代替に付、使者差上進物仕御喜悅被思召之段、金武王子の同人達之、其以後兩使の御暇被下物申渡之、過而各座を立、  
 一大廣間出御、御先立、松平紀伊守、御太刀、堀川兵部大輔、御刀、宮原刑部大輔、御上段總編縁厚之、御大筒御小筒赤地錦之縁、小奏、御着座、白鏡鏡重敷、梨子地御刀掛置之、  
 一御着座之御後座に、間部越前守、本多中務大輔、御太刀之役、御刀之役、御小姓衆、

一御側衆御小納戸衆は、御納戸構に相詰、  
 一老中下段西之方、下より五疊目を上座として順順着座、  
 一西之方御椽類に疊敷之、溜詰高家衆詰衆之四品以上列居、  
 一若年寄衆は、西之御椽類に伺公、  
 一下段東之方御襖はつし、松之間第二之柱に御襖立之、其内に國持大名初、表向四品以上列居、  
 一御襖之外三之間にかけ、御譜代衆、詰衆、御奏者番、表向萬石以上詰衆、並諸番頭、諸物頭布衣以上之御役人、并法印法眼列居、  
 但寄合、并布衣以下之御役人は不能出、  
 一薩摩守出座、下段御敷居之内に而御禮、御奏者番披露、中段まで被召出、兩使遠境相越太儀被思召旨、上意之趣紀伊守傳之、老中御取合畢而、薩摩守下段東之方下より五疊目着座、  
 一兩使一人宛罷出、板椽に而拜伏、御奏者番披露之退去、夫より大目付案内、直に柳之間に相越、中山王の被遺物兼而彼席に並置、兩使に爲見之、夫より殿上之間に退去最前之席に座す、

一薩摩守退去して、殿上之間最前之席に着座、  
 一右畢而、表向四品以上之面々、一列に御前の罷出御目見、紀伊守御取合申上之退去、次に西之方溜詰々衆之四品以之、一同に御前の罷出御目見、自注高家は出座に不及、相殘有之、御取合同前、畢而退去、下段御襖老中開之、御敷居際立御、萬石以上其外伺公之面々  
 一同御目見相濟而、御襖障子閉之入御、  
 一御代替に付、中山王の被遺物之御目録、并老中より之返翰、自注、箱に入、殿上之間に御奏者番持參、掌翰史殿上次之間中央まで罷出請取、使者立禮過而、中山王自分代替に付而、被遺物之御目録并返翰、掌翰史の御奏者番相渡之、次第同斷、  
 一相濟而、老中殿上之間に相越、兩使に及挨拶、過而兩使拜領物進上物持出頂戴畢而、次之間に老中列座、從者に之被下物之儀、兩使の紀伊守申渡之、被下物進物番持出頂戴、兩使御禮有之、薩摩守出座御禮述之、  
 一大目付差圖有之兩使退出、大目付御玄關階上まで先達而、從者順々退出、  
 一薩摩守退出、

一御小姓組御書院番大御番出人、先日如御禮之時、  
 一御城中加番、御玄關東脇御鐘奉行梶川與惣兵衛、御中門御持堀筑後守、御臺所口御先筒頭梶四郎兵衛、中之御門同櫻井庄之助、臺部屋口御先手弓頭窪田勘右衛門、下乗橋張番所百人組之頭齋藤帶刀、  
 被下物、  
 公方様より、中山王の、御代替に付而、白銀五百枚、綿五百把、金襴二十卷、  
 自分代替に付而、  
 白銀五百枚、羽二重百疋、八丈織五十端、  
 白銀二百枚、時服十  
 同斷 與那城王子の  
 白銀三百枚 時服三宛 與那城王子の  
 同斷 從者惣中の  
 時服三宛 同斷 金武王子  
 音樂相動候者 十六人  
 一位様より中山王の御代替に付而、  
 白銀二百枚、綸子染物百端、  
 自分代替に付而、

白銀二百枚、大紋羽二重百端、  
月光院様より、中山王の御代替に付而、  
白銀二白枚、縮緬染物五十端、  
自分代替に付而、

白銀二百枚、しほり染五十端、

御代始祝儀の書翰、老中より返事の趣、  
使者來りて、書翰をうけ、それに就てはしく承は  
る、王はるかに御代始めを聞及はれ、早速國より出  
るものを獻して、御賀を申し上らるゝと云々、別の  
仰せの旨ありて、禮をもつて王を御あひしらひ被  
遊候事、只今までの御規式とは趣すくれたり、誠に  
其國の規模御仕合の事也、被下ものは目録のこと  
く、使者のかへるに附し遣はす、事の子細は、薩州  
より返事に申ししらしめらるへし、

中山王代替書翰の返翰

書翰重ねて到來、よつて承はる、其國をうけつかれ  
候事を申し上らるゝために、別に使者を差上、國の  
物を獻して御禮を申し上らるゝと云々、誠のこゝ  
ろ遠くあらはれ、御褒美の御言葉ありて、すゝみ賞  
せられ候事、ますゝ前々に加はりて、一段の御仕

合に存候、被下物目録のごとく、使者のかへるに附  
し遣はす、此外の事とも、委細に薩州よりの返事に  
申し聞さるへきもの也、已上、琉球人來朝一件、  
同月九日、兩使東叡山御宮に參拜す、御宮廻り警衛御  
徒一組、道筋警固同六組、また吹上にをいて、かの行  
装御内覽により、竹橋御門内警衛御徒二組出役を命  
せらる、かつ町觸あり、

正徳四年十二月八日

明九日、早天に琉球人上野參詣に付、松平薩摩守芝  
屋敷より、將監橋片門前、増上寺表門前より御堀端  
幸橋御門へ入、薩摩守屋敷脇青山備前守屋敷、  
按ずるに、  
こは今の丹羽  
若狹守屋敷松平安藝守屋敷前、永井備後守屋敷前、  
按ずるに、今櫻田御門外  
松平市正屋敷是なり井伊備中守屋敷前、半藏御門へ  
入、竹橋御門へ出、平川口前より戸田山城守屋敷前  
土手際、松平右京大夫屋敷前、按ずるに、山城守右京大夫  
構内、  
屋敷も、今一橋殿屋形  
なる神田橋へ出、御用屋敷前昌平橋へ出、神田明神  
前本郷へ出、同三丁目横町近藤登之助屋敷前より、  
天澤寺前天神切通し、下谷池端夫より仁王門へ入、  
同歸道仁王門より廣小路へ出、小笠原右近將監屋  
敷前より、本多信濃守前筋遠橋御門へ入、通町芝屋

敷へ入候間、道筋掃除入念間敷に應し、手桶に水を  
入出し置可申候、先達而相觸候通り、町中往來之者  
立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様に  
可仕候、此旨町中相觸候、以上、大成令補遣、  
正徳四年十二月八日、

明九日、上野御宮の琉球人參詣に付、御番可差遣  
旨、森川出羽守殿御書付を以被仰渡候、琉球人松  
平薩摩守芝屋敷明六ツ時出足之由、御目付稻葉  
多宮被申開候、

上野御宮廻御番

春日内藏助組共

御組には服穢相改、明六ツ時熨斗目上下に而、御  
役所に被相觸候様申遣候、

一明日竹橋御門之内に固め二組差出可申旨、大久  
保佐渡守殿御書付を以被仰渡候、御内々之儀に  
付、頭裏附上下組羽織袴に而可致出勤旨、勿論御  
前置入不申候、右場所可被引渡旨、御目付衆被申  
開候に付、今日御腰場三左衛門の申遣候、按ずるに、  
抄に、寛政八年十二月十二日、上野拜禮の時、吹上上覽所に、  
て、御座所姫君方御透見有之見ゆ、これまたその御事なり、  
竹橋御門内固

高田忠右衛門組共  
戸田助太夫組共

右御組々は、羽織袴に而明六ツ時、竹橋御門之  
内被相觸候様申遣候、  
一内藏助殿の申入候、明日上野御宮の、中根半十郎  
佐々木五郎右被參候、先格之通布衣着用可被成  
候、且又琉球人直に御宮の參詣、夫より御本坊の  
參候由御座候、御宮參詣濟候は、早速御番御揚  
候様存候、尙又於御先御目付衆御開合御揚可被  
成候、

道番割

中山主水組共

一 松平薩摩守芝之屋敷より、將監橋片門前、増上寺  
表門前より源助橋迄、

二番

菅沼圖書組

源助橋より、芝口御門前御堀端幸橋薩摩守屋敷  
脇、青山備前守屋敷前迄、

三番

吉田小右衛門組共

青山備前守屋敷脇より、松平安藝守屋敷前、永井  
備後守屋敷前、井伊備中守屋敷前より半藏御門  
迄、

四番

柴田三左衛門組共

竹橋御門外より、平川口前戸田山城守屋敷前土

手際、松平右京大夫屋敷前神田橋御用屋敷迄、  
五番 柴田三左衛門差圖 永田彌左衛門組  
御用屋敷次より、昌平橋神田明神前、本郷三丁目

迄、  
六番 土屋敷馬組共

本郷三丁目横町より、近藤登之助屋敷前、天澤寺  
前天神切通し、下谷池之端兩頼町仁王門迄、  
上野より歸道番割

一番 土屋敷馬組共

上野仁王門より、廣小路小笠原右近將監屋敷前  
より、本多信濃守屋敷前筋違橋迄、

二番 柴田三左衛門差圖 永田彌左衛門組共

筋違橋内より、通町通り白銀町土手迄、

三番 柴田三左衛門組共

白銀町土手より中橋迄、

四番 吉田小右衛門組共

中橋次より芝口御門迄、

五番 中山主水差圖 菅沼圖書組

芝口御門外より増上寺表門迄、

六番 中山主水組共

増上寺表門前より、片門前町將監橋薩摩守芝屋  
敷迄、

右之通、盛闌を以相極申候、御組々には鬘斗目上  
下にて、明七半時面々對所に被相捕候様申遣候、  
一別啓竹橋御門之内固之儀、大概祭禮上覽之節之  
通之由、尤刻限より早めに御出勤可被成候、

同日大久保佐渡守殿森川出羽守殿被成御渡候御書  
付、

御徒二組

明九日、琉球人東叡山御宮に參詣に付而、竹橋之  
内罷出、鈴木伊兵衛稻葉多宮に相談可被勤候、

十二月八日

明九日、琉球人東叡山御宮に參詣に付而、

御徒頭一人組共

御宮廻り勤番可被致候、

御徒六組

松平薩摩守芝之屋敷より東叡山迄、道筋警衛候  
様可被致候、道筋之儀は鈴木伊兵衛稻葉多宮可  
被承合候、

十二月八日御徒方萬年記、

正徳四年十二月九日、琉球人上野參詣有之、正徳年録、  
同月十一日、兩使老中若年寄の宅に參り、同十二日御  
三家方に參る、其毎度町觸あり、同十八日仰せにより、  
新井筑後守中將吉貴が邸にいたりて兩使に面す、同  
廿一日江戸を發して歸國す、

正徳四年十二月十日

一明十一日、早天に御老中方に琉球人參候道筋、松  
平薩摩守芝屋敷より、將監橋片門前町筋、増上寺  
表門前より御堀端難波橋を越、直に數寄屋橋御  
門に入、

歸道筋

上杉民部大輔屋敷前、松平民部大輔裏門前通あ  
たたらし橋の掛り、愛宕下筋増上寺裏門前通町  
へ出、増上寺表門通門前町、元之道筋芝屋敷に歸  
候間、道筋掃除入念間數に應し、手桶水を入出し  
置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やす  
らひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様に可仕  
候、此旨町中可相觸候、以上、

正徳四年十二月

明十二日、早天に御三家方に琉球人參候道筋、松平  
薩摩守芝屋敷より、芝新堀端罷通、土器町秋田信濃  
守中屋敷、上杉民部大輔中屋敷前より市兵衛町南  
部遠江守屋敷前、溜池通赤坂御堀端、四ッ谷御門外  
御堀端を通、市谷町八幡前より尾張殿御屋敷に  
參、夫より御堀端を通り、牛込御門外御堀端船河原  
橋通水戸殿御屋敷に參り、夫より市谷御門之内土  
手通り、四ッ谷御門之内より、麴町五丁目紀伊殿  
御屋敷に參り、夫より松平出羽守裏門前通り、永田  
馬場より虎之御門松平大和守表門前、天徳寺裏門  
通り、西久保八幡前より土器町新堀端を罷通、薩摩  
守屋敷歸候間、道筋掃除念を入、間數に應し手桶に  
水を入、出し置可申候、先達而相觸候通、往來之者  
立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様に  
可仕候、此旨町中可相觸候、以上、大成令補遺、  
正徳四年琉球使來りし時、わか問ふへき事ともあ  
れば、其由を申して、十二月の十八日に、薩摩守の  
許に行むかふ、琉貴朝臣も對面に及ふ、彼國のもの  
ともにあひたり、此時には縁塗に水干袴太刀をは  
用ひす、腰刀に紅梅の扇をとりぬ、  
自注此扇は、近衛攝  
政大相國の賜ひしこ

正徳四年十二月廿日

覺

明廿一日、琉球人御當地出足致候間、町中不法無之様致し、火之元之儀念を入可申付候、見物之者不込合様に名主下知致し、月行事見廻り、兩木戸脇之家主、木戸に付罷在、不込合様いたし、尤喧嘩口論無之様可申付候、其外參府之節は、觸候通相心得候様、町中此旨急度可相觸候、以上、

十二月廿日

急度爲相守可申候、以上、

十二月廿日

町年寄 三人正實事錄、

正徳五乙未年正月十一日、琉球人歸國に付、江戸より伏見に着、十三日に大坂に着、月堂見聞集、

同五乙未年十月廿一日、去年參府の兩使歸國により、中山尙敬より御禮として、使札獻物を薩摩國に渡す、此日吉貴よりこれを納む、證は薩摩國來貢の條にあり、

通航一覽卷之十二終

通航一覽卷之十三

琉球國部十三

○來貢 享保三年

享保元丙申年十月十六日、御代替により、來々戌年琉球國賀使參府せしむへき旨、松平島津、中將吉貴に命せらる、

享保元丙申年十月十六日、松平薩摩守御代替之爲御禮、琉球中山王使者差渡候儀被相伺候所、來々戌年先例之通、其方召連可有參府旨、右薩州家來り山城守按ずるに、老宅にて申渡、御日記、

同三戊戌年閏十月五日、中將吉貴琉球人を率ゐて、去月十日領國を出船せし旨注進あり、月堂見聞集には、出船を九月十三日とす、おそらくは非ならん、同月老中より、その道中宿驛休泊人馬等の觸あり、

享保三戊戌年十月十日、松平薩摩守殿琉球人九十四人召連、國元發足之段、去る五日注進有之候、

琉球人名 左之通 慶賀正使 越來王子 栗市大夫副使 西平親方

贊儀官 久米須親雲上 樂正 天願親雲上

儀衛正 國吉親雲上 掌翰使 前川親雲上

團使 瑞慶親雲上 使贊 武村親雲上 嘉

味田親雲上、上原親雲上、長堂親雲上、汀間親雲

上、阿嘉山親雲上、樂師 伊良波親雲上、新

里親雲上、照屋親雲上、手登根親雲上、久志親雲

上 樂童子 富里里之子、伊良皆里子、喜屋武

里之子、源河里之子、伊野波里之子、當麻里之子、

嵩原里之子、奥間里之子、上下人數九十四人、

右之通御座候以上、漢鹽草、

享保三年、今度琉球人來聘之儀、先例之ごとく島津

薩摩守殿へ被仰付候に付、則琉球人召連、九月十三

日御國元出船、閏十月十五日琉球人伏見に着、同十

八日江戸に發足、月堂見聞集、

享保三年閏十月十二日、

一大坂御城代觸狀老中觸書、宿次にて關原に來る、

左之通、

大坂着岸 伏見着岸 大津晝休 草津

泊 武佐泊 晝休 高宮晝休 辰に休なし、

番場泊 辰愛知川泊、 關原晝休 大垣泊

起晝休 辰休なし、 稻葉泊 辰起泊、 名古屋晝休

辰須晝休、 宮泊 池鯉鮒晝休 辰休なし、 岡崎泊

赤坂泊 吉田晝休 二川泊 辰白須賀泊、

新居晝休 濱松泊 見付晝休 掛川泊

金谷晝休 藤枝泊 丸子晝休 江尻泊

蒲原晝休 吉原泊 原晝休 三島泊

箱根晝休 小田原泊 大磯泊 藤澤泊

辰休、 新宿晝休 川崎泊、 辰戸塚泊之節、

江戸まで

右泊々、晝休之所々相定候間、存其旨人馬無滯出

之、天和二戌年來朝之通可沙汰者也

戌九月

和泉 印

山城 印

大和 印

河内 印

大坂より江戸まで右宿中

按ずるに、河内は井上正等、大和は久世重之、

和泉は水野忠之なり、山城は前に注す、

今度琉球人就參府、傳馬人足並泊々御書付一通、

大坂より品川まで宿々遂拜見、御月番御老中の

急度可差出者也、

戊閏十月十日

對馬印

右宿中柳營

享保通鑿、○按するに、對馬は  
大坂御城代安藤重行なり、  
享保三年閏十月十七日

一今日琉球人之獻上物荷物、關原宿に止宿、

一廿一日、今日午之刻松平薩摩守琉球人同道、關原宿晝休、柳營日録、

同月市中見物人作法の事、および道造等の町觸あり、  
同八日琉球人江戸に着す、同十一日上使を以て、中將吉貴に米二千俵をたまふ、倭敷また古復す

享保三年閏十月、申渡、

琉球人近々參府仕、登城下城道上野、按するに、正徳度上野増上寺參詣の日さ有、これより後増上寺の事見へざるに、よれば、こたひよりやめられしにや、今詳に辨しかたし、猶寛文度の條に注、並御三家方、御老中方の參上、道筋の町々、道橋、下水、板橋、木戸、矢來等繕可申候、但當月中出來兼候木戸矢來、取拂若しかるまじき分は取拂可申候、右は琉球人御馳走と申にては無之候間、馬足あやうからず候様に繕、新敷木にて繕候分は、古木に取合候様に色付、惣體今月中に繕可申候、但心得かたき事は、早々書付可差出候、

閏十月、大成令補遺、

享保三年十一月五日

覺

琉球人參候に付、見物に罷出候ものとも大勢可有之候、町中に立留候而は、往還之障に可罷成候間、立やすらひ不申様可仕候、此旨町中被相觸候、右之通被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借裏裏之ものとも申聞せ、此旨町中殘らす可被相觸候、以上、

十一月五日

町年寄三人

同年十一月七日

一近日琉球人御當地に參着仕候間、町中不法無之様、急度可申付候、見物仕候ものとも、庇より外に罷出、琉球人通候刻、ゆひさし高笑ひ仕間敷事、

一琉球人參着申候に付、通筋町々道を造り、惡敷所者砂を入可申候、泥土などにて作申間敷候、勿論隣町と申合、並よく早々作可申候、少も遅々有間敷候、琉球人至着之日は、水を打、手桶面々家之前に並置、掃除無油斷、琉球人通候少し前、水打

可申事、

一琉球人通候刻、名主下知致し、月行事かけ廻り、不法無之様に可申付候、兩木戸脇之家主木戸に附罷在、喧嘩口論無之様可申付候、琉球人登城之日、次に爰元發足之節可爲右同前事、

享保三年戊十一月七日

右之通被仰出候間、町中家持は不及申、借屋店かり下々召仕等まで申聞せ、急度相守可申候、少しも油斷有間敷候、

十一月七日

町年寄三人正實事録

享保三年十一月八日、琉球人着府、柳營日録、享保通鑿

享保三年十一月八日、琉球人江戸至着、右召連松平薩摩守參府、享保年録、承寬日録、月堂見聞集

享保三年十一月十一日

米二千俵

松平薩摩守

右琉球使召連候に付被下候旨、大目付横田備中守罷越達之、柳營日次記

享保三年十一月十一日、松平薩摩守殿に、此度琉球人逗留中、先規之如く爲御扶持方二千俵被下之由、藻鹽草

同月十一日、中將吉貴より明日琉球の獻物を納るに  
より、御徒出役の事、および彼使者登城のときは、道  
番に及はざる旨御徒頭に命せらる、寶永正徳兩度は、同  
十二日、明日使者登城により、出仕の輩衣服刻限等の  
觸あり、このさきより、また外様大名登營せず、その  
他衣服等の外、寶永前の例に復せらる、  
享保三年十一月十一日、石川近江守按するに、詰番本  
若年遠茂、多久五郎へ渡、

御徒之者

琉球人獻上物有之候間、二十五人羽織袴着之、明  
十二月四時御城に罷出運候様に可被申候、

同月十二日、琉球人明十三日登城、獻上物今日上り  
候に付、手長吉田小右衛門組共二十五人勤出、衣服  
常服同日御目付三宅大學被申聞、琉球人登城に付、  
道番之儀明日は入不申旨、江原與右衛門に被申聞  
之、(朱書)

琉球人道番は先年は出候處、此度は不出、此後御  
徒方道番相止、以上、御徒方萬年記、

享保三年十一月、石川近江守相渡書付、  
琉球人登城之度々、御徒方道番に不及候、天和之  
通道筋之屋敷に御徒目付遣し、面々屋敷よりか

せめ出之、掃除等申付候様可被申觸候、  
十一月、享保年録、

享保三年十一月十二日

高 家 衆  
鴈之間 詰同 嫡子  
御奏者 番同 嫡子  
菊之間 縁類 詰同 嫡子  
芙蓉之間 御役人  
此外布衣以下之御役人

明十三日琉球中山王使者御禮申上候間、直垂狩  
衣大紋布衣着之、四ツ時、登城候様に可被相達候  
無官之面々は不及登城候、

十一月大成令補遺、

享保三年十一月十二日

布衣以上御役人  
法印法眼之醫師

明十三日、琉球人中山王使者御禮申上候間、大紋  
布衣着用、法印法眼は裝束にて、四時登城候様可  
被達候、享保年録、  
御徒方萬年記、

同月十三日、中山王尙敬の使者越來王子登城、中將吉

貴これを携ふ、巳中刻大廣間に出御、越來拜謁して御  
代替を賀し奉る、尙敬およひ自分の獻物あり、

享保三年十一月十三日

一今巳中刻、大廣間へ出御、緋御直垂、御先山城守、御  
太刀島山下總守、按するに、  
高家なり、御刀小笠原石見守、按す  
るに、  
御小姓薩摩守大隅守御目見畢而、越來罷出九拜畢  
而、山城守於御次之間、遠境相越太儀思召旨薩摩  
守へ相達、畢而越來自分御禮、於板縁奉三拜、畢  
而島津家來壹人拜謁、

獻物

御太刀一腰 御馬自注、  
鹿毛、一疋 壽帶香三拾  
箱 香餅一箱 龍涎香二箱 畦芭蕉  
布五拾端 島芭蕉布五拾端 薄芭蕉布  
五拾端 縮緬五拾卷 太平布百疋  
久米綿百把 青貝大卓二脚 堆錦硯屏  
一對 青貝籠飯一對 羅紗二拾間  
泡盛酒拾壺  
越來より  
壽帶香拾箱 大官香拾把 太平布二拾  
疋 島芭蕉布二拾端 泡盛酒二壺

一中山王書簡は、大目付仙石丹波守、松平石見守請  
取之、山城守へ渡之、

一御城中加番、塙重御門御弓頭松波六右衛門 中之  
御門御殿炮頭鳥居權之助 御臺所口前同加藤市右  
衛門御日記、

享保三年十一月十三日

一巳中刻、大廣間へ出御、御裝束、琉球人登城御禮  
有之候、

但、御次第書別紙に有之、獻上物音樂目錄等附  
録之、

一琉球人登城道筋、松平薩摩守芝屋敷より、増上寺  
表門通、夫より通町へ出、芝口御門より御堀端、  
幸橋薩摩守屋敷へ罷越、夫より松平丹後守屋敷  
前より、日比谷御門へ入、八重洲河岸小笠原右近  
將監、堀田伊豆守屋敷前通、按するに、右近將監屋敷は、  
今の龍口北角、森川出羽守  
屋敷、伊豆守屋敷は、今の大手腰  
掛後、酒井雅樂頭中屋敷なり、大手御門登城、退出之  
節右同斷なり、享保年録、

享保三年十一月十三日、中山王使者登城、諸大名直  
衣狩衣大紋布衣着之登城、無官之面々登城に不及、  
將軍家御直衣にて出御、御上段御着座、御代替に付

中山王使者越來王子御目見畢而、自分之御禮をも  
申上候、薩摩守家來北江作左衛門獻上物を以御目  
見、承覽録録、

享保三年十一月十三日、琉球人登城、御徒方本加御  
番組、御供番組、助御供番組、鬘斗目上下例刻出勤、  
御徒方  
萬年記、

享保三年十一月十三日、琉球使价越來王子謁、御前  
出仕之輩著烏帽子直垂、萬年記、

同月十四日、明日琉球人音樂およひ御暇により、寶永  
正徳  
兩度は、音樂御暇兩日なり、この  
ときまた古復して同日なる、出仕の輩衣服制限等の觸あ  
り、彼賜物手長、御徒出役の事を命せらる、

享保三年十一月十四日

明十五日、琉球人音樂、並御暇有之候に付、布衣  
以上之御役人、法印法眼之醫師寄合裝束着用、四  
時登城可有之候、享保年録、

享保三年十一月十四日詰衆廻狀

明十五日、琉球人音樂被聞召、並御暇被下候付  
而、御同席同嫡子大紋着之、登城可有之旨相達  
由、山城守殿被仰聞候間、御同席之衆御嫡子共に  
可被仰通候、尤無官之面々は、被罷出及不申候、

朝四ツ時揃にて候、以上、  
十一月十四日、武家殿制録續編、  
享保三年十一月十四日、左之御書付石川近江守、詰  
番吉田小右衛門へ渡、

御徒之者

明十五日、琉球人被下物在之候間、熨斗目麻上下  
着之運候様に可被申渡候、

十一月十四日御徒方萬年記、

同月十五日巳中刻、有徳院殿信院殿大廣間に出御、  
かの音楽を聴せらる、このときより、また、畢て中山王尙敬  
に、上意賜物の事、および越來王子に、御暇賜物の事  
を老中より傳ふ、

享保三年十一月十五日

一今巳中刻、大廣間に出御、緋御直垂、御先立山城  
守、御太刀長澤壹岐守、按するに、高家なり、御刀桑山豊後守、  
御小姓に、音楽上覽有之、  
音楽  
萬年春 鎖呐 照屋親雲上 横笛 伊良  
皆里之子 同 奥間里之子 鼓小銅鑼 富  
里里之子 銅鑼兩班 喜屋武里之子 三

金 伊野波里之子 三板 源河里之子  
賀聖明 同上  
樂清朝 同上  
唱歌  
日麗中天、自注、 管 伊良皆里之子 胡琴  
春色嬌、同上、 管 富里里之子、  
富里里之子、  
乾道泰、自注、 長線 當間里之子 琵琶 喜  
屋武里之子 三金 嵩原里之子 三板  
源河里之子  
再音楽  
鳳凰吟、自注、俗人萬年  
春の、こし、  
慶皇都、同上、  
唱歌

詩家事、自注、 管 伊良皆里之子 二線  
源河里之子 三線 伊野波里之子 同  
當間里之子 四線 嵩原里之子 同  
奥間里之子  
奉霞觴、自注、 長線 當麻里之子 琵琶  
喜武里之子 三金 嵩原里之子 三板

源河里之子

琉歌 三線 伊野波里之子 同 當間里之  
子

右相濟而、殿上之間に退去、薩摩守父子御目見畢  
而、越來大廣間三之間に出る、中山王に上意山城  
守傳達之、

銀五百枚  
銀二百枚  
時服十

銀三百枚  
時服三つ、

中山王に  
越來王子に  
從者に  
樂人に

一御城中加番 塀重御門御弓頭窪田勘右衛門 中  
之御門御龜頭倉橋三右衛門 御臺所口同阿部四  
郎兵衛御日記、

享保三年十一月十五日、巳中刻、長福様按するに、傳信  
院殿御功名、  
御本丸に被爲入、午上刻還御、巳下刻、大廣間に出  
御、琉球人音楽上覽有之、御暇被仰出被下物有之  
候、享保年録、

享保三年十一月十五日、琉球人登城、於大廣間御縁  
類音楽被仰付、相濟直に御暇被下之、

銀五百枚  
銀二百枚  
時服十

中山王に

銀二百枚  
時服十  
銀三百枚  
時服三つ、  
手長  
中山王使  
越來王子に  
惣中  
樂人  
林藤四郎  
組共

右熨斗目上下、明五時揃、

但被下物大廣間御縁類御杉戸三間程内より、  
御徒方請取、御玄關まいら、戸際まで手長相勤、  
同日本加番、御供番組、助御供番組、熨斗目上下に  
て例刻出勤、御徒方萬年記、

享保三年十一月十五日、琉球人登城、巳之中刻大廣  
間に出御、於御縁類琉球人音楽被仰付、午刻過相  
濟、御饗應無之、被下物有之御暇被下、享保通録、  
十一月廿一日、使者御三家方に參る、十二月二日江戸  
を發して歸國す、

享保三年十一月廿一日、琉球人五半時、御三家方に  
相廻る、柳營日記、

享保三年十二月二日、琉球人發鞞、人數上下九拾餘  
人也、承寛通録、

享保三年十二月十八日、琉球人關原晝休、松平薩摩



守家來島津内記相添罷越、琉球人人數上下九十四人、人足三百人、御傳馬百疋、駄賃馬百疋也、柳營日録、享保三年十二月廿一日、琉球人江戸より歸伏見に着、廿三日國元へ發足、月堂見聞集、

同四己亥年九月廿三日、去年參府せし使者、歸國の御禮として、薩摩國まで使札獻物を渡す、この日、中將吉貴より使者を以てこれを捧ぐ、證は、薩摩國來實の條にあり、

通航一覽卷之十四

琉球國部十四

○來貢 寬延元年

寬延元戊辰年五月廿七日、老中松平右近將監武元、同日與御右筆二人、八月十一日大目付二人、御目付二人、琉球人參府御用を命せらる、

寬延元戊辰年五月廿七日

松平右近將監

右當冬琉球人御用掛被仰付候、於奧相濟、

奧御右筆

平田半之丞

山中傳五郎

右同斷御用被仰付候、

同年八月十一日

新番所前溜

大目付

河野豐前守

能勢因幡守

右者琉球人參府御用被仰付之旨、右近將監申渡

通航一覽卷之十三終

之、

御目付

中山五郎左衛門

土屋長三郎

右同斷之旨、板倉佐渡守

按するに、若年寄勝清、寬延年申渡之、錄、御徒

方萬年

同年八月、かの賜銀吹立を銀座に命せられ、金銀吹替等の浮説を禁すへき旨觸しめらる、此町觸はし、其後道造掃除、及び見物人作法、火の元等の町觸あり、

寬延元年八月、覺

一琉球人參府に付、御用之儀銀座に申渡候趣、按す、寶曆度の御書付によるに、御用と、御勘定奉行の申渡候、あるは、の賜銀吹替の事なり、

就夫浮説可申觸哉、金銀吹替之儀者、曾而無之事に候條、決而右體之儀風説無之様可被取計候、諸事朝鮮人之節之通、可被相心得候事、

八月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、

八月十二日

町年寄三人 正寶事録、大成令續集、

寬延元年閏十月

一琉球人近日參府仕、登城下城道、并御三家方、御

老中方に參上道筋之道橋、下水、板橋、木戸、矢來等繕可申候、

但、當月廿日迄出來兼候木戸矢來くるしかる間敷分は、取拂可申候、

右者琉球人御馳走と申に而者無之候間、馬足あやうからす候様繕可申候、新敷木に而繕候分は、古木取合候様色付、惣體當月廿日迄に繕申へく候、但心得かたき事は、早々書付可差出候、

閏十月

同年十一月

一べ切 一人留

一手摺

此儀不及候事、

一日本橋肴商賣事、

右者、御三家方に參候歸に通候間、刻限夕方に成可申候間、平生之通に而可相濟事、

一高輪水茶屋之事、

右者、冬之内水茶屋無之候間、取拂に及間敷候、若有之候者取拂可申事、

一字田川橋左右矢切、

右矢切に不及、奇麗に掃除可致事、

一京橋竹商賣事、  
 右者、朝鮮人之節之通に者不及、奇麗に取片付可申事、  
 一到着之日、登城之日、其外所々に出候時分、大火焚候商賣者、相止可申事、  
 一町々火消道具取入可申事、  
 一名主裏付上下、町役人羽織立付着し可申事、  
 一芝田町四丁目横町見苦敷家作取崩し、勝手次第板圍可仕事、  
 同年十二月申渡  
 一看板  
 一暖簾  
 右者享保三戌年、琉球人參府之節者、一樣無之勝手次第取はつし致候、此度も享保年中之通相心得可申候、尤見苦敷看板者、取はつし可申候事、  
 一幕屏風  
 一二階窓簾  
 右同斷に候、右之内二階に者有合候簾懸可申事、  
 一横町見通見苦敷場所矢切、  
 右矢切に不及事、  
 一町屋之内、明地板圍、  
 右板圍に不及、竹垣葎等にて取圍可申候事、

一町々木戸無之横町繩張致し、棒突人足差出し置可申事、  
 一琉球人登城之節者、芝松平薩摩守屋敷より幸橋屋鋪迄、夜中罷越候由申候之間、右道筋町々相應挑灯差出可申事、  
 一御暇之節、西丸より退出之刻、萬一夜に入候者、右道筋町々挑灯之儀同斷、已上、大成令續集、  
 寛延元年十二月五日、琉球人到着に付申合、  
 一火之元之儀、別而入念可申事、  
 一逗留中自身番相勤、町内度々見廻、火之元可申付事、  
 但、目立候衣類に而相廻候儀者、無用可致候、  
 一到着登城、其外所々に罷出候道筋之儀者勿論、道筋近所町々大火焚候儀、相止可申候、  
 一路次番無之所者、暮時より路次可申事、  
 但、家主見廻り、火之元可申付事、  
 一出火有之候は、早速駆付候様に心掛け可申事、  
 一路次家前井戸遠き所者、四斗樽の水を入、差置可申事、  
 辰十二月

覺

一琉球人參候に付、見物に罷出候者共、大勢可有之候、町中に立止らせ候而は、往還之障に可罷成候間、立やすらい不申候様可仕候、此旨町中可相觸候、  
 十二月  
 右之通、被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、  
 十二月七日  
 町年寄三人  
 覺  
 一近日琉球人御當地に參着仕候間、町中不作法無之様、急度可申付候、見物仕候者共庇より外に不罷出候而、琉球人通候節、ゆひさし高笑仕間敷候事、  
 一琉球人參着申候に付、通筋之町々道を造り、惡敷町は砂を入可申候、泥土などにて造り申間敷候、勿論隣町と申合、並能早々造可申候、少も遅々有間敷候、琉球人到着之日は水を打、手桶面々家之所に並へ置、掃除無油斷、琉球人通り候少し前、水打可申候、  
 一琉球人通り候刻、名主月行事度々相廻り、不作法

無之様可申付候、兩木戸脇之家主、木戸に付居、喧嘩口論無之様申付候、琉球人登城之日、次に發足之節、右可爲同前之事、  
 右之通、被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、  
 十二月八日  
 町年寄三人正賣事録  
 十一月廿七日、かれ登城の時、出仕の輩下乗下馬供溜、及び出入口等の事を、御目付より達す、  
 寛延元年十一月廿七日、御目付中山五郎左衛門土屋長三郎達書三通、  
 一琉球人御本丸に登城、同日西丸に茂登城有之候付、御本丸より西丸に被相越候面々者、蓮池御門通罷越、西丸中之口より登城、退散之儀者同所御立關より、大手御門通退散之事、  
 一西丸に登城無之面々は、琉球人御本丸より退散後、大手御門通退散之事、  
 但、内櫻田御門之方は退出之面々者、琉球人西丸大手御門入候を見合退出之事、  
 一大手御門、内櫻田御門、西丸大手御門下馬に相殘候供之分者、主人登城候者、直に神田橋御門内

酒井左衛門尉屋敷脇、和田倉御門内馬場、外櫻田御門外に相拂差置申候、且又下馬に相殘候乗物挾箱、並供廻者、小笠原右近將監屋敷前、本多伊豫守屋敷後明地に相拂差置申候、出仕之面々退散之節、屋鋪向寄之方、右之場所々々之内に相廻居候様御申付可被成候、尤供廻差引之爲、御徒目付、御小人目付差出置候間、諸事指圖相用候様、是又御申付可被成候事、

十一月

御目付

琉球人登城之節、下乘より内供廻召連候覺、一四品以上、並萬石以上共、下乘より内、御玄關前冠木御門外迄者、侍二人、草履取一人、雨天之節傘持一人召連、冠木御門より内者、刀持一人、雨天之節者手傘用候事、  
一萬石以下、下乘より内、侍一人、草履取一人召連、御玄關冠木御門より内者、刀持一人、雨天之節者手傘用候事、  
一萬石以上以下、共挾箱下乗橋内一切入申間敷候事、  
但、部屋有之面々は、挾箱内に入候事、

一中之口登城之面々は、草履取召連候事、  
右之通、御心得可被成候、  
琉球人登城之節、出仕之面々供廻、御城内差置候場所覺、

一御玄關前冠木御門外に而相殘候供廻、并御玄關迄召連候供廻者、臺部屋口御門に相拂差置候事、  
一中之口より登城之面々供廻者、中之口御門内片寄差置申候事、  
一諸大名留守居御座敷向者勿論、中之口邊に茂一切差置不申候、主人刀持草履取指置候場所々々相拂候事、

十一月

御書付留、御觸書、但し御觸書に日附九日あり

十二月十一日、琉球人江戸に着す、同十二日松平島津少將宗信參觀御禮あり、同十三日從四位上中將に任す、同日上使を以て米二千俵を賜ふ、  
寛延元年十二月七日

御勘定奉行

琉球人參府付而、松平薩摩守に米二千俵被下候間可被相渡候、尤先例之通可被心得候、  
一琉球人松平薩摩守召連、來る十一日江戸着之事、

大成令續集、

寛延元年十二月十一日覺

一琉球人今日到着候間、先達而相觸候通、火之元無油斷入念見廻り相慎可申候、少も油斷有間敷候、以上、

十二月十一日

町年寄三人正寶事録、

寛延元年十二月十二日

一御禮之乘有之に付、御表出御御目見、

御黒書院

銀五十枚 參勤 松平薩摩守  
卷物二十 同人家米 島津兵庫  
銀馬代 同 鎌田典膳  
卷物二十

同月十三日

御白書院椽類

從四位之上 松平薩摩守  
中將ニ被任 右之通、位階被仰付候旨、御老中御列座相模守按  
るに、老中 堀田正亮 申渡之、  
上使大目付河野豐前守 松平薩摩守  
八木二千俵 右者、此度琉球人參府に付、前々之通被下之、已上

年録、

同月十二日、琉球人登城の時、出御已前使者御席拜見等の事を令せられ、また同日獻物手長御徒出役の事を命せらる、同十四日明日御禮により、兩丸に出仕の輩、衣服制限觸、市中には道筋掃除見物人作法等の觸あり、

寛延元年十二月十二日、宮内少輔按するに、若年寄松平忠恒、渡、

御目付

一來る十五日、琉球國中山王使者登城、御禮申上候節、出御已前、使者御禮之席致案内見せ可被申候、通詞茂附參候事、

一琉球人御座敷見分前に、出仕之面々大廣間を相廻り、詰候席に可被在之事、

一琉球人自分之御禮相濟候者、早速殿上之間に參候様、可被致候事、

右之通、可被得其意候、西丸に而も同様に可被心得候、

十二月

同日同斷、  
來る十五日、例月之御禮無之候、此段可被相觸

候、按ずるに、これ琉球人御禮あるによりてなり、  
十二月已上令條錄、  
憲教類典

寛延元年十二月十二日、宮内少輔渡御書付、

御徒頭に

御徒之者

琉球人献上物有之候間、二十人羽織袴着、来る十日五時、御城に罷出運候様可被申渡候、御徒方萬年記、  
寛延元年十二月十四日、松平右近將監、松平宮内少輔御書付三通、

大目付に  
御目付に

溜 御譜代大名同嫡子 詰

高 鴈之間詰同嫡子 家

御奏者番同嫡子

菊之間椽類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

右之面々、琉球人御禮之節、御本丸相濟、蓮池御

門通西丸に出仕候様に、向々に可被相達候、  
右同斷、

高 家

鴈之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間椽類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明十五日琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼裝束に而五半時登城、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、無官之面々者不及登城候、

但、法印法眼西丸に罷出に不及候、

十二月十四日

右同斷、

十二月十五日

表向五半時揃、以上、御書付留、

寛延元年十二月十四日覺

一明十五日琉球人登城に付、松平薩摩守芝屋鋪に

殘可被相觸候、以上、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

十二月十五日

町年寄三人大成令續集、

寛延元年十二月十五日、月次之御禮無之、琉球人登城に付、午之後刻大廣間に出御、御老中方若年寄衆五半時御登城、琉球國中山王正使具志川王子於大廣間御目見、中山王より献上物、

公方様に、一御太刀一腰 一御馬一匹 一壽帶香三十袋 一香餅二箱 一龍涎香百袋

一畦織芭蕉布五十反 一鳥織芭蕉布同 一薄織芭蕉布同 一縮緬五十卷 一太平布百疋 一久米綿百把 一青貝籠飯一對 一

同大卓二脚 一堆錦硯屏一對 一羅紗二十間 一泡盛酒十壺、

大御所様に、一御太刀一腰 一御馬一匹 一壽帶香二十袋 一香餅二箱 一龍涎香同

一太平布五十匹 一畦芭蕉布三十反 一鳥芭蕉布同 一薄芭蕉布同 一久米綿五十把

一久米綿百把

り將監橋片門前、増上寺裏門前通り、通町芝口橋御堀端通り幸橋御門に入、薩摩守屋鋪迄、道筋掃除入念間敷に應し、手桶に水を入し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様可仕候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、

十二月

右之通、被仰渡候間、町中不殘入念可被相觸候、以上、

十二月十四日

町年寄三人大成令續集、

同月十五日、中山王尙敬の使者具志川王子登城、中將宗信これを率ゆ、午後刻大廣間に出御、使者拜謁して御代替を賀し奉る、尙敬より有徳院殿、淳信院殿、淡明院殿に献物あり、使者もまた物を献す、同日西丸にも登城あり、

寛延元年十二月十五日覺

一琉球人今日登城候間、道筋手桶に水を入出置、尤琉球人通り候少し前に、水打、見物之者共往還に立やすらひ不申、惣而不作法無之様先達而相觸候通入念、勿論火之元切々見廻り候様、町中不

一縮緬三十卷 一羅紗十間 一青貝大卓二脚 一堆錦硯屏一對 一青貝籠飯同 一泡盛酒五壺、  
大納言様茂右同斷、於大廣間御板縁御目見、

自分之御禮 具志川王子  
公方様一、一壽帶香十袋 一大官香十把 一太平布二十疋 一島織芭蕉布二十反 一泡盛酒二壺、

大御所様大納言様茂右同斷寛延元年、

寛延元年十二月十五日、琉球人午之刻登城御禮相濟、西丸九登城、献上物數多有之、御徒方萬年記、

寛延元年十二月十五日、琉球人西丸登城、殿中大紋布衣素袍、如官日薄抄、柳營年表謄録、

寛延元年十二月十五日、中山王府使官員、慶賀

正使 具志川王子、奴子十四人 副使 紫巾與名原親方、奴子六人 贊儀官 池城親雲上、奴子二人

樂正 平敷親雲上 儀衛官 吳屋親雲上 掌翰史 津嘉山親雲上 圍師 眞喜屋親雲上

以上奴子 使贊 金城親雲上、渡嘉敷親雲上、座各二人、

喜味親雲上、幸池親雲上、樂師 名嘉地親雲上、稻嶺親雲上、伊舍堂親雲上、名護親雲上、津波親雲上、以上各二人 樂童子 智念里之子、奥原里之子、大城里之子、德嶺里之子、淺川里之子、伊江里之子、以上各二人 通計九十八員、  
琉球國中山王獻硯屏并題詩二首、閩闔排僂仗、千官祝至尊、鶯呼調舜樂、虎拜獻堯樽、南極紅雲繞、西池青鳥翻、共球來萬國、淑氣滿乾坤、

仰視碧天際、俯瞰綠水濱、寥闊無限觀、寓目理自陳、大矣造化工、萬殊莫不均、群籟雖參差、適我無非新、  
又上儲闈殿下二首、  
彤庭介壽恰深春、三月韶華景象新、御苑柳垂風徧拂、上林花發露霏勻、都綠聖澤涵濡久、更覺大工長養頌、天地陽和歸樂育、惟將山阜頌楓宸、  
二  
五紀載元良、垂衣靖萬方、彌天敷霧霧、卒土列冠裳、雉尾開宮扇、螭頭繞御香、山川增藻麗、雲漢煥文章、風詔開賢路、鴻儒觀國光、野人爭獻頌、壽域祝無疆、  
又上太上殿下二首、

壽域弘開天地同、遠來近悅效華嵩、循環花甲乾坤久、燦爛長庚景象隆、萼莢呈祥千葉翠、蟠桃獻瑞萬年紅、塗歌巷舞歡聲徧、南朔無殊西與東、

澹蕩春光滿曉空、逍遙御輦到離宮、山河眺望雲天外、臺榭參差烟霧中、庭際花飛錦綉合、林間鳥囀管絃同、即此歡娛齊鑄宴、唯應率土樂薰風、  
琉球國書翰、自注、三殿下、奉る書、亦同、

謹呈一翰候、公方様、大御所様、大納言様益御機嫌克被成御座、恐悅奉存候、然者就御代替、以使者御祝儀申上候儀、從大隅守奉願候處、如願被仰渡忝次第奉存候、因茲爲御祝儀、今般具志川王子差上候、隨而御太刀一腰、御馬一疋、並目錄之通献上之仕候、御執成奉願候、誠惶謹言、  
卯月十一日 中山王尙敬

酒井雅樂頭様  
堀田相模守様  
本多伯耆守様  
松平右近將監様

人々御中 琉球國聘使記附錄、  
○按するに、雅樂頭

同月十七日、明日音樂及ひ御暇により、出仕の輩衣服制限觸、また町觸あり、  
寛延元年十二月十七日、松平右近將監、松平宮内少輔渡御書付貳通、

大目付 御目付  
十二月十八日 表向五半時揃、  
同斷、

高 鷹之間詰同嫡子  
御奏者番同嫡子  
菊之間縁類詰同嫡子  
芙蓉之間御役人  
御本丸布衣以上御役人  
法印法眼之醫師  
明十八日、琉球人音樂被聞召、并御暇被下候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼裝束に而、五半時登城候様可被相達候、尤無官之面々者、不及登

城候、  
一同日於西丸茂、被下物有之候間、布衣以上御役人計長袴着用、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、

十二月十七日御書付留、憲數類典、  
寬延元年十二月十七日

明十八日、琉球人又々登城に付、松平薩摩守芝屋鋪より將監橋片門前、増上寺表門通通町、芝口橋御堀端通幸橋御門に入、薩摩守屋敷迄、道筋掃除入念、間敷に應し手桶を出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者、立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様可仕候、此旨町中可相觸候、

十二月大成令續集、

同月十八日、惇信院殿、浚明院殿大廣間に出御、彼音樂を聴せらる、畢て有徳院殿、惇信院殿、浚明院殿より、中山王尙敬に上意賜物、及び具志川王子に御暇賜物の事を老中より傳ふ、

寬延元年十二月十八日、公方様大納言様大廣間に出御、琉球人音樂被仰付、畢而於席々御吸物御酒御菓子被下之、御老中方若年寄衆五半時御登城、

一殿上之間御下段、具志川王子、  
一柳之間、從者惣中、

中山王へ被遺物、公方様より 一白銀五百枚 綿五百把 大御所様より 一白銀三百枚 時服二十四丸に 大納言様より 一右同斷 具志川王子へ公方様より 一白銀二百枚 時服十 大御所様より 一綿百把四丸に 大納言様より 一右同斷 公方様より 一銀三百枚 從者惣中へ 一時服三宛樂人共へ、

右之通、御暇に付被下之旨、於大廣間二之間、御老中若年寄衆御列座、松平右近將監申渡之、但、御本丸相濟、西丸に登城、寬延年錄、

寬延元年十二月十八日

一琉球人四時登城、大廣間に出御、音樂被仰付、溜詰御譜代大名御役人登城、  
一同斷に付、御手長役席々四組、並琉球人に被下物一組、都合五組出役有之、御徒方萬年記、

寬延元年十二月十八日、琉球人登金城、奉奏樂曲之名帖、

第一奏樂

萬年春

鎖呐 津波親雲上 笛 伊江里之子  
子 笛 德嶺里之子 鼓小銅鑼 知念里之子 插板 湊川里之子

第二奏樂

賀聖明 鎖呐 津波親雲上 笛 伊江里之子  
子 笛 德嶺里之子 鼓小銅鑼 知念里之子 韻鑼 大城里之子 插板 湊川里之子

第三

樂清朝 鎖呐 津波親雲上 笛 伊江里之子  
子 笛 德嶺里之子 鼓小銅鑼 知念里之子 韻鑼 大城里之子 插板 湊川里之子

第四唱曲

日麗中天自注、明曲、 洞簫 伊江里之子 三弦 知念里  
春色嬌 琵琶 奥原里之子 津琴 湊川里  
之子

第五

乾道泰自注、清曲、 三弦 知念里之子 琵琶 伊

江里之子 以上續談海、  
戊辰十二月十八日

音樂目

萬年春 賀聖明 樂清朝 日麗中天 春色嬌  
乾道泰 鳳凰吟 慶皇都 奉霞龜 詩家事  
琉歌

樂器

鎖呐、橫笛、鼓、銅鑼、三金、三板、管、  
胡琴、長線、琵琶、二線、三線、四線、

曲詞五首

日麗中天 天漏下 遲公卿侍燕多合儀 韶樂九迭  
奏獻 觴 九次爐烟細逐 祥風 吹 群臣舞蹈 天顏  
喜歲熟民康長 若此六龍廻駕 鳳樓深寶扇齊開 扶  
玉几 景星呈瑞慶雲 多兩 曜增 輝四序 和聖人道  
大如 天地歲歲年年 祭樂何  
春色嬌 麗容和暖 氣噴景物兒飄 飄 美堪憐 花  
開三月天嬌 嬌嫩如 鮮草 萌 芽桃似火柳如烟  
士女的王孫戲 奕鞦韆 青春 天一去 再不來 請

看上苑内蝴蝶兒對對的穿花把兩翅搨清明上  
景園和風吹牧丹玉樓人沈醉樂在香花兒天  
乾道泰坤道厚水又綠來山又青風雨順五穀盡  
皆豐登暖是皇恩雨露及遠今朝喜逢鳳閣降  
綸貴寶國明王襲爵士錦袍香氣繞龍麟千祥百  
福日月同光福國兼佑民俺黎庶鼓腹而歌重見唐  
虞盛世

奉霞觴莫負良宵美景一杯一酌共一笑  
瑤品香三牲五鼎訓兒曹經綸飽學男兒表若使三  
遷教兒曹書香已有饒必得个个簪纓妙紹  
笑裝伊須登壑昂霄代代公侯萬古標

詩家事在 新春桃紅柳綠傍溪橋 花映水中  
嬌鳥韻添文思賞 美景題詩賦吟的吟和的和便  
是詩家樂

執政回簡  
書翰令披見候、三御所樣益御機嫌克被成御座、恐悅  
之旨尤候、就御代替之御事、御祝儀爲可申上、今度

以使者具志川王子、如目錄献上候、御前被召出  
之、御喜色之儀候、猶薩摩守可申述候、恐々謹言、  
十二月  
松平右近將監武元  
本多伯耆守正珍  
堀田相摸守正亮  
酒井雅樂頭忠知

中山王 回答已上、琉球國聘使記附錄、  
寬延元年十二月十八日、琉球人今日登城に付、十五  
日同斷之御觸有之、正實事錄○按するに、同斷であるは、  
同月廿一日、琉球人御三家方にまいる町觸あり、同廿  
七日江戸を發して歸國す、歸途尾張國に在りて、使費  
寬延元年十二月廿日  
覺

明廿一日、御三家方の琉球人參候道筋、松平薩摩守  
芝屋敷より赤羽橋、土器町西久保八幡町より、天德  
寺裏門前、相良政太郎屋敷前通り、御堀端虎御門に  
入、松平筑前守屋鋪前脇、井伊掃部頭屋鋪後、永田  
馬場松平出羽守屋鋪脇前、紀伊國殿へ罷越、夫より  
麴町五丁目、四ッ谷御門に出、市ヶ谷八幡前より尾  
張殿へ罷越、夫より又八幡前に出、市ヶ谷御門外、

御堀端通り、舟河原橋小石川御門外水戸殿へ罷越、  
夫より聖堂前昌平橋へ入、須田町通町芝口橋、増上  
寺表門より片門前町、將監橋より薩摩守芝屋敷に  
歸り候間、道筋掃除入念、間敷に應し、手桶に水を  
入出し置可申候、先達而相觸候通、町中往還之者、  
立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様可  
仕候、此旨町中不殘可被相觸候、以上、  
辰十二月  
右之通、被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、  
十二月廿日 町年寄三人  
同月廿七日、琉球人今日御當地發足、已上、正實事錄、  
寬延元年十二月下旬、琉球使還其國、正月到宮驛渡  
嘉敷親雲上死、葬海國寺、墓碣云、  
表琉麻氏渡嘉敷親雲上法直巖玄性居士之墓、  
渡嘉敷親雲上、姓麻名直富、是琉球國中山王正使  
具志川王子之使贊官也、從江都歸到尾州宮驛而  
病、物故時寬延二年己正月十二日、本日葬埋于  
海國寺地方、

琉球同僚泣血拜立琉球國聘使記附錄  
十二月廿八日、御用掛大目付御目付等に賜物あり、

寬延元年十二月廿八日  
時服三宛 大目付 河野豊前守  
能勢因幡守  
御目付 中山五郎左衛門  
同二宛 領土屋長三郎  
右者、琉球人御用掛り相勤候に付被下旨、於芙蓉  
間老中列座、右近將監申渡之、  
銀五枚宛 御目付 岡松覺右衛門  
小知藤右衛門  
菰田仁右衛門  
窪田忠藏  
小川孫七郎  
秋山豊五郎  
同二己巳年二月十六日 芙蓉間 御目付 土屋長三郎  
時服二 右者、去年琉球人御用相勤候に付被下之旨、伯耆

守申渡、若年寄侍座、寛延年録、

通航一覽卷之十五

琉球國部十五

○來貢 寶曆二年

寶曆元辛未年九月廿日、大目付御目付各二人つゝ、琉球人參府御用を命せらる、是より先、老中本多伯耆守正珍、其御用取扱ひ仰付らる、

寶曆元辛未年九月廿日

大目付伊丹兵庫頭

松下肥前守

御目付横田十郎兵衛

稻生下野守

右者、來年琉球人參上に付、御用可相對旨被仰付之、

右御用、本多伯耆守殿御掛、先達而被仰付之、

同二壬申年二月廿一日

琉球人御用掛 御徒目付松前主馬

右被仰付之、按ずるに、稻生下野守代なり、御徒方萬年記、

同二壬申年六月、琉球人の賜銀吹立を銀座に命せら

通航一覽卷之十四終

れ、かつ其事により、市中の浮説を禁せらる、その後、またしはく町觸あり、みな寛延度に同し、

寶曆二壬申年六月

御勘定奉行の

琉球人の被下候銀子之儀、去る辰年按ずるに寛延元年なり、被下候銀子之位に、吹直被下候間、可被得其意候、尤其外より贈候銀も、右位之銀遣す筈に候間、贈物有之面々より申達次第相談候様、銀座に可被申渡候、

六月、大成令續集、

寶曆二年六月覺

琉球人參府に付、御用之儀銀座に申渡候趣、御勘定奉行に申渡候、就夫、浮説可申觸哉、金銀吹替之儀は、曾而無之事に候條、決而右躰之儀、風説無之様に可被取計候、諸事去る辰年之通、可被相心得候、以上、

六月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

七月二日

町年寄三人正寶事録、

寶曆二年十一月

一バ切 一人留 一手摺

此儀に不及事、

一高輪水茶屋、

右此節も水茶屋有之候は、取拂可申事、

一字田川橋左右矢切、

右矢切に不及、奇麗に掃除可致事、

一京橋竹商賣、

右朝鮮人之節之通には不及、奇麗に取片付可申事、

事、

一到着之日、登城之日、其外所々に出候時分、大火

焚候商賣は相止可申事、

一町々火消道具取入可申事、

一名主裏附上下、町役人羽織立附着可申事、

同月

一看板暖簾、

右者、寛延元年琉球人參府之節、一樣に無之勝手次第取はつし致し候、此度も寛延年中之通相心得可申候、尤見苦敷看板者、取はつし可申候事、一幕屏風、一二階窓簾、右同斷候、右之内二階に者有合候簾掛可申候事、



一横町見通見苦敷場所矢切、  
 右矢切に不及候事、  
 一町屋之内明地板圍、  
 右板圍に不及、竹垣葎等にて取圍可申候事、  
 一町々木戸無之横町繩張致、棒突人足差出置可申事、  
 一琉球人登城之節は、芝薩摩守屋敷より幸橋屋敷迄、夜中罷越候由候之間、右道筋町々相應に挑灯差出可申事、  
 一御暇之節、西九より退出之刻、萬一夜に入候はは、右道筋町々挑灯之儀右同斷、大成令續集、  
 寶曆二年十一月覺

前にならへ置、掃除無油斷、琉球人通り候少し前、水を打可申候事、  
 一琉球人通り候刻、名主月行事度々相廻り、無作法無之様可申付事、  
 一兩木戸脇之家主木戸に附居、喧嘩口論無之様可申付候、琉球人登城之日、次に發足之節、右可爲同前事、  
 申十一月  
 右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、  
 十一月廿七日  
 町年寄三人

町年寄三人

琉球人到着に付申合

一火之元之儀、別而入念可申事、  
 一逗留中、自身番相勤、町内度々見廻り、火之元可申付事、  
 但、目立候衣類に而相廻候儀は、無用可致事、  
 一到着登城、其外所々に出候節、道筋之儀は勿論、近所町々大火焚候儀、爲相止可申事、  
 一路次番無之所は、暮時より路次可申事、  
 但、家主見廻り、火之元可申付事、  
 一出火有之候は、早速欠附候様、人足等別而心掛置可申事、  
 一路次家前井戸遠き所は、四斗樽の水を入、差置可申事、  
 右者、五年以前辰年年番申合之書付之通、此度も申合候間、御通達申候、以上、  
 申十一月廿七日  
 年番以上、正實事録、大成令續集、  
 寶曆二年十一月廿九日  
 一昨廿七日相觸候琉球人參府に付、町觸文言之内、家前に手桶並置可申旨有之候得共、不及其儀、五年以前辰年之通、自身番所之前に、積手桶

可致旨、通筋町々名主共々申渡、

十一月  
 同月  
 一琉球人近々參府仕、登城退出、并御三家方御老中方に罷越候道筋之道橋、下水、板橋、木戸、矢來等繕可申候、但琉球人到着迄、出來兼候木戸矢來取拂候而、くるしかる間敷分は、取拂可申候、  
 右者、琉球人御馳走と申に而は無之候間、馬足あやうからす候様繕、新敷木に而繕候分は、古木に取合候様色付、早々繕可申候、但心得かたき事は、早々書付可差出候、  
 十一月、以上、大成令續集、  
 十一月朔日、琉球人登城の時、出仕の輩、下乗下馬供溜出入口等の書付を、御目付より達す、  
 寶曆二年十一月朔日、掛り御目付より達、  
 琉球人登城之節、下乗供廻り召連候覺、  
 一四品以上、并萬石以上共、下乗より内、御玄關前冠木御門外迄は、侍二人、草履取一人、雨天之節は、傘持一人、冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用候事、

一萬石以下、下乗より内、侍一人、草履取一人、雨天之節は、傘持一人召連、御玄關前冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用ひ候事、一萬石以上以下共、挾箱下乗橋内、一切入間敷候事、

但、部屋有之面々は、挾箱内に入候事、  
一中之口より登城之面々、草履取召連候事、  
一音楽之節は、供廻り平生之通召連候事、  
右之通、御心得可被成候、

十一月

横田十郎兵衛  
松前主馬

琉球人登城之節、出仕之面々供廻り、御城内に差置候場所覺、  
一御玄關前冠木御門外に而、相殘候供廻り、并御玄關前迄召連候供廻、四品以上は臺部屋口御門之内に差置、四品以下萬石以上以下共、供廻は中御門外御先手加番所後に差置候事、  
一中之口より登城之面々供廻りは、中之口御門内片寄差置候事、  
一諸大名留守居御座敷向は勿論、中之口邊にも一

切差置不申候、主人之刀持草履取差置候場所場所相拂、尤西丸に而も同様に候事、  
右之通、御心得可被成候事、

十一月

横田十郎兵衛  
松前主馬御書付寫、大成令續集

寶曆二年十一月  
一琉球人御本丸に登城、同日西丸にも登城有之候に付、御本丸より西丸に被相越候面々は、蓮池御門通罷越、西丸中之口より登城、右召連候供廻りは、同所御裏御門外、御春屋前脇に相拂差置、琉球人退散以後、右供廻り繰入、退出之儀は、同所御玄關より大手御門通退散之事、  
一西丸登城無之面々は、琉球人御本丸より退散後、大手御門通退出之事、  
但、内櫻田御門之方退出之面々は、琉球人西丸大手御門入候を見合、退出之事、  
一大手御門、内櫻田御門、西丸大手御門下馬に相殘候供之分は、主人登城候は、直に神田橋御門内小笠原伊豫守屋敷後、和田倉御門内馬場先、櫻田御門外上杉大炊頭屋敷脇、水野肥前守屋敷前

相拂片寄差置申候、且又下乗の相殘候乗物挾箱、并供廻りは、小笠原伊豫守屋敷前、本多丹後守屋敷後明地の相拂差置申候、出仕之面々退散之節、屋敷向寄之方、右之場所々々之内に相廻居候様、御申付可被成候、尤供廻り爲差引之御徒目付、御小人目付差出置候間、諸事差圖相用候様、是又御申付可被成候、  
十一月  
横田十郎兵衛  
松前主馬御書付寫、御書付寫、御書付寫  
十二月二日、琉球人江戸に着す、其後松平島津、少將重年に米二千俵を賜ふ、  
寶曆二年十一月廿八日、信濃守按ずるに、若年、渡、  
御勘定奉行の  
琉球人松平薩摩守召連來月二日江戸着候等之事  
十一月  
同年十二月  
御勘定奉行の  
琉球人參府に付、松平薩摩守に米二千俵被下候之間、可被相渡候、尤先例之通可被心得候、已上、大成令續集、

寶曆二年冬十二月二日、中山王尙喜使今歸仁等來聘、琉球國聘使記附錄、  
同月十三日、琉球人御禮已後、西丸にも登城せるにより、出仕の輩、供廻り、及び衣服の事を御目付より達す、同十四日明日御禮により、出仕の輩、衣服刻限、衣服は長袴なり、往年は寶曆使恩謝使登城の時にも長袴なりし、寶永度より寶曆には裝束なる、しければ恩謝の時のみ長袴ならし、定められたるへし、ならひに布衣の役人のみ、西丸にも登城すへき旨令せらる、また町觸あり、同日少將重年より彼献物を納むるに、御徒一組出役す、  
寶曆二年十二月十三日  
先達而申達候琉球人登城之節、下乗内召連候供廻之儀、此度西丸御禮謁に付、召連候供廻り、音楽之節之通りに候事、  
但、供廻り差置候場所之儀、先達而相達し候通候事、  
右之通、御心得可被成候、以上、  
十二月十三日  
横田十郎兵衛  
松前主馬  
同月十三日  
琉球人登城御暇之節、御目通之外、殿中巽斗目麻

上下着用之事、

十二月十三日

横田十郎兵衛  
松前主馬

同月十四日、本多伯耆守按するに、老中正珍、渡、

高家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明十五日、琉球人御禮申上候間、長袴着用五半時

登城候様に、可被相觸候、

一同日於西丸獻上物有之候間、布衣以上御役人計、

御本丸相濟次第、蓮池御門通西丸に罷出候様可

被達候、

十二月十四日、以上、御書付寫、

寶曆二年十二月十四日、琉球人獻上物有之候に付、

手長御徒一組羽織袴に而出勤、但組頭は裏附上下

に而出勤、御徒方萬年記、

寶曆二年十二月十四日覺

明十五日琉球人登城に付、松平薩摩守芝屋敷より

將監橋片門前、増上寺表門通通町、芝口橋御堀端通

幸橋御門に入、薩摩守屋敷迄、道筋掃除入念、間敷

に應し、手桶に水を入出し置可申候、先達而相觸候

通、町中往來之者、立やすらひ申間敷候、尤見物之

者無作法無之様可仕候、此旨町中可被相觸候、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相

觸候、以上、

十二月十四日

町年寄三人正寶事錄、大成令續集、

同月十五日、中山王尙穆の使者今歸仁王子登城拜謁

す、襲封の御禮なり、尙穆及び今歸仁自分の獻物あ

り、西城にも登營す、

寶曆二年十二月十五日、琉球人登城御禮相濟退出、

西丸に登城、御徒方萬年記、

寶曆二年十二月十五日、琉球代替御禮、西丸登營、

殿中長袴出人半袴、柳整年表略録、

寶曆二年十二月十五日、琉球使朝城、献方物、

中山王府使官員

恩謝正使 今歸仁王子

副使 小波津親方

贊儀官 濱川親雲上 樂正 謝花親雲上

伊差川親雲上 掌翰使 渡嘉敷親雲上

團師 眞嘉屋親雲上 樂師 瑞慶田親雲上

城田親雲上、徳萌親雲上、伊江親雲上、田崎親

雲上 樂童子 喜屋武里之子、眞境名里之

子、立津里之子、摩文仁里之子、東風平里之子、

幸地里之子、

上献禮物

御太刀一腰 御馬代銀五十枚 中央卓二

脚籠飯一對 壽岩人形二鉢 烏芭蕉布五

十端 練芭蕉布同 薄芭蕉布同 太平

布百匹 久米綿百把 泡盛酒五壺

上献儲君殿下禮物

御太刀一腰 御馬代銀五十枚 中央卓二

脚籠飯一對 壽岩人形二對 烏芭蕉

布三十端 練芭蕉布同 薄芭蕉布同

太平布五十匹 久米綿五十匹 泡盛酒三

壺 正使私親禮物

大黃香一箱

壽帶香五箱 烏芭蕉布十端

練芭蕉布同 泡盛酒二壺、琉球國聘使記、

同月十七日、明日琉球人音樂御暇により、出仕の輩衣

服刻限觸、また町觸あり、

寶曆二年十二月十七日、本多伯耆守松平宮内少輔

按するに、若渡、年寄忠恒、

高家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

御本丸布衣以上御役人

法印法眼之醫師

明十八日、琉球人音樂被開召、并御暇被下候間、

長袴着用五半時登城候様に、可被相達候、

一同日於西丸も被下物有之候間、布衣以上御役人

計、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可被達候、

十二月十七日

同月十七日覺

一明十八日、琉球人又々登城に付、松平薩摩守芝屋

敷より將監橋片門前、増上寺表門通り通り町、芝

口橋御堀端通幸橋御門の入、薩摩守屋敷迄、道筋掃除入念、間敷に應し手桶を出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様、此旨町中可相觸候、

十二月、以上、大成令續集、

同月十八日、琉球人登城音楽を命せられ、御暇賜物あり、

寶曆二年十二月十八日、琉球人登城、音楽等有之、畢而拜領物有之、略之、手長等御役當如例、御徒方萬年記、

寶曆二年十二月十八日、音楽御暇、柳營年表附録、

寶曆二年十二月十八日

上、賜中山王并正使之品、銀五百枚、綿五百把中山

王 銀二百枚、時服十正使 銀三百枚從者 時

服樂童十二人、各三襲

儲君賜中山王并正使之品、銀三百枚中山王 綿三

百把正使、琉球國聘使記附録、

同月十九日、琉球人東叡山御宮に參拜す、同廿二日御

三家方に參る、みな町觸あり、

寶曆二年十二月十八日覺

明十九日、上野の琉球人罷越候道筋、松平薩摩守芝

屋敷より増上寺表門前、夫より通町、芝口橋より御堀端通幸橋御門の入、薩摩守屋敷脇、松平丹波守屋敷脇、松平大膳大夫屋敷脇前通り、日比谷御門八代洲河岸、龍之口酒井石見守屋敷前、大手御門前通り一ツ橋御門の出、本庄和泉守屋敷前通り、御用屋敷前、夫より稻葉丹後守屋敷前、戸田能登守屋敷前、筋違橋御門の出、御成道通り黒門文殊樓通、御宮の參詣仕、夫より文殊樓の出、凌雲院前通り御本坊の罷越、夫より薩摩守宿坊明王院の立寄、罷歸候節も元之道筋、筋違橋御門の入、戸田能登守屋敷前、稻葉丹後守屋敷前、御用屋敷前通り、鎌倉河岸より本町の出、同二丁目より通町の出、薩摩守芝屋敷の罷歸り候間、道筋掃除入念、間敷に應し、手桶に水を入出し置可申候、先達而相觸候通、町中往來之者立やすらひ申間敷候、尤見物之者不作法無之様可仕候、此旨町中可相觸候、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

十二月十八日

町年寄三人 正寶事録、大成令續集、

寶曆二年十二月十九日、琉球人上野御宮の參詣に付、御宮廻り一組出勤、

勤番

永井内膳組共 御徒方萬年記、

寶曆二年十二月十九日、琉球人上野拜禮、柳營年表附録、

寶曆二年十二月廿一日覺

明廿二日、御三家方の琉球人參候間、道筋松平薩摩

守芝屋敷より、赤羽橋土器町筋、西久保八幡前より

天徳寺裏門前、相良志摩守屋敷前通、御堀端虎御門

の入、松平筑前守屋敷脇、井伊掃部頭後、永田馬場

松平出羽守屋敷脇前、紀伊國殿の罷越、夫より麴町

五丁目より四ッ谷御門出、市谷八幡前より尾張殿

の罷越、夫より又八幡前の出、市谷御門外御堀端通

船河原橋、小石川御門外水戸殿の罷越、夫より聖堂

前昌平橋の入、須田町通通り町、芝口橋増上寺表門

前、片門前町將監橋より薩摩守芝屋敷の歸候間、道

筋掃除入念、間敷に應し、手桶に水を入出し置可申

候、先達而相觸候通、町中往立やすらひ申間敷

候、尤見物之者、不作法無之様可仕候、此旨町中不

殘可相觸候、

十二月

右之通、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上、

十二月廿一日

町年寄三人 正寶事録、大成令續集、

通航一覽卷之十五終

### 通航一覽卷之十六

#### 琉球國部十六

○來貢 明和元年、

明和元年甲申年三月十九日、大目付御目付各二人つゝ、琉球人參府御用を命せらる、老中御用懸に、松平右京大夫輝高なり、是より前命せられしなり、五月彼滞府中、火災の時立退場の事を、老中より寺社奉行に達す、此事はしめ、同月かの賜銀吹立を、銀座に命せらるゝにより、銀子を贈れる輩も、これに准すへき旨令せらる、

明和元年甲申三月十九日

大目付池田筑後守稻垣出羽守、御目付曲淵勝次郎長崎半左衛門、琉球人參府之節、御用可相勤旨被仰付之、御日記

明和元年五月

#### 寺社奉行に

琉球人、當秋江戸表逗留中、若出火之節、愛宕下青松寺退場に致度由に候、此儀は薩摩守方より相對可致旨相達候間、右之趣青松寺に可被申置候、

五月

同月 琉球人に相贈候銀子之儀に付、銀座に申渡候趣有之間、銀子相贈候面々、銀座に相談候様可被達候、

五月

#### 御勘定奉行に

同月 琉球人に被下候銀子之儀、當春朝鮮人に被下候銀子之位に吹直被下候間、可被得其意候、其外より贈候銀も、右之位之銀遣管候間、贈物有之面々より申達次第、相談候様、銀座に可被申渡候、

五月已上、大成令續集、

十一月九日、琉球人江戸に參着す、同十三日上使を以て、松平島津、中將重豪に米二千俵を賜はる、此日重豪從四位上中將に叙任す、

明和元年十一月九日、來聘琉球人姓名、

- 正使 讀谷山王子 副使 湧川親方 替儀
- 官 譜久親雲上 樂正 小藤親雲上 儀衛
- 正 牧志親雲上 掌翰史 兼ヶ段親雲上
- 圍帥 眞喜屋親雲上 使贊 森山親雲上

樂師 高宮城親雲上 同 前川親雲上 同

翁長親雲上 同 龜島親雲上 同 多嘉山

親雲上 同 幸地親雲上 同 久志親雲上

同 德原親雲上 樂童子 田島里之子 同

德村里之子 同 源河里之子 同 佐久真

里之子 同 羽地里之子 同 神村里之子

右之外、醫師中官下官等有之、

松平薩摩守家來家老

川 田 伊 織

番頭 矢野清左衛門

用人 島 津 矢 柄

側用人 岩下左次右衛門

目付 木場太郎左衛門

右之通掛り、明和年鑑、栗園漫抄、

同日

米二千俵 上使池田筑後守 松平薩摩守

右は、琉球人參府に付被遣之、

同日

#### 御白書院縁類

琉球人不相替召連參府之段、御機嫌被思召、依而被任中將、從四位上被叙、松平薩摩守

右被仰付旨老中列座、右京大夫申渡之、以上、御營日記、

同月七日、琉球人御禮の時、出仕の輩下乗下馬供溜出入口等、及び衣服の事を、御目付より達し、同時出御已前、使者御席拜見等の事、出仕の輩衣服制限等の事、ならひに布衣の役人のみ、西丸にも登營すへき旨命せらる、

明和元年十一月七日

一 琉球人、御本丸に登城、同日西丸にも登城有之候に付、御本丸より西丸に被相越候面々、蓮池御門通罷越、西丸中之口より登城、退散之儀は、同所御玄關より大手御門通退散之事、

一 西丸に登城無之面々は、琉球人御本丸より退散後大手御門通退散之事、

但、内櫻田御門之方退退之面々も、琉球人西丸大手御門を入候を見合、退出之事、

一 大手御門、内櫻田御門、西丸大手御門下馬に相殘候供之分は、主人登城候は、直に神田橋内酒井左衛門尉屋敷脇、和田倉門内、馬場先、外櫻田御

門外に相拂差置申候、且又下乘に相殘候乗物挾箱、并供廻りは、小笠原左京大夫屋鋪前、本多丹後守屋鋪後の相拂差置申候、出仕之面々、退散之節屋敷向寄之方、右之場所々々之内に相廻し居候様、御申付可有之候、尤供廻り差引のため、御徒目付御小人目付差出置候間、諸事差圖相用候様、是又御申付可被成候、以上、

十一月

曲淵勝次郎  
長崎半左衛門

琉球人登城之節、出仕之面々供廻り、御城内差置候場所覺、

一御玄關前、冠木御門外に而相殘候供廻り、并御玄關前迄召連候供廻りは、臺部屋口御門内の相拂、差置申候事、

一中之口登城之面々、供廻りは、中之口御門内の片寄差置申候事、

一諸大名留守居御座敷向は勿論、中之口邊にも、一切差置不申候、主人刀持草履取差置候場所々々の相拂申候事、

右之通、御心得可被成候、以上、

十一月

曲淵勝次郎  
長崎半左衛門

琉球人登城之節下乘より内供廻り召連候覺一四品以上并萬石以上は、下乘より内、御玄關前冠木御門外迄は、侍二人、草履取一人、雨天之節傘持一人、冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用候事、

但、中之口登城之面々は、草履取召連候事、一萬石以下、下乘より内、侍一人、草履取一人召連、御玄關前冠木御門より内は、刀持一人、雨天之節は手傘用候事、

但、中之口登城之面々は、草履取召連候事、一萬石以上以下共、挾箱下乗橋内は、一切入申間敷事、

但、部屋有之面々は、挾箱内に入候事、一音楽之節、供廻り平生之通り召連候事、右之通、御心得可被成候、以上、

十一月

曲淵勝次郎  
長崎半左衛門

同月七日、御目付長崎半左衛門達書、

一琉球人登城、并御暇之節、御目通罷出候者之外は、殿中鬘斗目半袴着用可致旨、右京大夫殿攝津守殿按するに、若年寄松平忠恒被仰渡候、依之御達申候、以上、

十一月

曲淵勝次郎  
長崎半左衛門已上、令條、御觸書、

明和元年十一月

御目付に

一來る廿一日、琉球國中山王使者登城御禮申上候節、出御以前に使者御禮之席致案内、見せ可被申候、通詞も附參候事、

一琉球人御座敷見物前に、出仕之面々大廣間相廻詰候席々可罷在候事、

一琉球人自分之御禮相濟候は、早速殿上之間に參候之様、可被致候事、

右之通、可被得其意候、西丸に而も同様可被心得候、十一月、天明集錄、

明和元年十一月廿日

高家  
鷹之間詰同嫡子  
御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上之御役人

法印 法眼 醫師

右明廿一日、琉球人御禮申上候間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼醫師裝束に而、五半時登城候様に可被達候、無官之面々は登城に不及候、

一同日於西丸、若君様は献上物有之候間、布衣以上之御役人計、御本丸相濟次第、蓮池御門通西丸に罷出候様に可被達候、琉球人來聘記、令條錄、御觸書、

明和元年十一月廿日

一明廿一日、琉球人登城に付、當番之面々鬘斗目麻上下着用、明六時交代、

一揃は五半時揃、諸事先達而之通之由、

一明廿一日、琉球人登城に付、寛延元辰年之通、御本丸御禮相濟、西丸に蓮池通り諸向可參之由、

但、挾箱相持筥、

一供之者、衣服五節句之通平服之由、

一老中方、五時登城之由、

右之通、御目付申聞候、柳營日記、

同月廿一日、巳中刻大廣間に出御、中山王尙穆の使者、讀谷山王子拜謁して、御代替を賀し奉る、尙穆及び讀谷山自分の献物あり、西城にも登る、また献物あり、

明和元年十一月廿一日

一巳中刻、大廣間出御、御直垂、御先立周防守、按ずる松平、御太刀由良播磨守、按ずる高家、御刀横田筑後守、按ずるに、御上段御着座、御簾懸之、御後座御側衆御太刀之役伺公、  
一御下段西之方、上より三疊目、肥後守、雅樂頭、兵部大輔、按ずるに、松平肥後守、酒井、老中着座、  
一西之御縁に、佐渡守用人板倉勝清、若年寄伺公、西之御縁方に疊敷之、高家鷹之間詰之四品以上列座、  
一南板椽に諸大夫、鷹之間子、奏者番子、菊之間子、番頭、芙蓉之間役人伺公、  
一二之間、四品以上之御譜代大名列居、三之間、布衣法印法眼列居、  
一薩摩守御下段御敷居之内御目見、琉球之使者召連遠路大儀被思召之段、上意有之退座、中山王よ

り所献之品々、出御已前南之椽御目通に順に並置、献上之御馬者庭上に引之、  
一献上之御太刀目録、御奏者番持出之、御中段下より二疊目に置之、中山王と披露、王子御下段四疊目に而奉九拜而退去、右京大夫召之、讀谷山遠境相越、大儀思召旨被仰出之、於御次薩摩守を以達之、  
一讀谷山重而自分之御禮、於板椽奉三拜、殿上間に退去、  
一堀重御門御弓頭長谷川太郎兵衛、中之御門鐵炮頭諏訪左源太、御臺所口前、井中之口竹中彦八郎、御日記、

明和元年十一月廿一日

一今日琉球人登城に付、御表に出御、御目見相濟、夫より西丸に登城、殿中装束、  
正使 讀谷山王子  
公方様、中山王より献上物、  
一御太刀一腰 一御馬一匹 一壽帶香三十箱 一香餅二箱 一龍涎香百袋 一島  
太平布百疋 一畦織芭蕉布五十端 一島

織芭蕉布五十端 一薄芭蕉布五十端 一久米島綿百把 一縮緬五十卷 一羅紗二十間 一青貝大卓二脚 一堆錦硯屏一對 一青貝籠飯一對 一泡盛酒十壺 以上  
公方様、正使讀谷山王子自分献上物、  
一壽帶香十箱 一大官香十把 一太平布二十疋 一島織芭蕉布二十端 一泡盛酒二壺 以上  
若君様、中山王より献上物  
一御太刀一腰 一御馬一匹 一壽帶香二十箱 一香餅二箱 一龍涎香五十袋 一太平布五十匹 一畦織芭蕉布三十端 一島織芭蕉布三十端 一薄芭蕉布三十端 一久米島綿三十把 一縮緬三十卷 一羅紗十間 一青貝大卓二脚 一堆錦硯屏一對 一青貝籠飯一對 一泡盛酒五壺 以上

若君様、正使讀谷山王子自分献上物、  
一壽帶香十箱 一大官香十把 一太平布二十疋 一島織芭蕉布二十端 一泡盛酒

二壺 以上琉球人來聘記、  
明和元年十一月廿一日、今午上刻琉球人登城御禮相濟、未上刻退出、夫より西丸に登城、献上物手長御役當有之、御徒方萬年記、  
同月十日、琉球人御暇の時、御徒頭西丸にも登營の事、及び御徒方給仕手長の事を命せらる、同廿三日高家由良播磨守に、音樂の時御太刀の役を仰付らる、同廿四日明日音樂御暇により、出仕の輩衣服刻限等の觸あり、  
明和元年十一月廿三日、松平右京大夫良阿彌を以、渡御書付、  
明後廿五日、琉球人音樂被聞召候付而、  
御太刀之役 由良播磨守  
右之通可被勤候、  
十一月、御觸書、

明和元年十一月十日

一琉球人御暇之節、御本丸御規式相濟、御同役之内、四人被仰合、西丸に御越可有之候、尤於西丸御臺所被下候事、  
右之趣、右京大夫殿攝津守殿按ずるに、若年被仰渡候、

諸事寛延元辰年之通、御心得可有之候、以上、

十月

曲淵勝次郎  
長崎半左衛門  
帝鑑之間 手長 御徒 拾人程  
殿上之間 手長 御徒 拾人程  
柳之間 手長 御徒 一組  
右者琉球人音楽相濟、松平薩摩守、并中山王使者  
に、於席々御菓子御吸物御酒被下候節、手長御徒  
書面之通、御差出可有之候、諸事寛延元辰年之  
通、御心得可有之候、以上、

同月廿四日

曲淵勝次郎  
長崎半左衛門  
御徒之者

明廿五日、琉球人に被下物有之候間、熨斗目麻上  
下着之運候様、可被申渡候、

十一月廿四日

此外、一通御書付略之、御徒方萬年記、  
明和元年十一月廿四日、松平右京大夫良阿彌を以  
渡、稻垣出羽守達、

高 家

鷹之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰同嫡子

芙蓉之間御役人

御本丸布衣以上之御役人

西丸布衣以上之御役人

法印法眼之醫師

右明廿五日、琉球人音楽被開召、并御暇被下候  
間、直垂狩衣大紋布衣着用、法印法眼裝束に而五  
半時登城候様、可被相達候、無官之面々は不及登  
城候、

一同日於西丸も、被下物有之候間、布衣以上御役人  
計長袴着用、御本丸相濟次第、西丸に罷出候様可  
被達候、

十一月廿四日、條令集、御圖書、天明集録

明和元年十一月廿四日

一明廿五日、琉球人登城に付、殿中熨斗目麻上下着  
之、代合六時過、御日記、

十一月廿五日、大廣間に出御、かの音楽を聴せらる、  
時に御所望あり、畢て中山王尙程に、上意賜物の事

音樂相動候 樂人十三人

右之通、御暇に付被下之旨、老中列座右京大夫申渡之、

帝鑑之間 松平薩摩守

殿上之間 讀谷山王子

柳之間 從者

蘇鐵之間 松平薩摩守家來共

右於席々、御菓子御吸物御酒被下之、御玄關腰懸

大手腰掛におゐて、下官強飯被下之、

西丸大廣間

銀三百枚 中山王

時服二十 正使

右は若君様より被下之旨、伊豫守按するに、老中阿部正右、申渡

之、柳營日記、

明和元年十一月廿五日

一琉球人御暇に付登城、御表に御目見音楽被

仰付、殿中裝束、

大廣間

銀五百枚 中山王

時服十 正使 讀谷山王子

を、老中より讀谷王子に傳へ、また讀谷山に御暇賜物  
あり、それより西丸に登營す、また賜物あり、同廿七  
日心觀院殿にも、物を奉るにより、同廿九日白銀二百  
枚を賜はる、

明和元年十一月廿五日

琉球人登城、音楽被開召御暇被下候に付、溜詰御譜  
代衆、高家詰衆、御奏者番、菊之間御縁類詰、何も嫡  
子、布衣以上御役人、法印法眼之醫師登城、已上刻、  
大廣間出御、音楽相濟而入御、手長并琉球人に被下  
物手長等御役當有之、御徒方萬年記、

明和元年十一月廿五日

一今已上刻、大廣間に出御、琉球人音楽被爲開并御、  
暇被下候に付、溜詰御譜代大名、高家鷹之間詰、  
御奏者番、菊之間縁類詰、同嫡子共、芙蓉之間御  
役人、布衣以上之御役人、法印法眼之醫師登城  
有之、

一入御以來大廣間之三間、

御代替之御祝儀  
銀五百枚 中山王  
銀二百枚 正使  
時服十 惣 中  
銀三百枚



時服十内、貳ッ綸子ちらし、裏紅羽二重、貳ッ紗綾ちらし、裏同斷、貳ッ無紋鬘斗目、只うちら、マ、貳ッ白兩面、壹ッ綸子、裏紅羽二重、壹ッ縹珍、只裏、マ、右何も中綿七百目宛入、

右老中列座若年寄中侍座拜領之、

同席

銀三百枚

從者惣中

時服三宛

樂人十三人

右數渡

時服三宛内、

壹ッ綸子ちらし、裏紅羽二重、壹ッ紗綾ちらし、裏同斷、壹ッ無紋鬘斗目、只裏右何も中綿五百目宛入、

右之通被下之、

一於西丸、

大廣間

銀三百枚

中山王に

時服二十

時服二十内、

四ッ綸子ちらし、裏紅羽二重、四ッ紗綾ちらし、裏同斷、四ッ無紋鬘斗目、只裏、四ッ白兩面、二ッ綸子、裏紅羽二重、二ッ縹珍、只裏、マ、右何も中綿七百目宛入、

正使

讀谷山王子に

綿百把

右老中列座若年寄中侍座拜領之、

御返翰寫、自注、大高折紙、

芳翰分披閱候、公方様若君様益御機嫌能被成御座、恐悅之旨尤候、就御代替之御事、爲御祝儀可申上、今度以使者讀谷山王子、如目錄献上之候、御前被召出之、御喜色之儀候、猶松平薩摩守可申述候、恐恐謹言、

十一月

阿部伊豫守判

松平周防守判

松平右京大夫判

松平右近將監判

中山王

回答琉球人來聘記、按するに、右近將監は武元なり、餘は前に注す、

明和元年十一月廿五日、晴、音樂上覽、金城、奉奏樂曲之名帖、

第一奏樂

萬年春

鎖呐 多賀山親雲上

笛 田島

里之子

笛 佐久真里之子

鼓小銅鑼 德

村里之子

銅鑼 源河里之子

韻鑼

羽地里之子

挿板 神村里之子

第二奏樂

慶皇都

鎖呐 多賀山親雲上

笛 田島

里之子

笛 佐久真里之子

鼓小銅鑼 德

羽地里之子

銅鑼 源河里之子

韻鑼

第二奏樂

慶皇都

鎖呐 多賀山親雲上

笛 田島

里之子

笛 佐久真里之子

鼓小銅鑼 德

羽地里之子

銅鑼 源河里之子

韻鑼

第三唱曲

王頌歌

洋琴 源河里之子

三絃 德村

里之子

琵琶 神村里之子

胡琴 羽地

第四唱曲

論治

提箏 田島里之子

三絃 德村里

里之子

月琴 佐久真里之子

胡琴 神村

第五唱曲

琉歌

三絃 德村里之子

三線 佐久真里

子

以上御日記、續談海、

明和元年十一月廿五日

賀聖明

鎖呐 多賀山親雲上

笛 田島

里之子

笛 佐久真里之子

鼓小銅鑼 德村

羽地里之子

銅鑼 源河里之子

韻鑼

第三奏樂

樂清朝

鎖呐 多賀山親雲上

笛 田島

里之子

笛 佐久真里之子

鼓小銅鑼 德村

羽地里之子

銅鑼 源河里之子

韻鑼

第四唱曲

天初曉

三絃 德村里之子

琵琶 神

紗窓外

三絃 德村里之子

琵琶 神

第五唱曲

太平歌

洞簫 羽地里之子

二線 神

村里之子

三線 佐久真里之子

四線

德村里之子

依台命又奏樂曲之名帖、

第一奏樂

鳳凰吟

鎖呐 多賀山親雲上

笛 田島

天初曉

天初曉 瑞氣降 來臨五彩 卿雲 扶日昇江山美錦  
繡新 更喜的是良晨慶 俺君王新 即位恩  
光普照 東溟家家 戶戶管絃 與歌聲焚香  
禮拜祝 聖明物華 天寶人阜 年豐俺 通國萬古  
千秋慶 太平

紗窓外

紗窓外 月影斜 映照 梁上 那得睡著寂然  
獨坐 思想 思想 我來時 日暮風薰既上 京霜  
雪 相交 地異時殊 客心 客心 動又想 起這般  
此行 何幸是多沐恩波却 及我身榮光 榮光 好若  
在家 不為 遠勞 如何我等沐恩沐恩多

太平歌

青山綠水 長在 天下 國家 永永保好 君  
臣相 嚴相 和真真好 今朝 廷明良 相遇布恩澤  
家家 戶戶 傾心切葵 向千歲爺保國家 山傾  
河帶

論治

仰見當今天下 五風十雨 國泰民安 太平亘古

五頌歌

請看草 木沾雨 露遂生 萬民沐恩 膏得樂 鼓腹又  
擊壤 歡喜無窮 無窮仰看 南面無為 只垂衣豈不  
是熙皞之盛世哉 今君 王聰 明睿 智又士臣善  
人君 子愛呀 天下一家 日布恩布恩多這 恩波無  
處 不及近者 悅遠者 來同仁 優渥如子孫一般  
像 手足一樣都是 說我等在下 之賤的 何幸遇明  
良蒙恩蒙恩 這恩也 天高地厚 是以遠 近都傾  
向 慕歸附之心 誰不雀躍歡 喜即仰 望象 闕  
爭 獻 五箇頌 一來子孫綿綿 昌 二來萬福頻頻 臻  
三來壽考長 萬年四來五風十雨 五穀登五來天下  
國家 慶昇平 天長地久

以來真真稀見罕 有的盛世了  
凡國家 明主 立有極賢者 都在 官行仁政 布恩  
澤 俾人心 感化 致遠 近悅 來是為盛 今朝 廷聖  
君 相繼 起保 民猶 赤子 惠且 愛治 至隆 卿雲 罩  
四方 紫氣 繞宮 殿山 川 秀 岳 瀆 麗 兆 壽考 萬年  
嘯呀 金甌 固福 子孫 百世 玉燭 調 觀 人物 各順  
性 遂 願 喜皞 熙之 世 歌 衢 壤 舞 閭 巷 賀 子 孫 繁  
衍 祝 萬 福 無 窮 樂 昇 平

和番

初出 昭君 今日 裡 起身 千年 羞殺 漢 劉王  
王龍國 勇爺 馬夫 叩頭 白 呵是 爾 馬夫 小人  
正是 馬夫 娘 娘 去 和 番 這 山路 鑾 駕 難 行  
備 有 一 好 馬 麼 白 有 一 匹 烈 馬 一 匹 牽  
來 白 是我 查 看 肚 帶 不 會 收 該 打 馬 夫 再

收一收 交打 如今 收好 我去 請二 娘 娘 一  
娘 娘 有 請 馬 夫 帶 馬 上 鞍 千 歲 千 歲 吹 鼓 唱 今  
日 漢 宮 人 明 朝 胡 地 婦 再 不 能 下 與 我 王 一 同  
歡 同 樂 懷 抱 琵琶 訴 不 盡 淒 涼 好  
不 傷 心 看 看 來 到 二 黑 水 橋 邊 一 見 一 雙 孤 雁 飛  
落 在 二 馬 前 一 我 那 雁 兒 呀 呀 馬 夫 前 面 飛 來 飛  
去 甚 麼 鳥 白 兵 鴻 鳥 白 昭 君 可 憐 我 回 首  
望 不 見 二 漢 劉 王 一 生 離 離 把 人 淒 涼 淒 涼  
唱 這 想 思 好 叫 二 奴 多 牽 掛 一 彈 二 幾 聲 馬 上  
琵琶 那 有 二 心 事 一 來 插 二 戴 他 華 落 路  
道 道 遙 萬 里 長 沙 汨 珠 兒 濕 透 了 香 羅 帕 一 來  
難 捨 二 父 母 恩 三 來 難 捨 二 枕 邊 人 三 來 損 壞 了  
黎 民 四 來 國 家 糧 草 都 用 盡 五 來 百 萬 兒 郎  
可 憐 他 晝 夜 心 驚 鑼 鼓 交 打 昭 君 坐 娘 娘 千 歲  
千 歲 昭 君 不 作 冬 月 裡 凍 也 來 昭 君 的 娘 娘

去和番拾不<sup>ニ</sup>得<sup>レ</sup>劉王海洋深<sup>ニ</sup>高聲<sup>ニ</sup>哭<sup>レ</sup>到<sup>ニ</sup>雁門<sup>ノ</sup>關<sup>ニ</sup>哭<sup>レ</sup>冬<sup>ノ</sup>天路<sup>ノ</sup>遙<sup>ク</sup>去<sup>リ</sup>和<sup>レ</sup>番<sup>ノ</sup>想<sup>ニ</sup>思<sup>ハ</sup>長<sup>ク</sup>安<sup>ク</sup>一<sup>ノ</sup>泪<sup>ノ</sup>珠<sup>ノ</sup>彈<sup>ヲ</sup>夫<sup>レ</sup>跪<sup>テ</sup>白<sup>ク</sup>娘<sup>ノ</sup>娘<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>太<sup>ク</sup>哭<sup>ク</sup>一<sup>ノ</sup>馬<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>快<sup>ク</sup>有<sup>リ</sup>日<sup>ノ</sup>裡<sup>ニ</sup>該<sup>レ</sup>到<sup>ニ</sup>那<sup>ノ</sup>關<sup>ニ</sup>白<sup>ク</sup>那<sup>ノ</sup>關<sup>ニ</sup>是<sup>レ</sup>甚<sup>ク</sup>麼<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>白<sup>ク</sup>乃<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>雁門<sup>ノ</sup>關<sup>ニ</sup>白<sup>ク</sup>寧<sup>ク</sup>做<sup>ク</sup>南<sup>ノ</sup>朝<sup>ノ</sup>皇<sup>ノ</sup>宮<sup>ノ</sup>狗<sup>ノ</sup>不<sup>レ</sup>做<sup>ク</sup>番<sup>ノ</sup>雜<sup>ノ</sup>那<sup>ノ</sup>邊<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>男<sup>ノ</sup>婦<sup>ノ</sup>唱<sup>ク</sup>千<sup>ノ</sup>年<sup>ノ</sup>恨<sup>ノ</sup>二<sup>ノ</sup>殺<sup>ク</sup>毛<sup>ノ</sup>延<sup>ノ</sup>壽<sup>ノ</sup>太<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>良<sup>ク</sup>折<sup>レ</sup>三<sup>ノ</sup>散<sup>ノ</sup>鸞<sup>ノ</sup>鳳<sup>ノ</sup>凰<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>路<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>思<sup>ハ</sup>想<sup>ハ</sup>馬<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>思<sup>ハ</sup>想<sup>ハ</sup>王<sup>ノ</sup>泪<sup>ノ</sup>珠<sup>ノ</sup>彈<sup>ヲ</sup>

明和四年夏六月、一話一言、

明和元年十一月廿七日、御臺様は中山王より献上物、

- 一 壽帶香二十箱
- 一 香餅二箱
- 一 龍涎香五十袋
- 一 石人形二脚
- 一 玉風鈴一對
- 一 沈金料紙硯箱一通
- 一 緞子二十卷
- 一 太平布五十疋
- 一 綾緞子五十端
- 一 泡盛酒五壺

右薩摩守家來を以差上之、謁伊丹兵庫頭、

同廿九日、御臺様より中山王に、御使御用人新家市正を以、銀二百枚賜之、已上、御日記、  
同月廿六日、琉球人東叡山御宮に参拜す、町觸あり、同廿七日老中若年寄の宅に参り、十二月朔日御三家方にまいる、同十一月江戸を發して歸國す、

明和元年十一月

明和元年十一月廿六日、御老中廻り、十二月朔日、松平薩摩守芝屋敷より、此間登城之通、日比谷御門通八代すかし通り、大手前より一ツ橋御門を出、護持院表門通、夫より神田橋之外御用屋敷前通り、筋違橋本多信濃守前通上野へ參、歸候節は筋違橋迄は右之道筋罷越、夫より通町筋増上寺表門通より、同片門前町を通、芝薩摩守屋鋪に罷歸候間、先達而相觸候通、掃除等入念可申候、町中可相觸候、以上、

十一月、令條錄、

明和元年十一月廿六日、御老中廻り、十二月朔日、御三家廻り、同十一月發足、琉球人來聘記、  
去る年、琉球の王子來朝せし時、我公の按ずるに、此書景の隨筆なれば、我公御館へも参りぬる時、御家人多くは則尾張殿をさす、

右者、琉球人御用相勤候に付、於御前被下之、  
同年十二月二日

芙蓉之間

大目付

池田筑後守

同 稻垣出羽守

同 御目付

同 曲淵勝次郎

同 長崎半左衛門

同 名代室賀源七郎

同 右者琉球人御用懸相勤候に付被下之旨、老中列座伊豫守申渡之、

燒火之間

御徒目付

清水 又 八

山岡 幸七郎

淺井 平七郎

鈴木 孫七郎

銀三枚宛

同 右同斷に付被下之旨、松平攝津守申渡之、

同 同三丙戌年五月二日

御右筆部屋椽類

時服十

松平右京大夫

しに、島津家より兼て申送られしは、彼國人殊に柔弱の氣象ありて物に恐れ侍る、營中の衣冠結構なりしに氣動き、禮を失はんとするに至りし、我附庸の國使なれば、強に公館の御もてなしもおほけなく、且威禮を見て、彼か耻あらんもうたてし、必尋常のこころ御待接あるべきやうにと、年老御家人迄申おくられしこそ、扱も心よわき夷也、東都にて寛永寺御廟へ、彼等參る路にて、折節火事出來て、火消の有司紛亂雜混して、馬を馳せ躁動せしを、琉球人等大に恐怖し、魂を失ひしものも多かりし、其の王子とかやは、其まゝにてかへり打ふし、久しく煩ひけるこそ、我國強武の人の目より見てはいとおかし、鹽尻、

十一月廿八日、老中松平右京大夫輝高に時服を賜はる、十二月二日、大目付御目付等にもまた賜物あり、これ參府御用を奉はりしによりてなり、同三丙戌年五月二日、道中人馬御用を勤めたる御勘定組頭、御勘定にも褒銀を賜はれり、

明和元年十一月廿八日

時服十

松平右京大夫

御勘定組頭  
土山甚十郎  
菰田仁右衛門  
御勘定  
水島本十郎  
同  
藤井宗五郎  
同  
福守半太夫  
同三枚  
右者、琉球人人馬割御用相勤候に付被下之旨、右近將監申渡、已上、柳營日次記、

通航一覽卷之十七

琉球國部十七

○來貢 寛政二年

寛政元己酉年十二月四日、老中松平伊豆守信明、琉球人參府御用を命せらる、同二庚戌年正月十三日、大目付御目付も同く御用懸となる、

寛政元己酉年十二月四日

松平伊豆守

來戌年秋琉球人參府に付、右御用取扱、

右於奧相濟、

同二庚戌年正月十三日

大目付

山田肥後守

松浦越前守

右琉球人參府に付、右御用可相勤旨、於新番所前

溜伊豆守申渡之、

御目付

桑原善兵衛

井上圖書

右同斷之旨、於同席備前守按ずるに、若年申渡之、以寄京極高久

通航一覽卷之十六終

上、寛政年録、  
寛政二年九月、琉球人登城、及び上野御宮參拜の時、御徒道固の事によりて、御目付御徒頭と往復あり、同年十月かれ城登の時、正使副使下乗等の事を御目付より達す、百人組及び大手内櫻田番所等に達せしなるへし、十一月四日、同時出仕の輩、下乗下馬供溜等の事、及び御禮御暇の時、御前に出さる輩衣服の觸あり、

寛政二年九月廿八日、御目付達書、

琉球人登城、并上野御宮に參詣之節、正徳之頃參府之節は、御徒方道固有之候由、其後何頃右道固相止候哉、且明和度道固は無之候得共、通行道筋に御徒方罷出候儀茂有之候哉致承知度、被成御調否之儀、御附札に而御申聞可有之候、以上、

九月

桑原善兵衛

井上圖書

右之答、同晦日左之通、

一正徳四年十二月、琉球人登城之節、并御宮に罷出候節、御宮廻り道固御徒罷出申候、  
一享保三戌年十一月、琉球人登城之節、道固罷出候に及不申候旨、御目付三宅大學御徒頭江原與右

衛門に被申聞候、御宮に罷出候節、道固罷出候儀相見不申候、

寛延元辰年十二月、琉球人參候節、御宮廻り并道固共罷出候儀相見不申候、御暇之節御響應、并被下物之節、御手長罷出申候、

一明和元年十一月、同斷之節御宮廻り、并道固共罷出候儀相見不申候、御暇之節御手長役前書之通罷出申候、右御徒道固不能出譯相知不申候、

九月御徒方萬年記、

寛政二年十月、御目付達書、

琉球人登城之節

中山王使者

宜野灣

右下乗橋際、

副

使

右下乗橋外百人組張番所前、

一下乗所に相殘候橋、其外供廻り下乗張番所脇に

差置候事、

但、登城相濟候は、直に右塙所へ薄縁庭座差

置候事、

右之通、伺相濟候に付申達候、